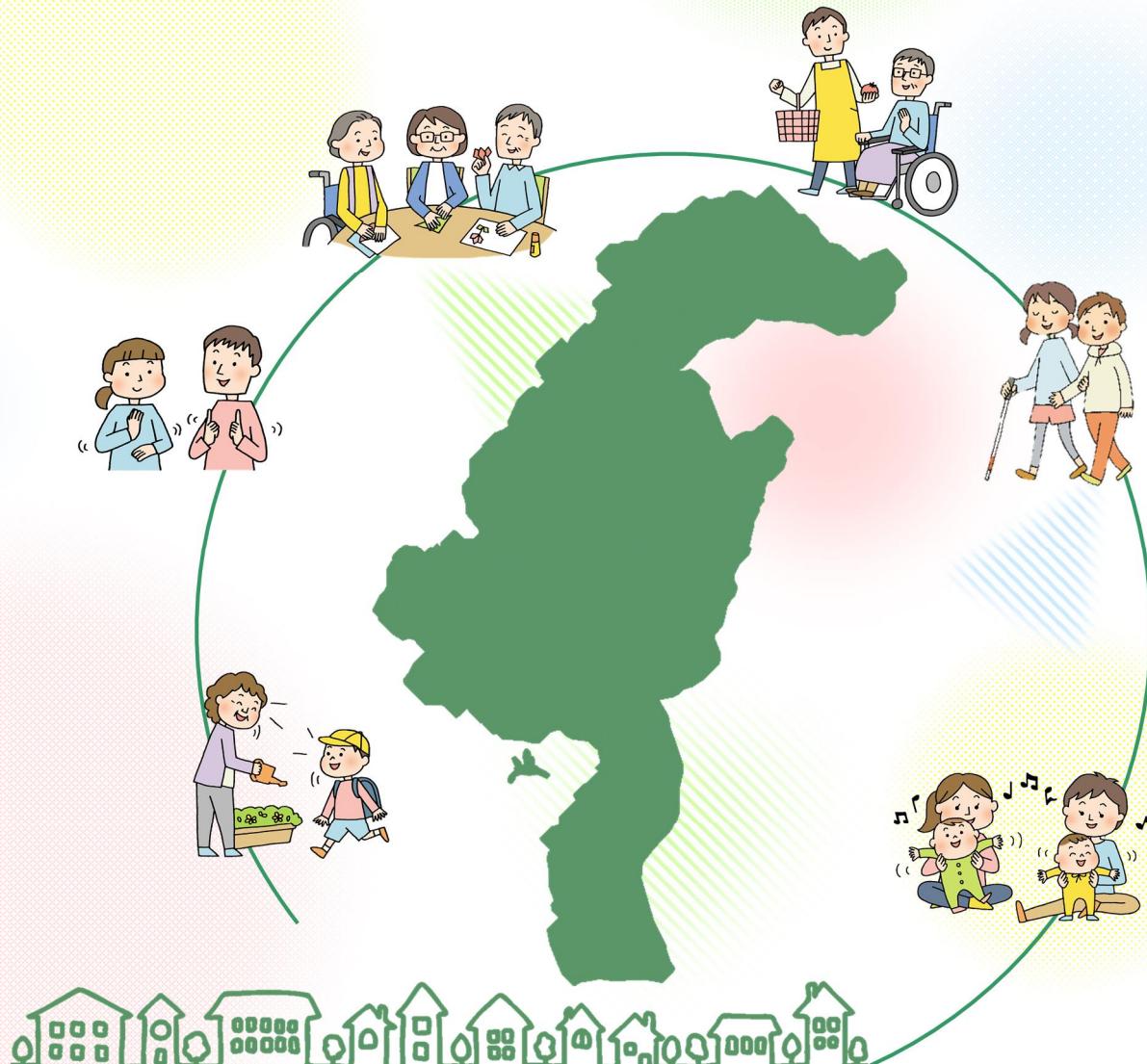


Kawanishi City Disabled Persons Plan

川西市障がい者プラン 2029

第8次川西市障がい者計画（第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画）



自分らしく輝き
ともに暮らし続けられる共生社会の実現



■障害者の「害」の表記について

本市では、障害者の「害」の表記について、「障害」という言葉が単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「害」の字をひらがなで表記することとしています。ただし、法令の題名や固有名詞などで「害」を漢字で表記しているものは、漢字のまま表記しています。

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 本計画が対象とする「障がい者」の考え方について.....	3
3. 計画の位置づけ	4
4. 計画の期間	6
第2章 障がい者を取り巻く現状.....	7
1. 前計画の成果と課題.....	7
2. 障がい者の現状	12
3. 障がい者福祉施設の現状.....	18
4. アンケート結果の概要.....	23
5. ワークショップの概要.....	44
6. 「親なき後」を見据えた体制づくり意見交換会の概要.....	47
7. 障がい者を取り巻く課題.....	49
第3章 計画の基本的な考え方.....	66
1. 川西市の障がい者施策がめざす姿（基本理念）	66
2. 計画の基本目標	67
3. 施策体系	70
4. 重点施策	71
第4章 施策の展開	73
基本目標1 ともに学び、活動し、ともに支え合う共生社会の推進.....	73
基本目標2 自分らしく輝き、多様な社会参加と自立に向けた支援の充実.....	83
基本目標3 一人ひとりに寄り添った幸せな暮らしの実現.....	95
基本目標4 障がいのある子どもたちの健やかな育成と豊かな未来の実現.....	109
第5章 第7期障がい福祉計画.....	116
1. 成果目標等の設定.....	116
2. 障害福祉サービス等の見込量及び確保の方策.....	124
3. 地域生活支援事業の実施に関する事項.....	150
第6章 第3期障がい児福祉計画.....	160
1. 成果目標の設定	160
2. 障害児通所支援等の見込量及び確保の方策.....	163
第7章 計画の推進体制.....	170
資料編	173

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

わが国の障がい者施策は、障がい者及び障がい児（以下「障がい者（児）」という。）が、基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てされることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（以下「共生社会」という。）の実現に寄与することをめざして、様々な制度が整備されてきました。

平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標として「SDGs（持続可能な開発目標）」が採択され、障がい者施策の推進にあたっては、SDGs推進の取組とも軌を一つにし、障がい者のみならず行政機関等、事業者といった様々な関係者が共生社会の実現という共通の目標の実現に向け、協力して取組を推進することが求められます。

また、令和2（2020）年には新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、障がい者を含め脆弱な立場に置かれている人々が大きな影響を受けました。感染拡大時をはじめ、地震、台風等の災害発生時に障がい者が受けける影響やニーズの違いに留意しながら取組を進めることが求められています。

さらに、令和3（2021）年には、東京オリンピック・パラリンピックが開催され、そのレガシーとして社会のあらゆる場面における「アクセシビリティの向上」や「心のバリアフリー」の理解促進に継続して取り組むことが国の第5次障害者基本計画では示されています。

本市では、障がいを取り巻く動向に留意しながら、障がい者の実態やニーズの把握に努め、平成30（2018）年度から令和5（2023）年度までの6年間を計画期間とする「川西市障がい者プラン2023」を策定し、「みんなとつながる 安心と共生の社会の実現」の基本理念のもと、障がい者施策を総合的に推進してきました。また、この計画は、「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」を包含しており、障がい者（児）が必要なサービスを利用し、地域で安心して生活できるとともに、社会参加の機会が確保されるよう、地域共生社会の実現に向けたサービスの充実に努めてきました。

一方で、この間の障がいを取り巻く現状をみると、障がいの多様化や本人及び介護者の高齢化が一層進んでおり、親なき後を見据え、障がい者が自らの望む地域生活を営むための支援の充実が求められているほか、地域生活への移行を進めていくための仕組みづくり、就労促進、権利擁護、障がい児支援といった様々な課題への対応が求められています。

そこで、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念を踏まえ、障がい者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえるとともに、中長期的な視点に立って、障がいの有無にかかわらず、誰もが社会の一員として、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を推進していくため、本市が取り組むべき障がい者施策の基本的な方向を定めるべく、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画を含む、「川西市障がい者プラン2029（第8次川西市障がい者計画）」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

■近年の障がい者施策の動向

年	主な制度・法律	主な内容
H30 (2018年)	障害者基本計画(第4次)策定	
	【改正】障害者の雇用の促進等に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者雇用義務の対象に精神障がい者が加わる
	【改正】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の望む地域生活の支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応 ・サービスの質の確保と向上に向けた環境整備
	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、個性と能力の発揮及び社会参加を促進 ・計画策定が努力義務化(地方公共団体)
H31 (2019年)	障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者による文化芸術活動の幅広い促進 ・障がい者による作品等の創造に対する支援の強化 ・地域における障がい者の作品等の発表や交流の促進による住みよい地域社会の実現
R1 (2019年)	【改正】障害者の雇用の促進等に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者活躍推進計画策定の義務化（地方公共団体） ・特定短時間労働者を雇用する事業主に特例給付金の支給
	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進を目的とする
R2 (2020年)	【改正】障害者の雇用の促進等に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主に対する給付制度、障がい者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度(もにす認定制度)の開始
R3 (2021年)	【改正】障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (以下「障害者差別解消法」という。)	<ul style="list-style-type: none"> ・合理的配慮の提供義務の拡大(国や自治体のみから民間事業者も対象に)
	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもや家族が住んでいる地域にかかわらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体に支援の責務を明記
R4 (2022年)	【改正】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (以下「障害者総合支援法」という。)	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホーム入居者の一人暮らしへの移行支援を進める
	【改正】障害者の雇用の促進等に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・週20時間未満で働く精神障がい者等について、法定雇用率の算定対象に加える
	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律 (以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。)	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的とする
R5 (2023年)	【改正】精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健に関する相談支援体制の整備・医療保護入院の見直し ・入院者訪問支援事業の創設、虐待防止に向けた取組の一層の推進

2. 本計画が対象とする「障がい者」の考え方について

障害者基本法では、「障害者」の定義を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定めています。また、「その他の心身の機能の障害」には、難病等に起因する障がいも含まれると解されています。

本計画が対象とする「障がい者」についても、原則として、障害者基本法の定義する「障害者」と同じですが、個々の法律で障がい者の範囲を限定して定義している場合は、その定義に従います。

また、本計画中、「障がい者」という表記は、原則として年齢を問わず、障がいのある人すべてを指します。ただし、18歳未満の障がいのある子どもを特に指す必要がある場合や、障がいのある子どもが含まれていることを明示する必要がある場合は、「障がい児」や「障がい者（児）」という表記を用います。

3. 計画の位置づけ

(1) 計画の性格

本計画は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に定めた計画です。

①市町村障害者計画

市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画として策定するもので、本市の障がい者施策全般にわたる推進の方向性と具体的な取組を示すものです。

障害者基本法（昭和45年法律第84号）

第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

②市町村障害福祉計画

厚生労働大臣の定める基本指針3（以下「基本指針」という。）に即して、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や、サービスの種類ごとに必要な見込量を定めるものです。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

③市町村障害児福祉計画

基本指針に即して、障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標や、サービスの種類ごとに必要な見込量について定めるものです。

児童福祉法（昭和22年法律第164号）

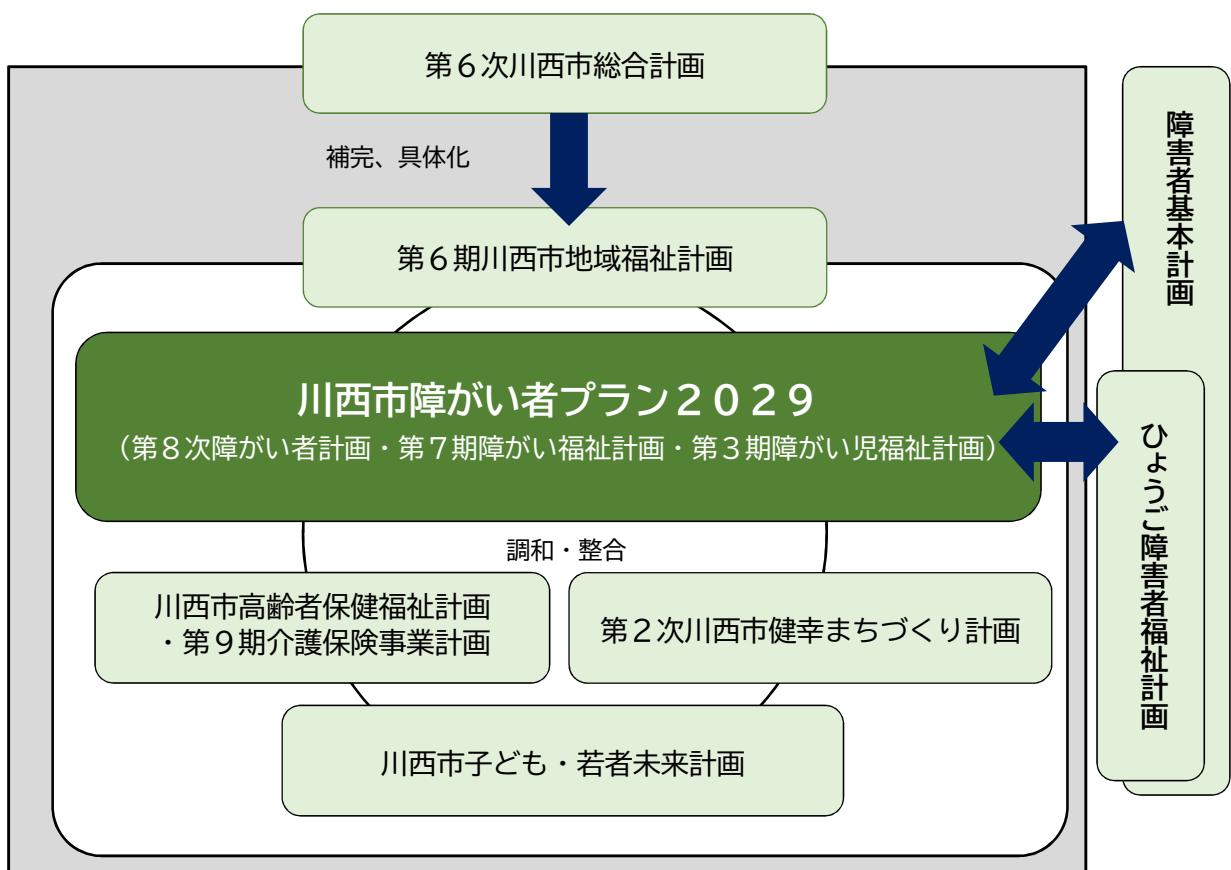
第33条の20第1項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

(2) 関連する計画との関係

本計画は、国の「障害者基本計画」及び兵庫県の「ひょうご障害者福祉計画」を基本とするとともに、本市の上位計画である「第6次川西市総合計画」を補完、具体化する「第6期川西市地域福祉計画」のうち、障がい者福祉に関する分野別計画に位置づけられるものです。

また、関連する分野別計画である「川西市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」、「第2次川西市健幸まちづくり計画」、「川西市子ども・若者未来計画」との調和、整合を図りながら、引き続き達成すべき障がい者施策の目標と具体的な方策を明らかにしています。本計画で示す内容は、市民、障がい者福祉関係機関、市民活動団体、行政が取り組むべき障がい者福祉分野の基本的な指針となるものです。



4. 計画の期間

国の定める「市町村障害者計画策定指針」では、市町村障害者計画は、中長期のものとして策定することが適当とされているほか、兵庫県においても、都道府県障害者計画に該当する「ひょうご障害者福祉計画」は6年間を計画期間としていることなどを踏まえ、第8次障がい者計画の期間を6年間（令和6（2024）年度～令和11（2029）年度）としています。

なお、市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画は、基本指針により3年を1期として定めることとされているため、これらの計画に相当する部分（第5章及び第6章）は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間を計画期間とし、障害福祉計画及び障害児福祉計画の改定を行う令和8（2026）年度に、本計画全体の総合的な中間評価を行うこととします。

令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
第7次障がい者計画			川西市障がい者プラン2029（第8次障がい者計画）					
第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画			第8期障がい福祉計画		
第2期障がい児福祉計画			第3期障がい児福祉計画			第4期障がい児福祉計画		

第2章 障がい者を取り巻く現状

1. 前計画の成果と課題

第7次障がい者計画「障がい者プラン2023」は、平成30（2018）年度から令和5（2023）年度までの6年間を計画期間として、「みんなとつながる 安心と共生の社会の実現」の基本理念のもと、「1. ともに支え合うことのできる地域づくり」「2. 本人の意思を尊重した社会参加の促進」「3. 安心して暮らすためのサービスの充実」「4. 障がい児支援の充実」の4つの基本目標を掲げ、数々の取組を進めてきました。ここでは、前計画の最終年度の令和5（2023）年度における各施策の実施状況について、担当所管による自己評価、主な施策の成果と課題をまとめています。

（1）全体評価

計画全体では、「A」評価が36.9%、「B」評価が50.6%となっており、これらを合わせると87.5%が、一定程度、計画に定めた目標に沿った施策展開ができていると評価しています。

評価方法

各施策の達成度は、以下の基準で評価しています。

- A：目標に沿った施策展開は、80%以上できたもの
- B：目標に沿った施策展開は、60%以上で概ね計画どおりできたもの
- C：目標に沿った施策展開は、30%～50%あまり計画どおりにできなかったもの
- D：目標に沿った施策展開ができなかったもの

計画全体、基本目標ごとの進捗度は、以下の基準で評価しています。

- ：「A」と「B」の数の合計が全体の90%以上
- ：「A」と「B」の数の合計が全体の60%～89%
- ：「A」と「B」の数の合計が全体の59%以下

○計画全体の自己評価

	施策数	割合	進捗度
A（目標に沿った施策展開ができた）	62	36.9%	→
B（目標に沿った施策展開が概ねできた）	85	50.6%	
C（目標に沿った施策展開があまりできなかった）	16	9.5%	
D（目標に沿った施策展開ができなかった）	5	3.0%	
合計	168	100.0%	

※同一施策を複数の所管で実施している場合は、所管ごとに評価を行っているため、評価の合計数は、計画に位置づけた施策の合計数とは一致していません。

(2) 基本目標ごとの評価

基本目標1 ともに支え合うことのできる地域づくり

○【基本目標1の自己評価】

	施策数	割合	進捗度
A（目標に沿った施策展開ができた）	16	51.6%	→
B（目標に沿った施策展開が概ねできた）	7	22.6%	
C（目標に沿った施策展開があまりできなかった）	5	16.1%	
D（目標に沿った施策展開ができなかった）	3	9.7%	
合計	31	100.0%	

主な施策の成果と課題
<p>「市障がい者自立支援協議会の運営」</p> <p>地域の関係機関の連携強化や社会資源の開発及び改善に関することなどを協議する場である「市障がい者自立支援協議会」において、令和4（2022）年度から新たに日中サービス支援型グループホームに係る評価を実施しました。</p> <p>また、より専門的に議論を深めるため、課題ごとの専門部会を開催し、市内の相談支援体制や医療的ケア児への支援、精神障がい者への支援について議論しました。今後、協議会及び各専門部会の活性化や関係機関との連携強化を進めていく必要があります。</p>
<p>「障がい者週間事業の実施」</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響で中止していた「障がい者一日サロン」は、令和4（2022）年12月3日（土）にアステ市民プラザで実施しました。当日は、アステホールで吉本興業のお笑い芸人河本準一氏を迎えて「手話言語条例制定記念シンポジウム」を開催しました。一般市民や障がい者等約300人が来場され、手話や耳の不自由な方への理解を深めることができましたが、若い世代の来場が少なかったので、参加の呼びかけや啓発の工夫が必要です。</p>
<p>「おもいやりスペースの普及」</p> <p>障がい者や高齢者など、自転車駐輪ラックの上段が使用しにくい方が下段ラックを優先に使用できる「おもいやりスペース」について、既存スペースの現状確認・老朽化したポップの修繕を行いました。引き続き、市民へ制度周知を図っていきます。</p>
<p>「避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成」</p> <p>自力での避難が難しい一人暮らしの高齢者や障がい者など避難行動要支援者に対し、個別避難計画の作成を進め、地域の防災訓練を通じ計画の検証を行う事業です。令和4（2022）年度に多田地区で1件の個別避難計画を作成しましたが、市内全地区において作成できており、地域との調整や福祉専門職との連携に課題があります。</p>

基本目標2 本人の意思を尊重した社会参加の促進

○【基本目標2の自己評価】

	施策数	割合	進捗度
A（目標に沿った施策展開ができた）	9	18.0%	→
B（目標に沿った施策展開が概ねできた）	34	68.0%	
C（目標に沿った施策展開があまりできなかった）	6	12.0%	
D（目標に沿った施策展開ができなかった）	1	2.0%	
合計	50	100.0%	

主な施策の成果と課題

「障がい者の雇用・就労の促進」

障がい者の雇用及び就労に向け、施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、令和2（2020）年2月に「市障がい者雇用・就労推進本部」を設置し、庁内関係部署をはじめ外部より伊丹公共職業安定所、社会福祉協議会が参画し、一般就労及び福祉的就労を一体的に推進しています。この間は、市所有の建物を活用して、本市になかった就労移行支援事業所の開設、市独自の雇用奨励金の創設や各種助成金の拡充など障がい者の就労拡大を図りました。

令和4（2022）年度の障がい者就労について、一般就労と福祉的就労を合わせて119人増となっており、推進本部で定めた目標の76人増より大幅に上回った結果となっています。

また、就労継続支援事業所は、新たに5か所が開設され、市内での提供体制は一定充実しています。

このほか、企業向けに障がい者の短時間雇用についてのセミナー開催や「障がい者雇用ハンドブック」を作成するなど企業の障がい者雇用への理解を図りました。障がい者が自立した生活を営むため、障がい者の就労率の向上に向け、民間企業と連携した効果的な施策を進めていく必要があります。

「手話言語条例の制定」

令和4（2022）年3月28日に手話言語条例が制定、同年4月1日から施行されました。市広報やホームページなどを通じ市民や企業等へ条例の周知、啓発を行いました。また、効果的な施策を進めるため、当事者を含めた施策推進検討部会を設置し、手話通訳等の人材確保や手話又はろう者等への理解を図るための方策等について議論しました。令和5（2023）年度では、手話通訳者等の待遇改善や「手話サポーター」制度を創設するなど手話等への理解を促進していきます。

「成年後見制度の普及・促進に向けた中核機関の設置」

権利擁護支援を必要とする人が適切な支援につながるよう、令和3（2021）年4月1日、成年後見支援センター“かけはし”を中核機関と位置づけ、地域連携ネットワークの司令塔としての役割をスタートさせました。今後は、関係機関と連携しながら、成年後見制度の利用促進を図っていきます。

基本目標3 安心して暮らすためのサービスの充実

○【基本目標3の自己評価】

	施策数	割合	進捗度
A（目標に沿った施策展開ができた）	35	56.5%	↑
B（目標に沿った施策展開が概ねできた）	22	35.5%	
C（目標に沿った施策展開があまりできなかった）	4	6.4%	
D（目標に沿った施策展開ができなかった）	1	1.6%	
合計	62	100.0%	

主な施策の成果と課題

「市障がい者基幹相談支援センターの運営」

令和2（2020）年12月に、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である「市障がい者基幹相談支援センター」を設置し、各委託相談支援事業所や計画相談支援事業所に対し、適宜指導・助言を行ってきました。

今後は、市障がい者自立支援協議会、専門部会で把握した課題解決の施策の展開が必要です。

「総合的・重層的支援体制の構築」

「地域共生社会」を実現するため、地域福祉課が中心となり、本市における重層的支援体制構築に向けて検討を進めています。また、令和6（2024）年度からの重層的支援体制の実現をめざし、庁内関係課による検討会議や関係機関による事例検討会議を実施します。

「障がい者の親なき後の支援体制確保に向けた検討」

「親なき後」も障がい者が、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくことができるよう、障がい者やその家族が安心できる支援の仕組みづくりを進めるため、令和3（2021）年4月に検討部会を設置しました。

令和4（2022）年度は、これまでの検討内容や当事者等との意見交換会で集約した意見を踏まえ、施策の方向性について協議した結果、計画相談支援事業所の拡充が喫緊の課題となり、事業所の開設誘致のため、助成金の創設などに取り組んでいます。

「市立川西病院跡地での共生型サービスなどの整備に向けた検討」

令和5（2023）年3月に策定された「市立川西病院跡地活用基本方針」の中で、共生型のサービスが掲げられているため、設置に向けた検討を進めます。

基本目標4 障がい児支援の充実

○【基本目標4の自己評価】

	施策数	割合	進捗度
A（目標に沿った施策展開ができた）	2	8.0%	↑
B（目標に沿った施策展開が概ねできた）	22	88.0%	
C（目標に沿った施策展開があまりできなかった）	1	4.0%	
D（目標に沿った施策展開ができなかった）	0	0.0%	
合計	25	100.0%	

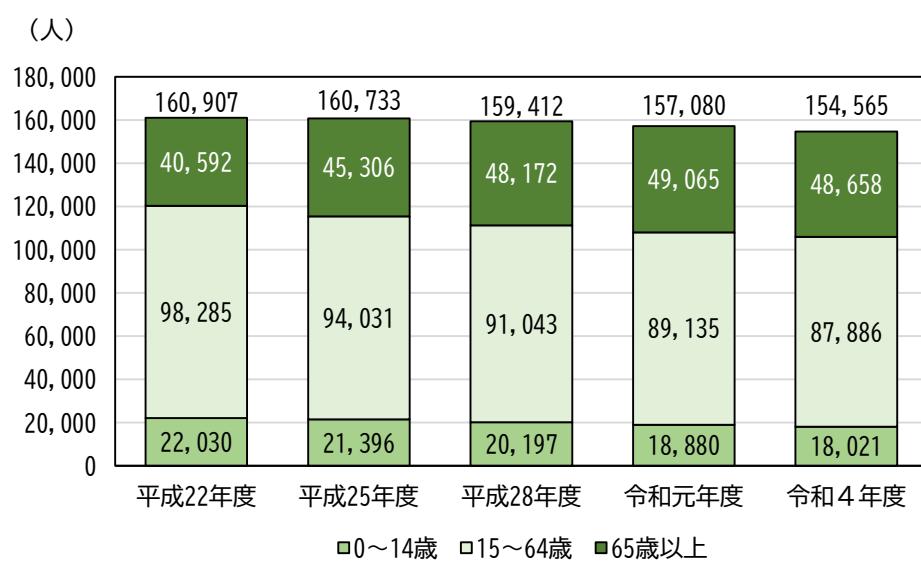
主な施策の成果と課題
<p>「医療的ケア児に対する支援体制の充実」 市障がい者自立支援協議会のこども支援部会では、市内の医療的ケア児などの情報把握と支援体制の共有、協議を行いました。令和3（2021）年度に施行された医療的ケア児支援法に基づき、医療的ケア児等コーディネーターを中心に、医療、教育、福祉等関係機関と連携を図り、医療的ケアを要する障がい児に対し適切な支援を進めています。</p>
<p>「重症心身障がい児に対する支援体制の整備」 重症心身障がい児向けの通所支援事業所が2か所設置されましたが、重症心身障がい児が身近な地域で福祉サービスが受けられるように、引き続き、支援体制の充実に努めていく必要があります。また、適切な支援につながるよう、市障がい者自立支援協議会の「こども支援部会」において、実態の把握や地域における課題について情報共有を図り、支援のあり方を検討していきます。</p>
<p>「障害児通所支援事業所等に向け研修体制の構築」 児童発達支援センター川西さくら園に研修を委託し、保護者や支援者、学校等の教職員等に対し研修を実施しました。令和4（2022）年度は、3回にわたり延べ229人が研修に参加され、児童の障がいの特性や発達障がいに対する理解を深めました。引き続き、保護者や支援者、教職員などのニーズを把握した研修を実施し、障がい児への適切な支援を図っていきます。</p>

2. 障がい者の現状

(1) 総人口

令和4(2022)年度末時点での本市住民基本台帳の総人口は、154,565人となっています。人口は、近年減少傾向にあります。年齢3区分別にみると、年少人口(0~14歳)と生産年齢人口(15~64歳)は減少している一方で、高齢者人口(65歳以上)は増加してきましたが、令和4(2022)年度にはやや減少しました。

■年齢3区分別人口の推移



資料：市住民基本台帳

(2) 身体障がい者

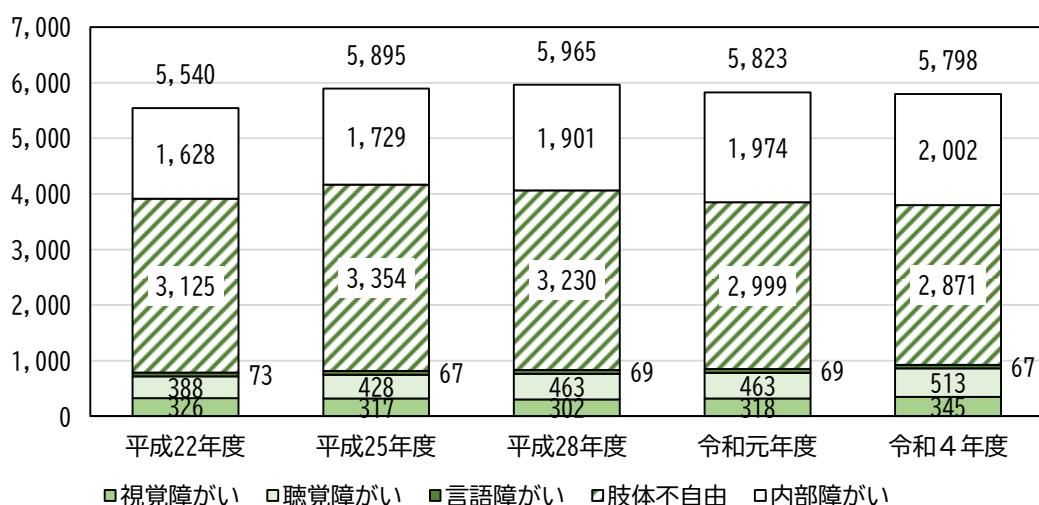
平成 28 (2016) 年度以降、身体障害者手帳所持者数は減少傾向で推移しており、令和4 (2022) 年度の身体障害者手帳所持者数は 5,798 人となっています。

障がい種別では、視覚障がい 6.0%、聴覚障がい 8.8%、言語障がい 1.2%、肢体不自由 49.5%、内部障がい 34.5% で、肢体不自由が最も多く約半数を占めています。

障がいの程度別にみると、2級、4級で減少がみられますか、5級、6級では増加傾向で推移しています。

■障がい種別身体障害者手帳所持者（総数、各年度末現在）

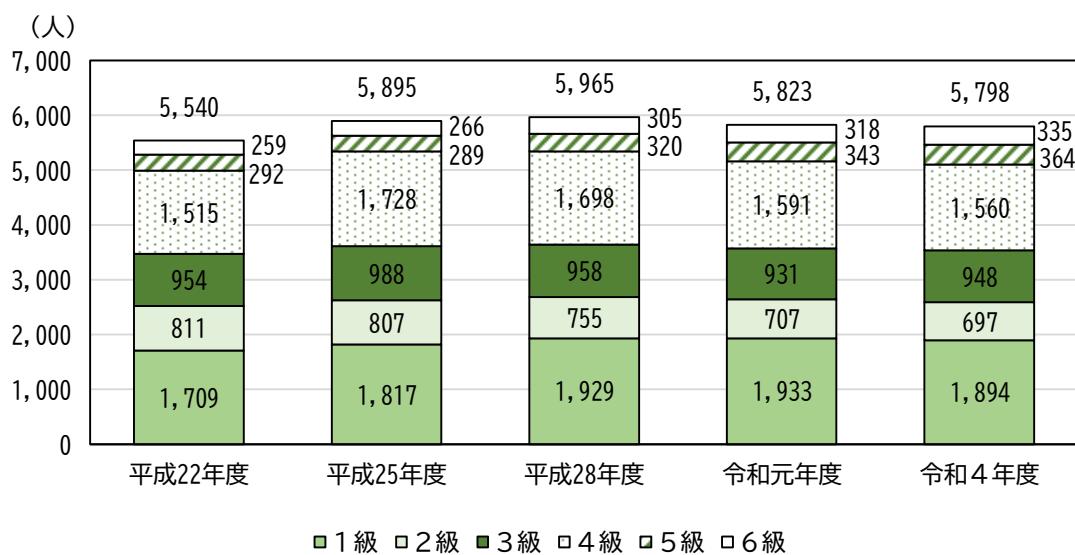
(人)



■障がい種別身体障害者手帳所持者（児者別、各年度末現在、単位：人）

		平成 22 (2010) 年度	平成 25 (2013) 年度	平成 28 (2016) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 4 (2022) 年度
視覚障がい	18歳未満	0	0	0	0	0
	18歳以上	326	317	302	318	345
聴覚障がい	18歳未満	17	16	16	13	16
	18歳以上	371	412	447	450	497
言語障がい	18歳未満	2	2	2	1	0
	18歳以上	71	65	67	68	67
肢体不自由	18歳未満	61	56	46	46	33
	18歳以上	3,064	3,298	3,184	2,953	2,838
内部障がい	18歳未満	14	20	20	26	28
	18歳以上	1,614	1,709	1,881	1,948	1,974

■等級別身体障害者手帳所持者数（総数、各年度末現在）



■等級別身体障害者手帳所持者数（児者別、各年度末現在、単位：人）

		平成 22 (2010) 年度	平成 25 (2013) 年度	平成 28 (2016) 年度	令和元 (2019) 年度	令和4 (2022) 年度
級	18 歳未満	47	50	39	41	37
	18 歳以上	1,662	1,767	1,890	1,892	1,857
級	18 歳未満	15	16	17	17	15
	18 歳以上	796	791	738	690	682
級	18 歳未満	11	10	9	11	7
	18 歳以上	943	978	949	920	941
級	18 歳未満	13	13	12	9	10
	18 歳以上	1,502	1,715	1,686	1,582	1,550
級	18 歳未満	3	2	3	2	2
	18 歳以上	289	287	317	341	362
級	18 歳未満	5	3	4	6	6
	18 歳以上	254	263	301	312	329

■等級別障がい種別身体障害者手帳所持者数（令和5（2023）年3月末現在、単位：人）

	総数	視覚障がい	聴覚障がい	言語障がい	肢体不自由	内部障がい
1級	1,894	87	25	4	529	1,249
2級	697	106	80	4	474	33
3級	948	28	56	31	528	305
4級	1,560	27	174	28	916	415
5級	364	79	4	-	281	-
6級	335	18	174	-	143	-

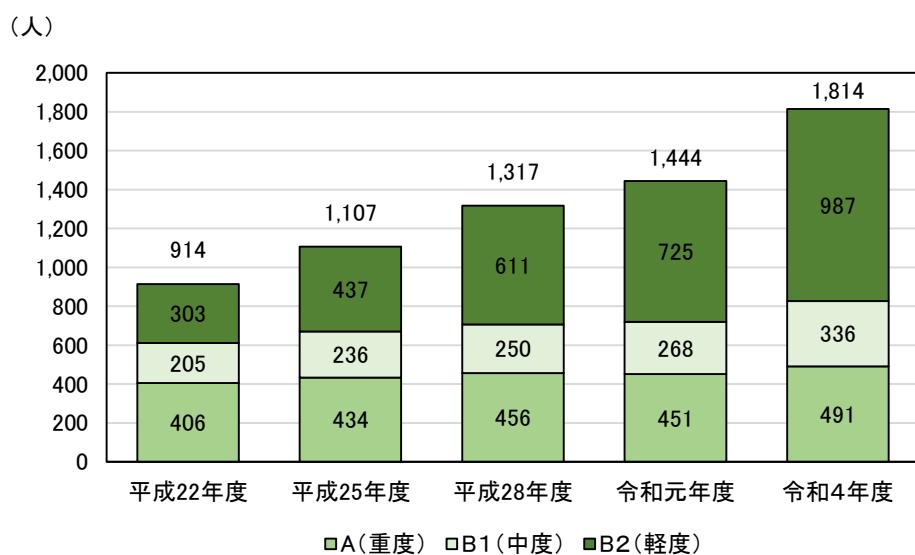
(3) 知的障がい者

令和4（2022）年度の療育手帳所持者数は、1,814人となっています。令和元（2019）年度からの3年間で、同手帳所持者数は約1.26倍に増加しています。

障がい程度別の構成比は、重度（A判定）27.1%、中度（B1判定）18.5%、軽度（B2判定）54.4%となっており、特に軽度者の割合が増加しています。

なお、兵庫県（神戸市を除く。）では、知的障がいを伴わない発達障がいと診断された人について、精神障害者保健福祉手帳のほか、療育手帳（B2判定）も交付の対象となっています。

■療育手帳所持者数（総数、各年度末現在）



■療育手帳所持者数（児者別、各年度末現在、単位：人）

		平成 22 (2010) 年度	平成 25 (2013) 年度	平成 28 (2016) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 4 (2022) 年度
A (重度)	18 歳未満	102	94	93	78	74
	18 歳以上	304	340	363	373	417
B1 (中度)	18 歳未満	53	62	63	49	77
	18 歳以上	152	174	187	219	259
B2 (軽度)	18 歳未満	191	256	379	431	594
	18 歳以上	112	181	232	294	393

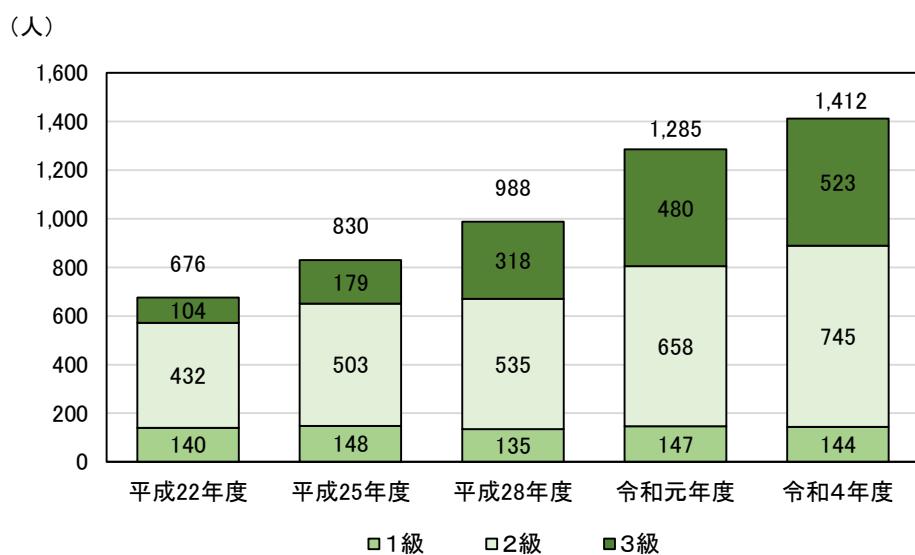
(4) 精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、増加傾向で推移しており、令和4（2022）年度では1,412人となっています。

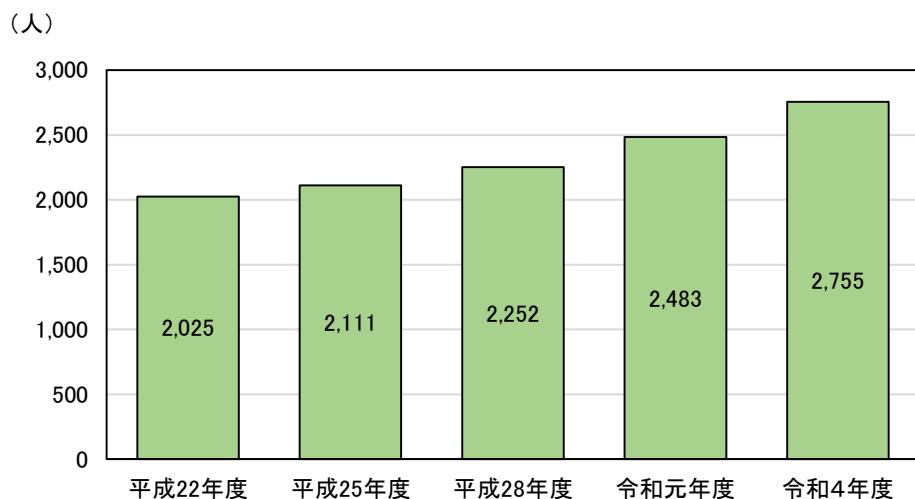
障がい程度別の構成比は、1級10.2%、2級52.8%、3級37.0%となっており、特に2級、3級が増加しています。

また、精神疾患の治療のため、通院による精神医療を継続的に必要とする人の自己負担額を軽減する自立支援医療（精神通院医療）制度の受給者数についても、年々増加傾向にあり、令和4（2022）年度では2,755人となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数（各年度末現在）



■自立支援医療（精神通院医療）受給者数（各年度末現在）



(5) 障害支援区分の認定状況

障害支援区分は、障がいの多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものです。

令和4（2022）年度未現在の認定状況は、以下のとおりです。

■障害支援区分の認定状況 (単位：人)

	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	合計
全 体	143	139	178	161	141	5	767
身体障がい	100	144	36	31	28	3	342
知的障がい	111	123	145	97	48	3	527
精神障がい	2	10	23	46	82	1	164
難病	0	1	1	0	0	0	2

注：重複障がい者は障がい種別ごとに計上しているため、種別ごとの合計と全体の合計は一致しません。

3. 障がい者福祉施設の現状

令和5（2023）年5月末現在で川西市内に所在する障がい者福祉施設の状況は、前計画（中間見直し）（平成29（2017）年3月末）と比較すると、障害福祉サービスでは、これまで市内になかった就労定着支援が1か所新設されているほか、平成30（2018）年度から障がい者の重度化・高齢化に対応するために創設された共同生活援助（グループホーム）の新たな類型である「日中サービス支援型グループホーム」が2か所新設され、行動援護を除くすべての障害福祉サービスで事業所数が増加しています。

また、障害児通所支援では、放課後等デイサービスが16か所、児童発達支援が11か所増加しており、高い利用ニーズを背景としていることが増加の要因となっています。

計画相談支援及び障害児相談支援では、事業所数が5か所増加していますが、障害福祉サービスの利用が増加する一途で、相談支援専門員の確保を含め計画相談支援事業所の開設促進が必要とされています。また、北部における相談支援体制づくりも課題です。

地域生活支援事業では、移動支援や日中一時支援は事業所数が増加していますが、地域活動支援センターは2か所減少しています。

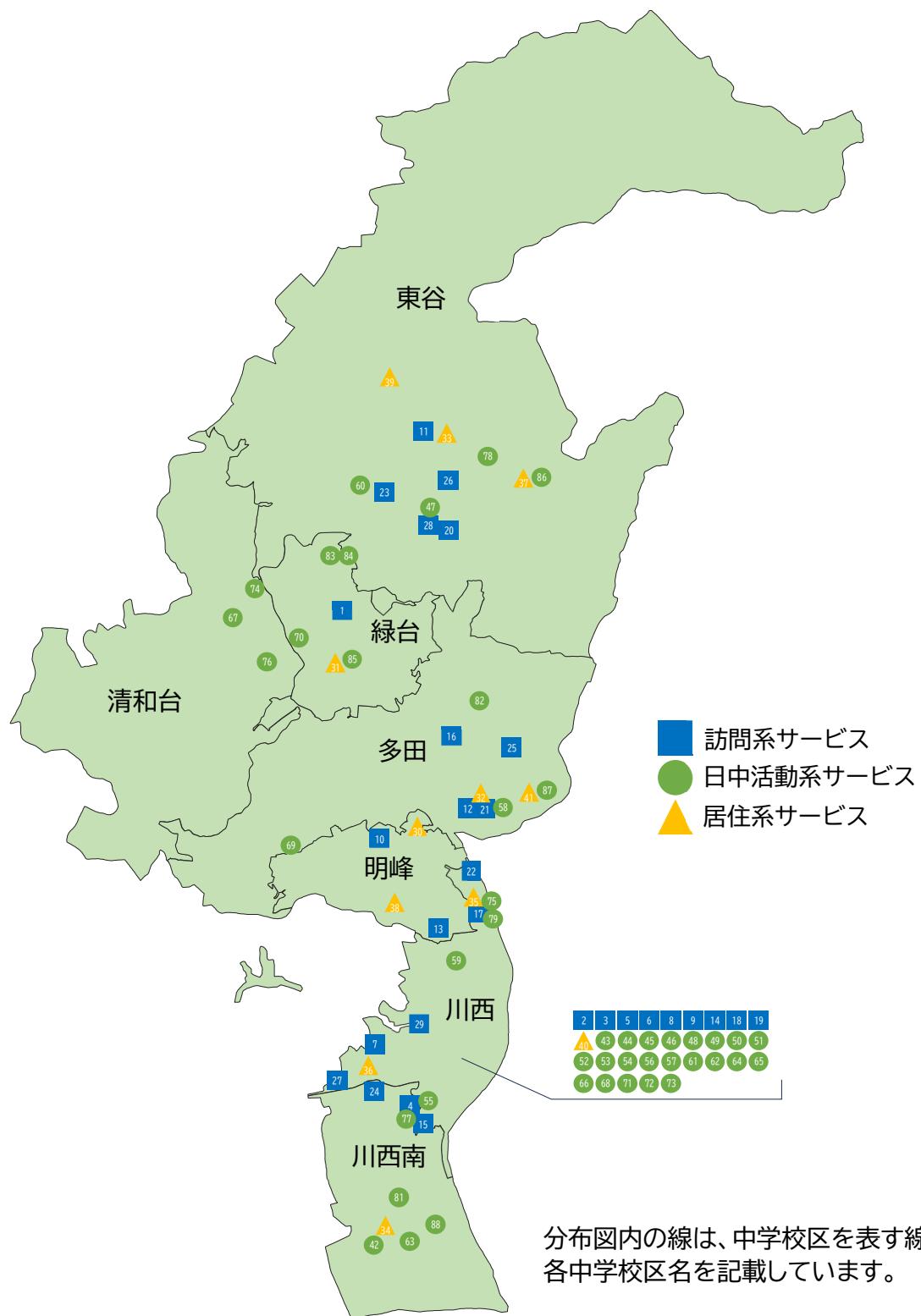
本市における供給状況をみると、各障害福祉サービス事業所の開設増により市内での供給は一定改善されていますが、就労移行支援事業所、就労定着支援事業所は少ないため、障がい者の一般就労を促進するにあたり、事業所の開設誘致が必要とされています。また、居宅介護や、同行援護、行動援護、移動支援のヘルパー不足も課題であり、研修を通じ人材の育成、確保が求められています。

■市内の障がい者福祉施設数の推移

(単位：か所)

サービス種別		平成 29 (2017) 年 3月末	令和 5 (2023) 年 5月末	増減
障害福祉サービス	居宅介護	13	29	16
	重度訪問介護	13	24	11
	同行援護	10	11	1
	行動援護	2	2	0
	短期入所	8	18	10
	生活介護	5	9	4
	就労移行支援	0	2	2
	就労継続支援（A型）	2	6	4
	就労継続支援（B型）	8	20	12
	就労定着支援	0	1	1
障害児通所支援	共同生活援助	7	12	5
	児童発達支援	15	26	11
	放課後等デイサービス	20	36	16
	居宅訪問型児童発達支援	0	1	1
計画相談支援 障害児相談支援	保育所等訪問支援	3	5	2
	地域活動支援センター	7	5	-2
	移動支援	12	17	5
地域生活支援事業	日中一時支援	5	7	2
	訪問入浴サービス	2	2	0

■市内障害福祉サービス事業所の分布図



訪問系サービス：居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護

日中活動系サービス：生活介護、就労継続支援（A型・B型）・就労移行支援、就労定着支援

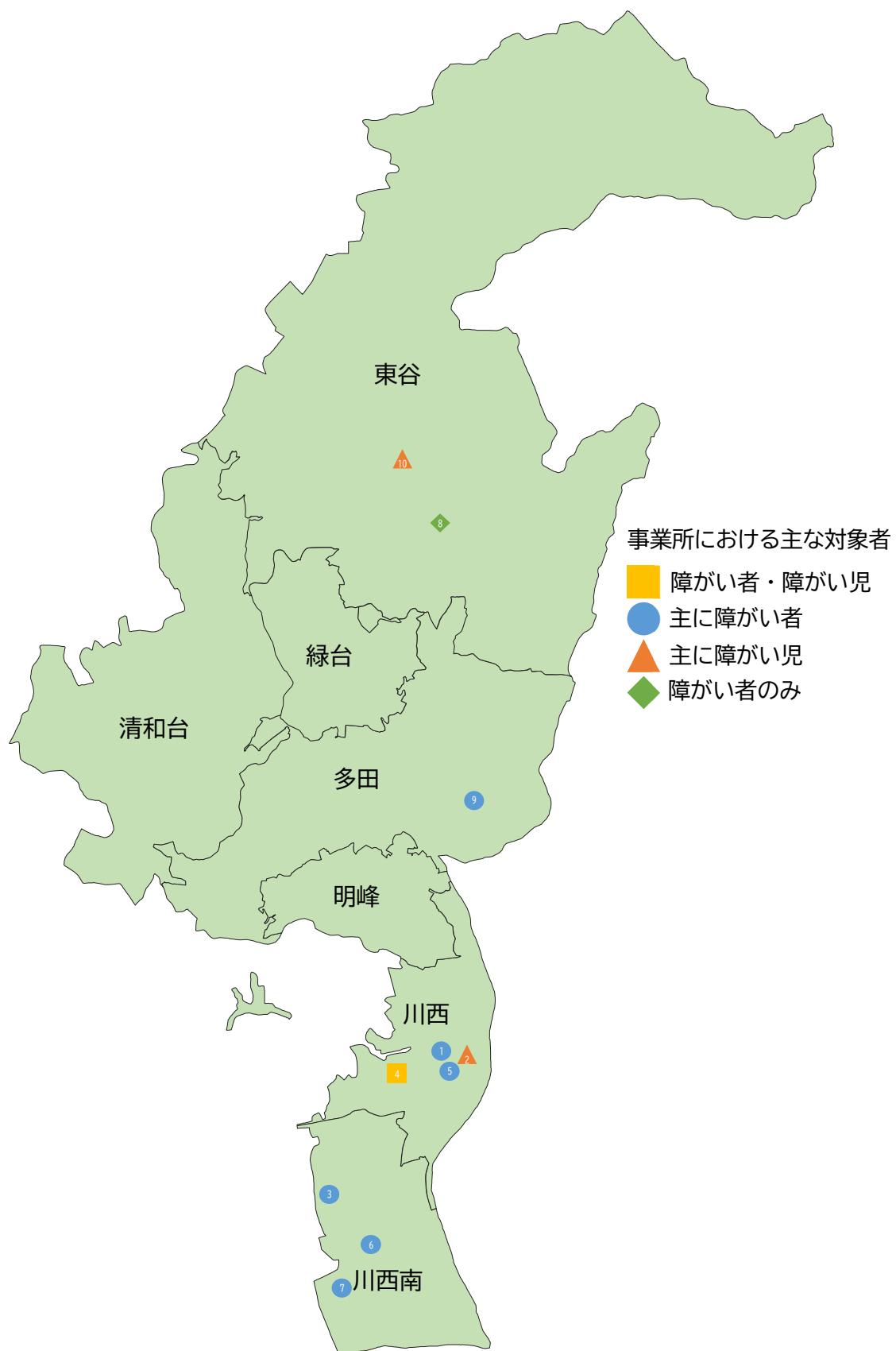
居住系サービス：共同生活援助（グループホーム）

■市内障害児通所支援事業所の分布図



分布図内の線は、中学校区を表す線で、各中学校区名を記載しています。

■市内計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所の分布図



分布図内の線は、中学校区を表す線で、各中学校区名を記載しています。

4. アンケート結果の概要

本計画を策定するための基礎資料として、障がい者の生活の状況や課題、サービスに対するニーズのほか、市民の障がい者との関わりや障がい者福祉に対する関心等を把握することを目的として、以下の3種類のアンケートを実施しました。

(1) 障害者手帳所持者対象アンケート

①調査の概要

■調査対象者

令和5（2023）年1月1日現在で川西市に住所のある18歳以上の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者及び18歳未満の各障害者手帳所持者について、各400人を無作為に抽出

区分	人数
18歳以上の身体障害者手帳所持者	400人
18歳以上の療育手帳所持者	400人
18歳以上の精神障害者保健福祉手帳所持者	400人
18歳未満の各障害者手帳所持者	400人
合計	1,600人

■調査期間

令和5（2023）年1月12日～令和5（2023）年2月10日

■調査方法

調査票による本人記入方式（本人が記入できない場合は家族）

郵送配布・郵送回収による郵送調査方式及びWEB調査方式

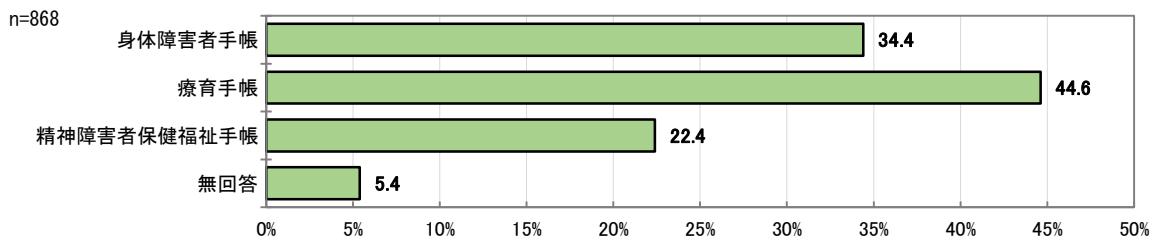
■回収結果

配布数	有効回収数	有効回収率
1,600件	868件	54.3%

②結果の概要

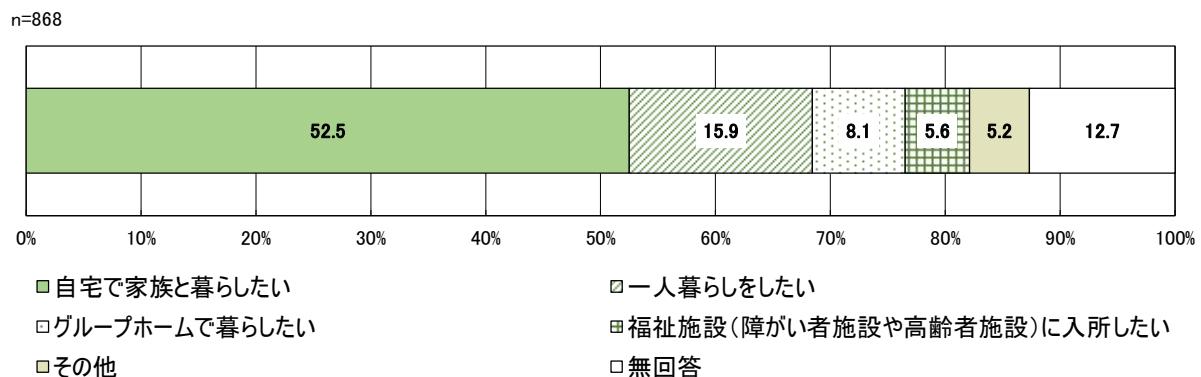
■所持手帳の種類

- ・「身体障害者手帳」が 34.4%、「療育手帳」が 44.6%、「精神障害者保健福祉手帳」が 22.4% となっています。



■将来の生活についての希望

- ・「自宅で家族と暮らしたい」が 52.5% で最も高くなっています。次いで「一人暮らしをしたい」が 15.9%、「グループホームで暮らしたい」が 8.1% で続いています。
- ・障がい種別にみると、どの障がい種別においても「自宅で家族と暮らしたい」が最も高くなっています。次いで身体障がい、精神障がいでは「一人暮らしをしたい」、知的障がいでは「グループホームで暮らしたい」となっています。

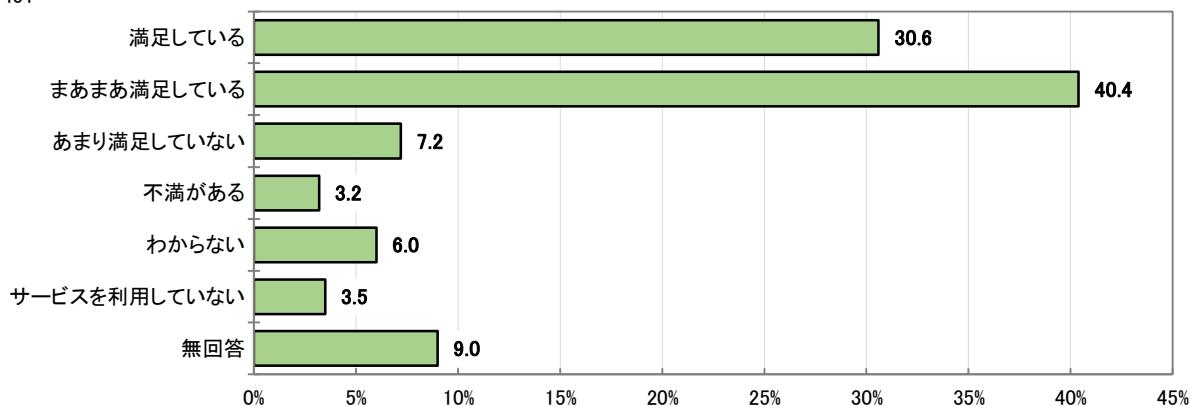


障がい種類	回答者(人)	自宅で家族と暮らしたい	一人暮らしをしたい	グループホームで暮らしたい	福祉施設(障がい者施設や高齢者施設)に入所したい	その他	無回答
身体障がい	299	56.5	12.0	4.3	8.0	3.0	16.1
知的障がい	387	50.9	13.4	14.2	4.7	6.2	10.6
精神障がい	194	52.1	25.8	4.1	4.1	7.2	6.7

■福祉サービスの利用満足度

- ・全体では、『満足』（「満足している」と「まあまあ満足している」の合算）は 71.0%、『不満』（「不満がある」と「あまり満足していない」の合算）は 10.4%となっています。
- ・障がい種別でみると、『満足』は身体障がいでは 67.2%、知的障がいでは 76.2%、精神障がいでは 56.0%となっており、精神障がいは他の障がいと比べると低くなっています。
- ・年齢別でみると、『満足』は 18 歳未満で 8 割を超えている一方で、40~64 歳では約 6 割と他の年齢に比べて低くなっています。

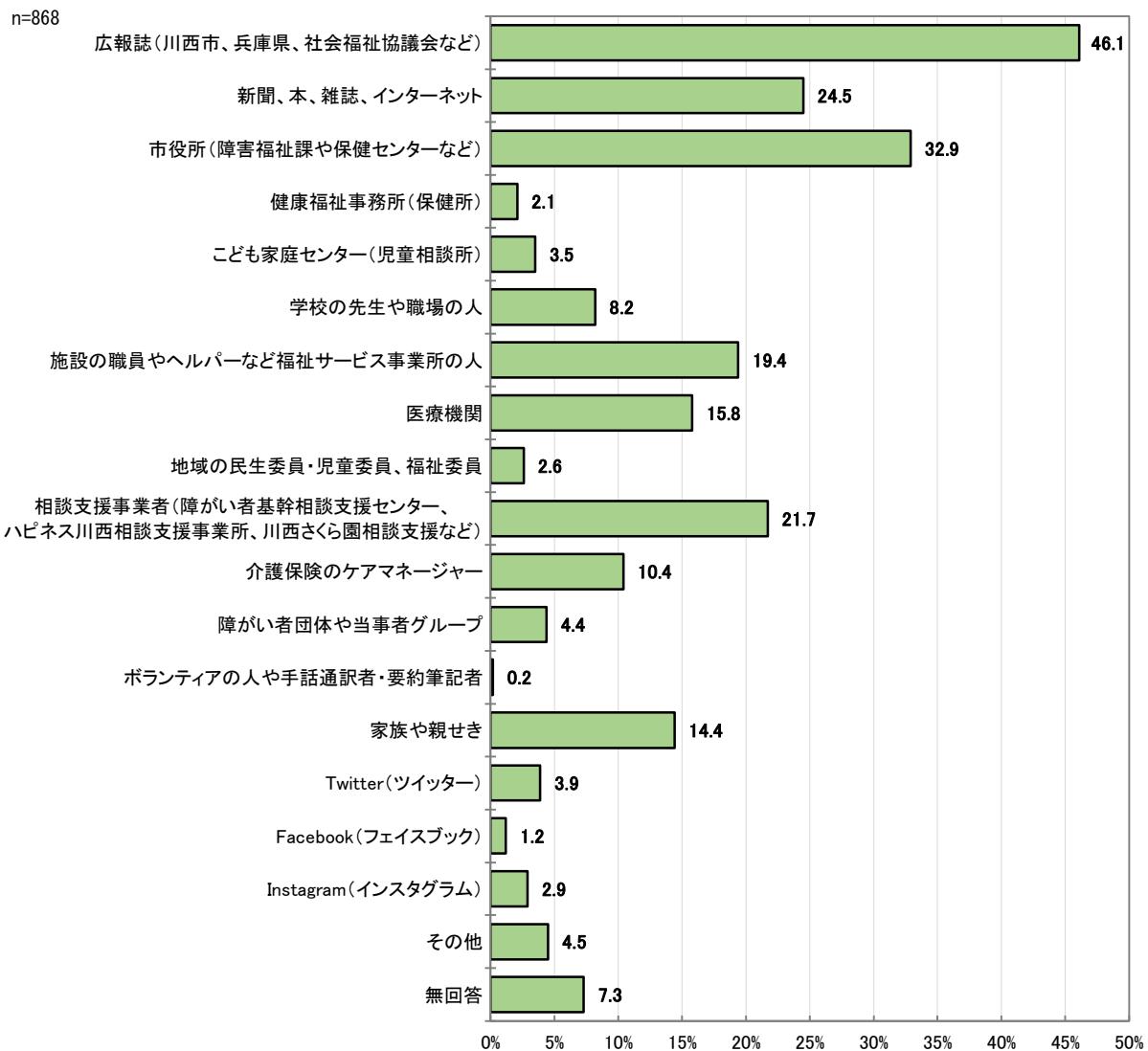
n=431



	回答者（人）	満足している	まあまあ満足している	あまり満足していない	不満がある	わからない	サービスを利用していない	無回答	
障がい種類	身体障がい	119	31.9	35.3	5.0	1.7	9.2	4.2	12.6
	知的障がい	256	33.2	43.0	8.6	2.7	4.7	1.6	6.3
	精神障がい	66	12.1	43.9	7.6	9.1	7.6	7.6	12.1
年齢層	18 歳未満	159	38.4	42.8	9.4	1.3	3.1	1.3	3.8
	18~39 歳	79	21.5	45.6	8.9	3.8	7.6	5.1	7.6
	40~64 歳	92	28.3	32.6	8.7	5.4	5.4	4.3	15.2
	65 歳以上	87	32.2	37.9	1.1	2.3	10.3	4.6	11.5

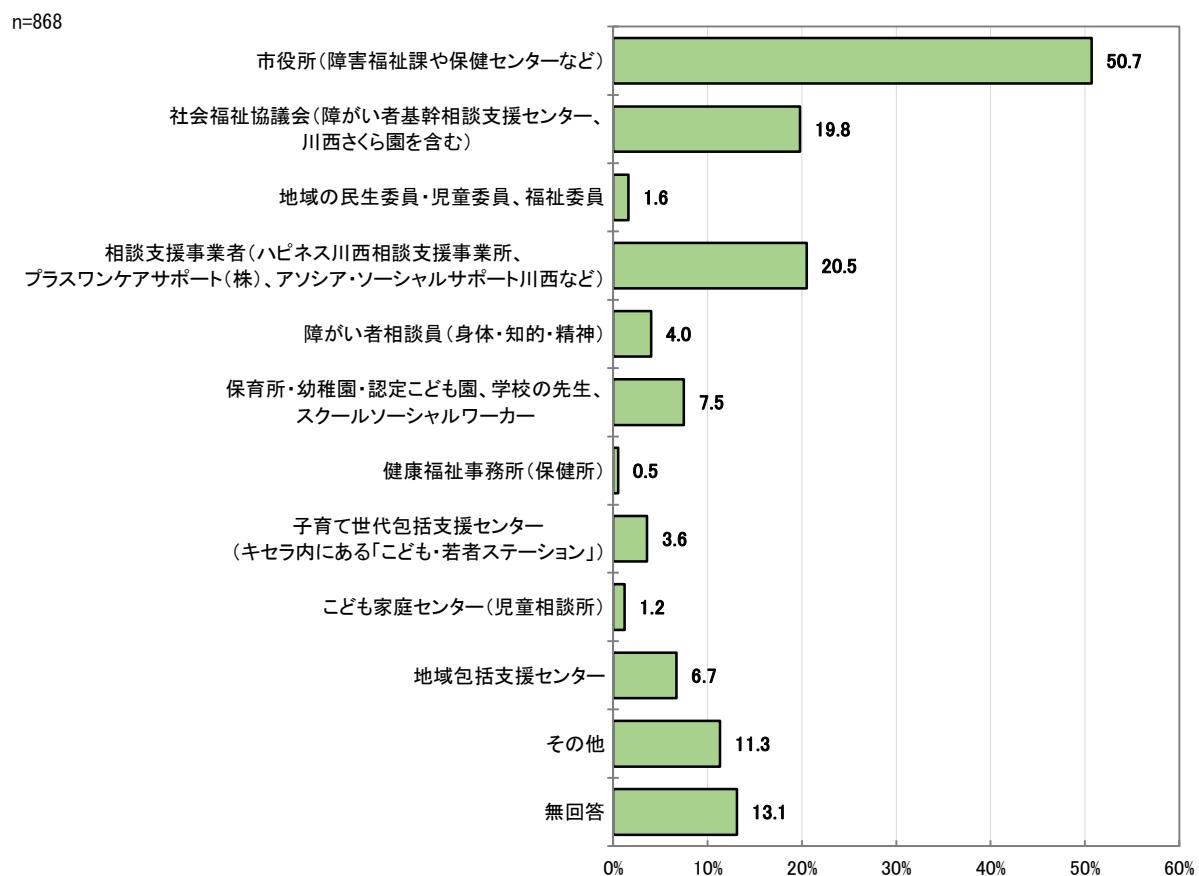
■福祉に関するサービスや支援制度についての情報の入手先

- ・情報の入手先については、「広報誌（川西市、兵庫県、社会福祉協議会など）」が46.1%で最も高くなっています。次いで「市役所（障害福祉課や保健センターなど）」が32.9%、「新聞、本、雑誌、インターネット」が24.5%で続いています。



■よく利用する相談窓口

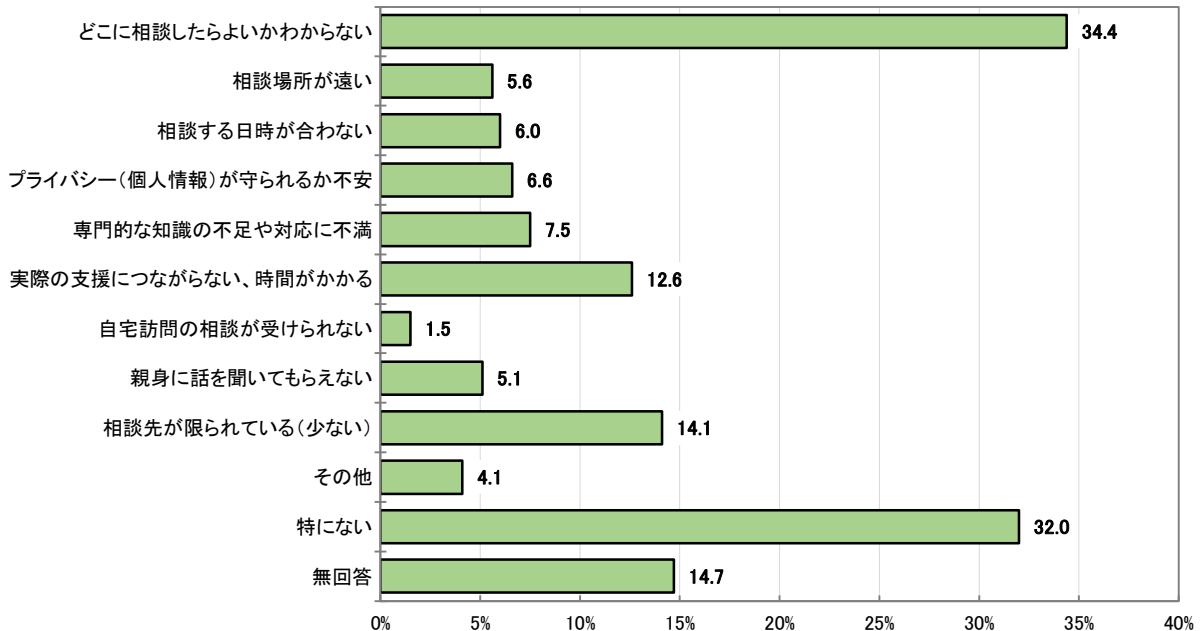
- ・「市役所（障害福祉課や保健センターなど）」が50.7%で最も高くなっています。次いで「相談支援事業者（ハピネス川西相談支援事業所、プラスワンケアサポート（株）、アソシア・ソーシャルサポート川西など）」が20.5%、「社会福祉協議会（市障がい者基幹相談支援センター、川西さくら園を含む）」が19.8%で続いています。



■悩みごとや困りごとを相談する場合に不便に感じること

- ・「どこに相談したらよいかわからない」が 34.4%で最も高くなっています。次いで「特にない」が 32.0%、「相談先が限られている（少ない）」が 14.1%で続いています。

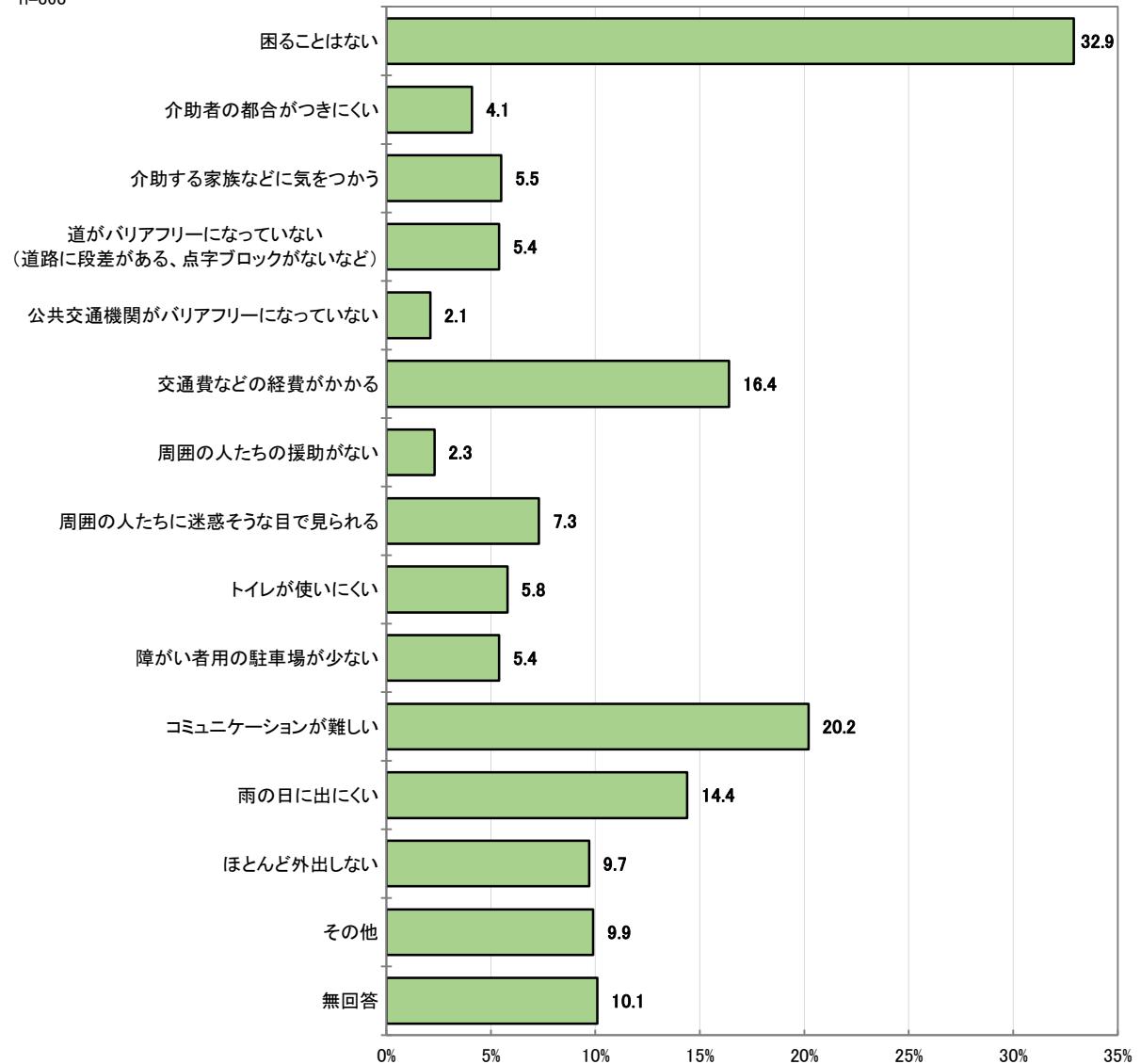
n=868



■外出したときに困ること

- ・「困ることはない」が 32.9%で最も高くなっています。次いで「コミュニケーションが難しい」が 20.2%、「交通費などの経費がかかる」が 16.4%で続いています。

n=868



- ・障がい種別でみると、どの障がい種別においても「困ることはない」が最も高くなっています。次いで身体障がいでは、「雨の日に出にくい」、知的障がいでは「コミュニケーションが難しい」、精神障がいでは「交通費などの経費がかかる」となっています。

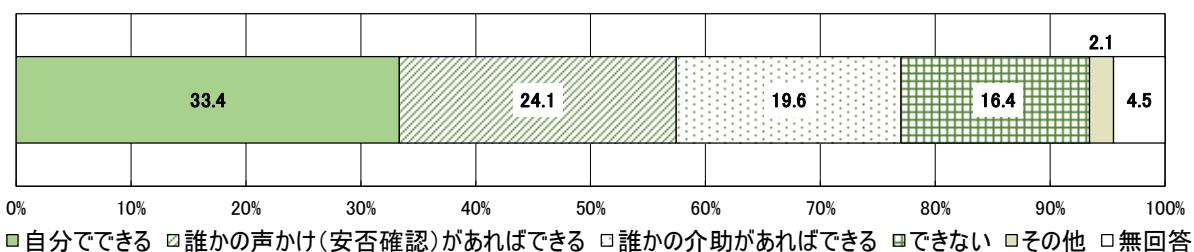
障がい種類	回答者（人）	困ることはない	介助者の都合がつきにくい	介助する家族などに気をつかう	道がない	公共交通機関がバリアフリーになつてない	公共交通機関がバリアフリーになつていな	交通費などの経費がかかる	周囲の人たちの援助がない	周囲の人たちに迷惑目で見られる
身体障がい	299	29.1	3.0	7.0	12.7	4.7	13.7	2.7	3.3	
知的障がい	387	37.2	5.2	5.4	1.0	1.6	11.4	2.6	12.1	
精神障がい	194	30.9	4.1	5.7	4.1	-	26.8	1.5	6.2	

障がい種類	回答者（人）	トイレが使いにくい	障がい者用の駐車場が少ない	コミュニケーションが難しい	雨の日に出にくい	ほとんど外出しない	その他	無回答
身体障がい	299	8.0	10.7	6.4	22.4	13.7	10.4	10.7
知的障がい	387	5.4	3.6	31.0	8.5	6.2	8.3	8.5
精神障がい	194	6.7	3.6	20.1	18.6	11.9	12.9	8.2

■災害時における一人での避難

- ・「自分でできる」が 33.4%で最も高くなっています。次いで「誰かの声かけ（安否確認）があればできる」が 24.1%、「誰かの介助があればできる」が 19.6%で続いています。「できない」を含めた誰かの支援や介助が必要な人は約6割となっています。
- ・障がい種別でみると、身体障がい、精神障がいでは「自分でできる」、知的障がいでは「誰かの声かけ（安否確認）があればできる」が最も高くなっています。

n=868



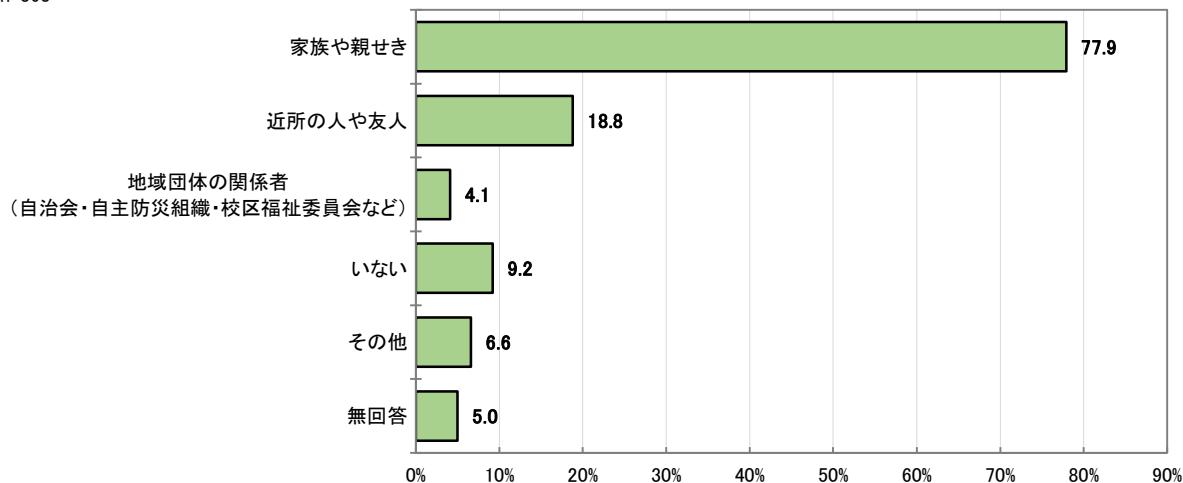
■自分でできる □誰かの声かけ(安否確認)があればできる □誰かの介助があればできる □できない □その他 □無回答

障がい種類	回答者（人）	自分でできる	が誰かの声かけ（安否確認） があればできる	誰かの介助があればできる	できない	その他	無回答
身体障がい	299	36.8	12.4	21.7	21.7	1.0	6.4
知的障がい	387	22.2	34.1	22.0	17.6	1.0	3.1
精神障がい	194	47.4	20.6	12.4	12.4	5.2	2.1

■災害時に助けてくれる人

- ・「家族や親せき」が約8割となっている一方で、「いない」が約1割となっています。

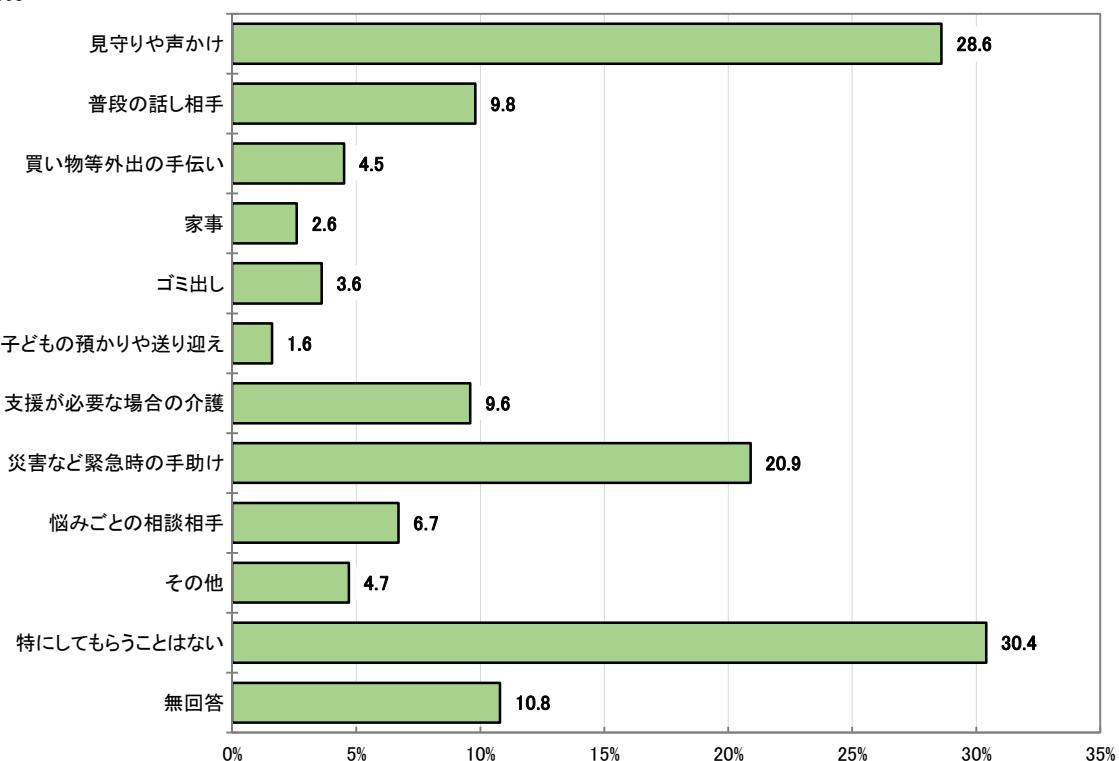
n=868



■地域に手助けしてほしいこと

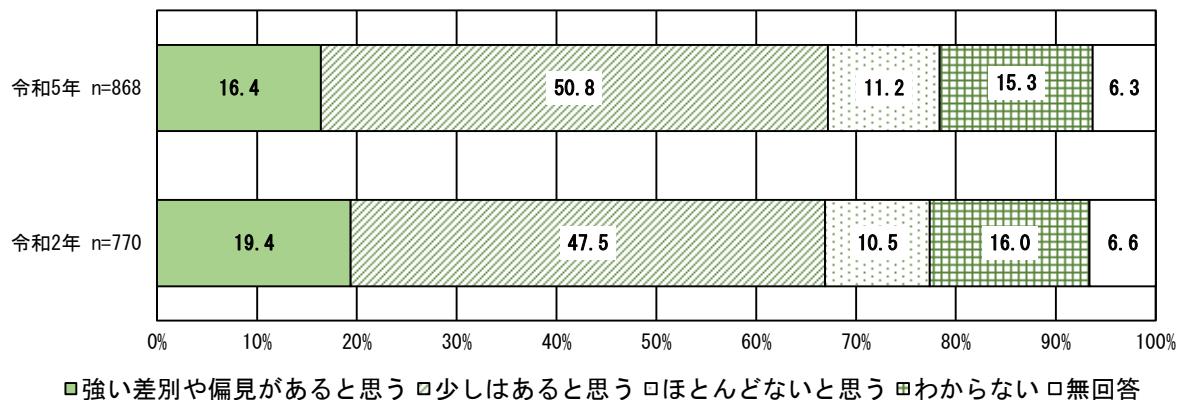
- ・「特にしてもらうことはない」が30.4%で最も高くなっています。次いで「見守りや声かけ」が28.6%、「災害など緊急時の手助け」が20.9%で続いています。

n=868



■障がい者に対する差別や偏見についての考え方

- ・『差別や偏見があると思う』（「強い差別や偏見があると思う」と「少しはあると思う」の合算）は67.2%となっています。前回調査時と比べても大きな差はありません。
- ・障がい種別でみると、『差別や偏見があると思う』では知的障がいと精神障がいで7割を超えてます。

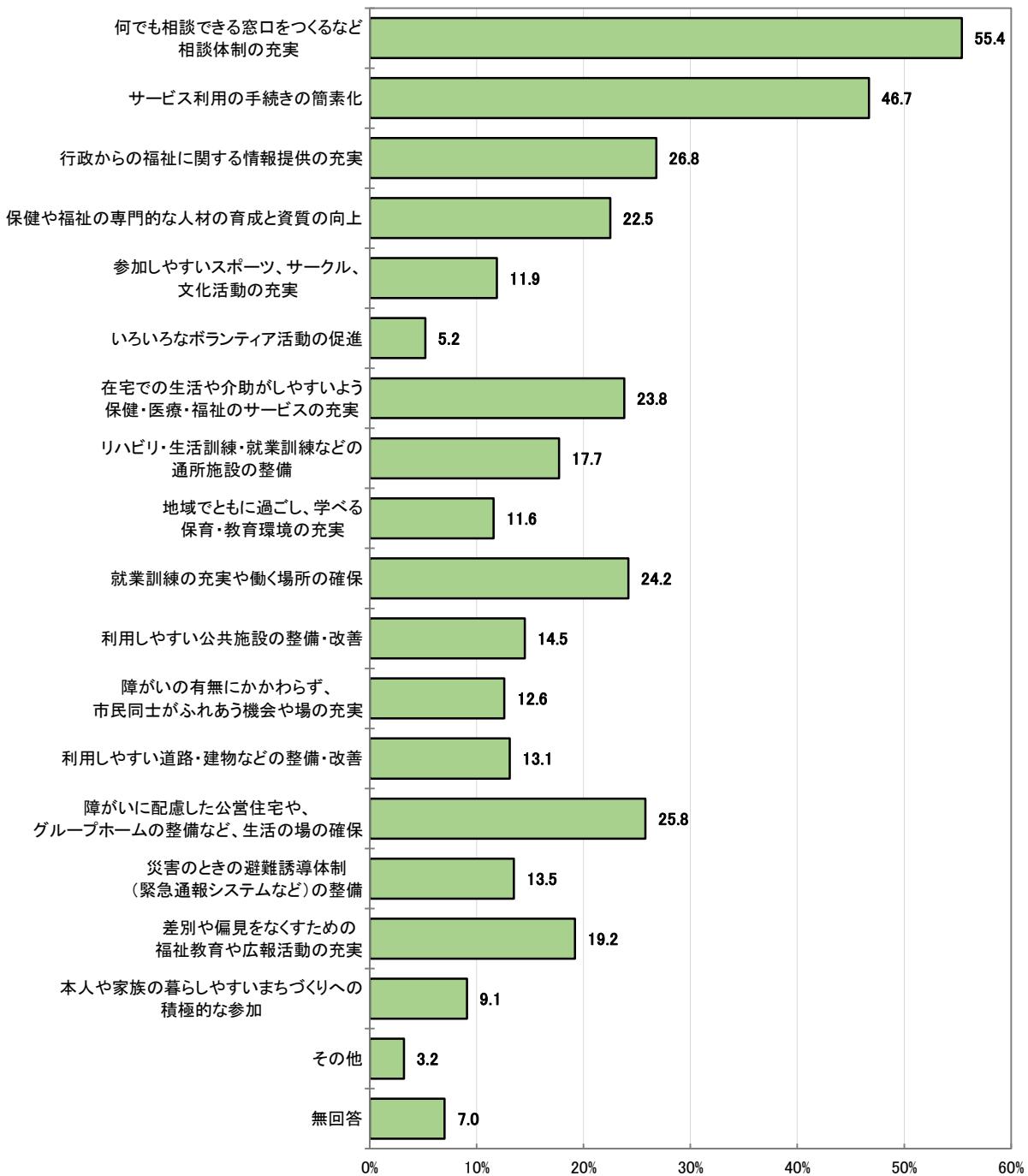


障がい種類	回答者(人)	強き差別や偏見があると思う	少しあると思う	ほとんどないと思う	わからない	無回答
身体障がい	299	8.0	47.5	17.4	17.4	9.7
知的障がい	387	16.8	59.9	3.9	15.8	3.6
精神障がい	194	29.9	42.3	11.3	11.9	4.6

■川西市が障がい者にとって暮らしやすいまちになるために必要なこと

- ・「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が 55.4%で最も高くなっています。次いで「サービス利用の手続きの簡素化」が 46.7%、「行政からの福祉に関する情報提供の充実」が 26.8%で続いています。

n=868



(2) 一般市民対象アンケート

①調査の概要

■調査対象者

令和5(2023)年1月1日現在で、各障害者手帳を所持していない18歳以上の市民から、1,000人を無作為抽出

■調査期間

令和5(2023)年1月12日～令和5(2023)年2月10日

■調査方法

調査票による本人記入方式（本人が記入できない場合は家族）

郵送配布・郵送回収による郵送調査方式及びWEB調査方式

■回収結果

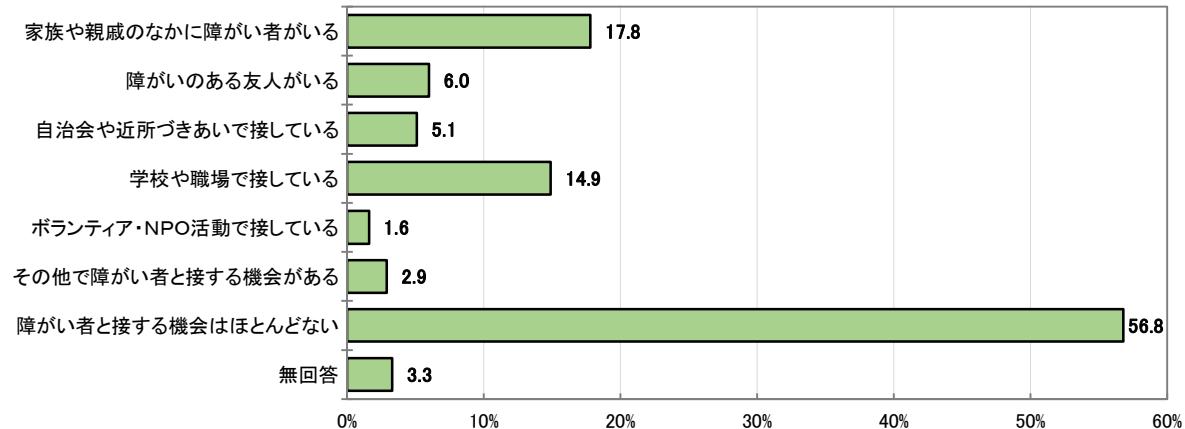
配布数	有効回収数	有効回収率
1,000件	449件	44.9%

②結果の概要

■障がい者と接する機会の有無

- 「障がい者と接する機会はほとんどない」が最も高く、5割以上となっています。

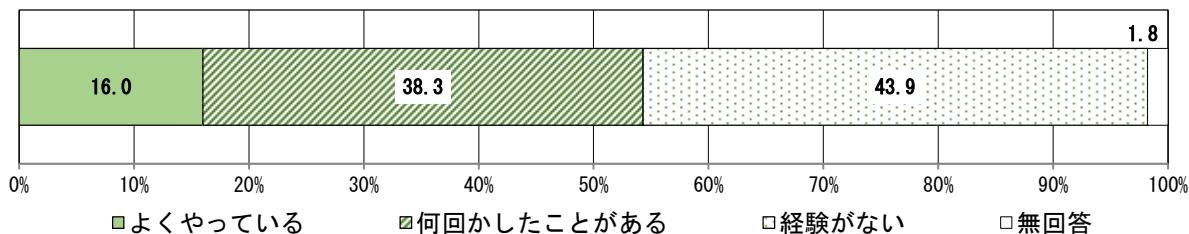
n=449



■障がい者や高齢者の介助をした経験の有無

- ・『経験がある』（「よくやっている」と「何回かしたことがある」の合算）は 54.3%、『経験がない』は 43.9%となっています。

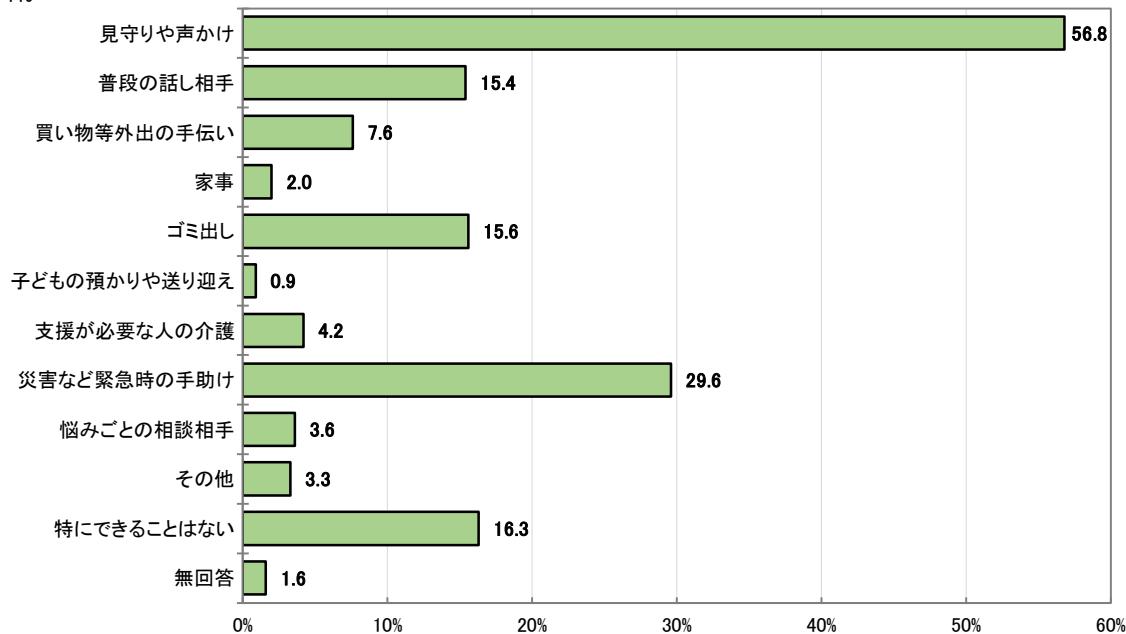
n=449



■手助けできること

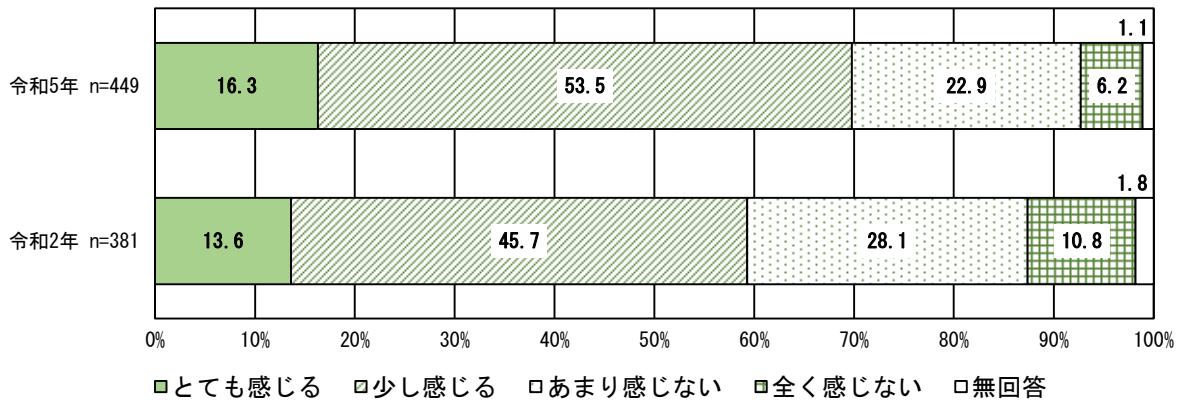
- ・「見守りや声かけ」が 56.8% で最も高くなっています。次いで「災害など緊急時の手助け」が 29.6% で続いています。

n=449



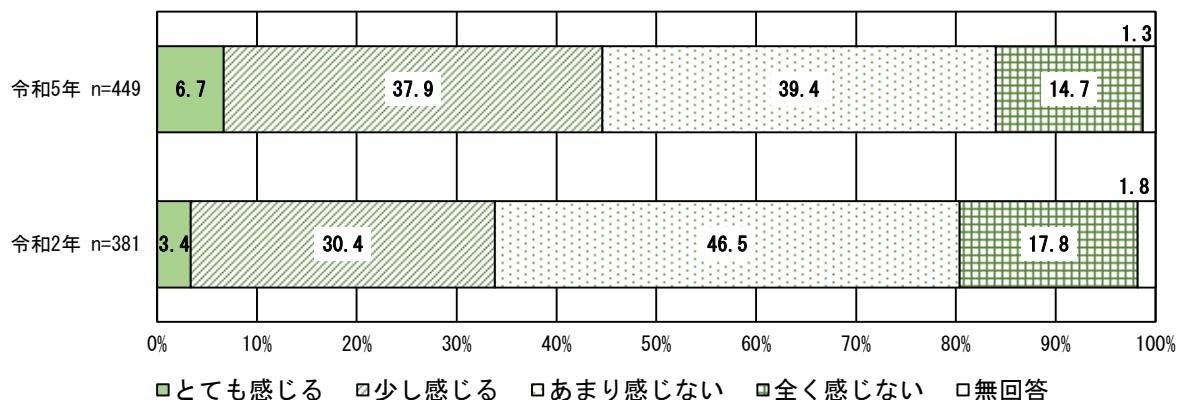
■障がい者と「1対1」でかかわることへの壁や不安感

- ・『感じる』（「とても感じる」と「少し感じる」の合算）が 69.8%となっています。
- ・前回調査時と比べると『感じる』の割合が高くなっています。



■職場や学校、習い事、地域活動などで障がい者を受け入れることへの壁や不安感

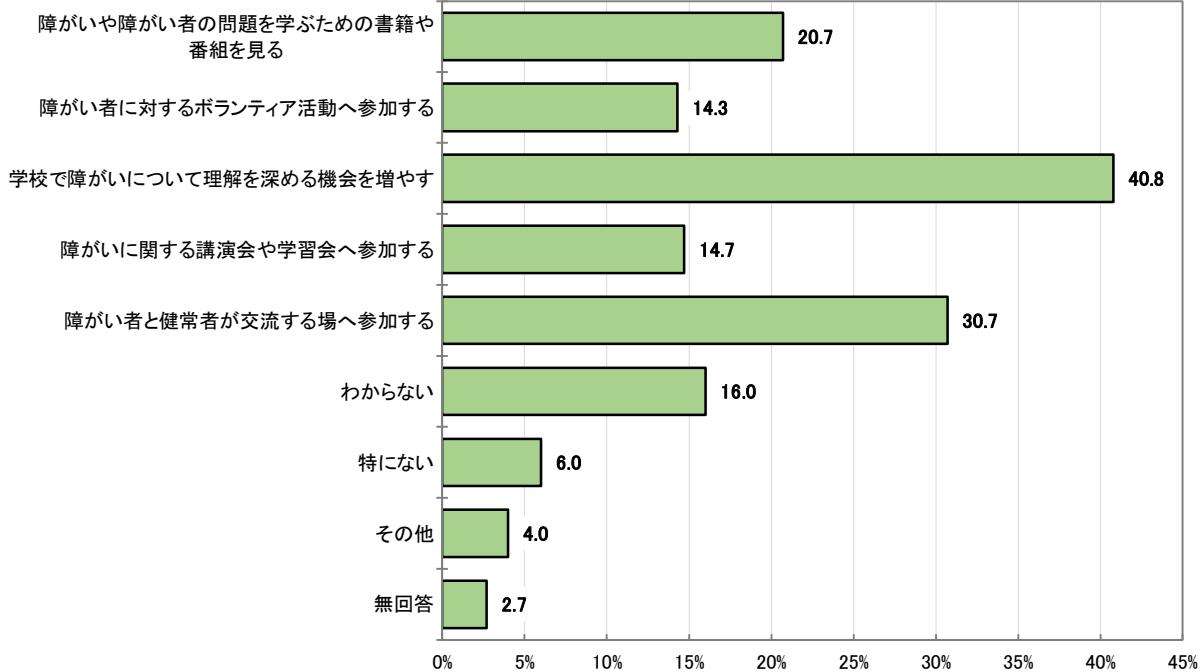
- ・『感じる』（「とても感じる」と「少し感じる」の合算）が 44.6%となっています。
- ・前回調査時と比べると『感じる』の割合が高くなっています。



■障がい者への理解を深めるために必要なこと

- ・「学校で障がいについて理解を深める機会を増やす」が 40.8%で最も高くなっています。
- 次いで「障がい者と健常者が交流する場へ参加する」が 30.7%で続いています。

n=449



(3) 事業者対象アンケート

①調査の概要

■調査対象者

令和5（2023）年1月1日現在で、川西市民が利用する障害福祉サービス事業所、障害児通所支援事業所及び地域生活支援事業所

■調査期間

令和5（2023）年1月12日～令和5（2023）年2月10日

■調査方法

調査票による代表者記入方式

郵送配布・郵送回収による郵送調査方式及びWEB調査方式

■回収結果

配布数	有効回収数	有効回収率
400 事業所	259 事業所	64.8%

②結果の概要

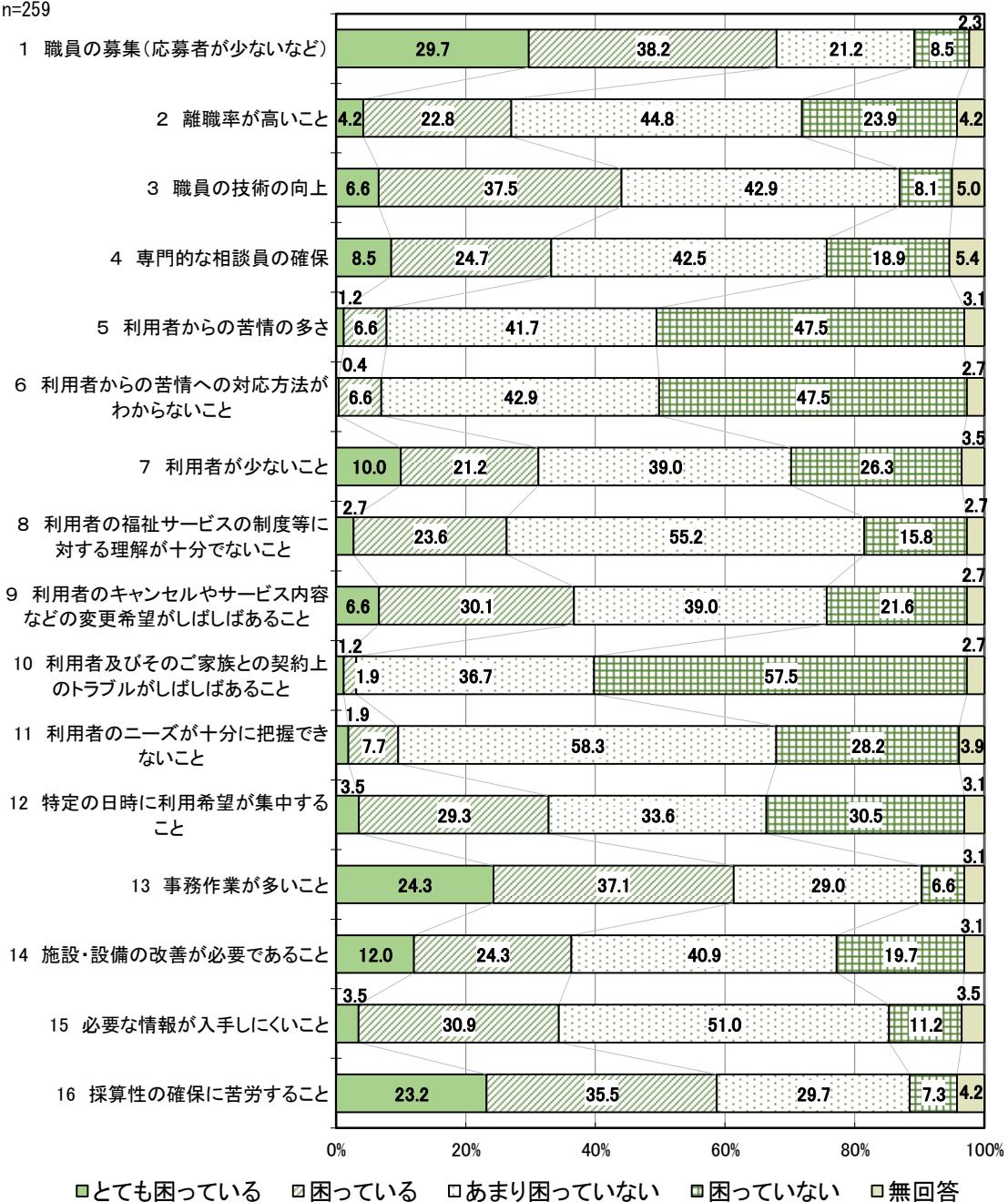
【事業所の実施概要について】

- ・事業所の開設年については、「平成30（2018）年以降」が39.0%と最も高く、次いで「平成20（2008）年～平成29（2017）年」が35.9%、「平成10（1998）年～平成19（2007）年」が7.7%となっており、平成20（2008）年以降に開設したと回答した事業所は合わせて74.9%（194事業所）となっています。
- ・事業所の組織形態については、「株式会社」が45.2%と最も高く、次いで「社会福祉法人」が20.5%となっています。「株式会社」の参入が年々増加しています。

■事業を実施する上で困っていること

- ・「1 職員の募集」「13 事務作業が多いこと」「16 採算性の確保に苦労すること」において、『困っている』（「とても困っている」と「困っている」の合算）が他の項目と比べて高くなっています。

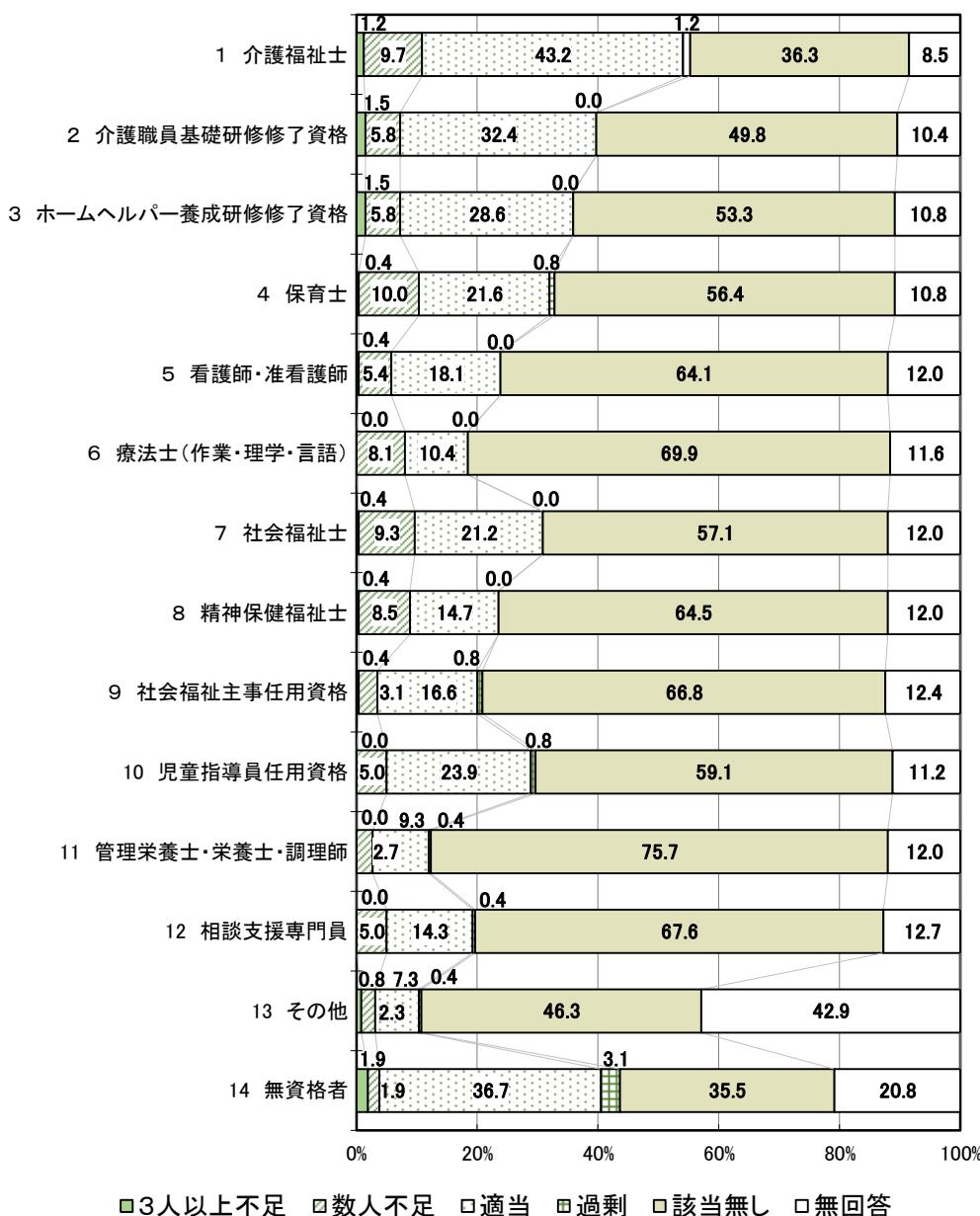
n=259



■保有資格ごとの過不足状況

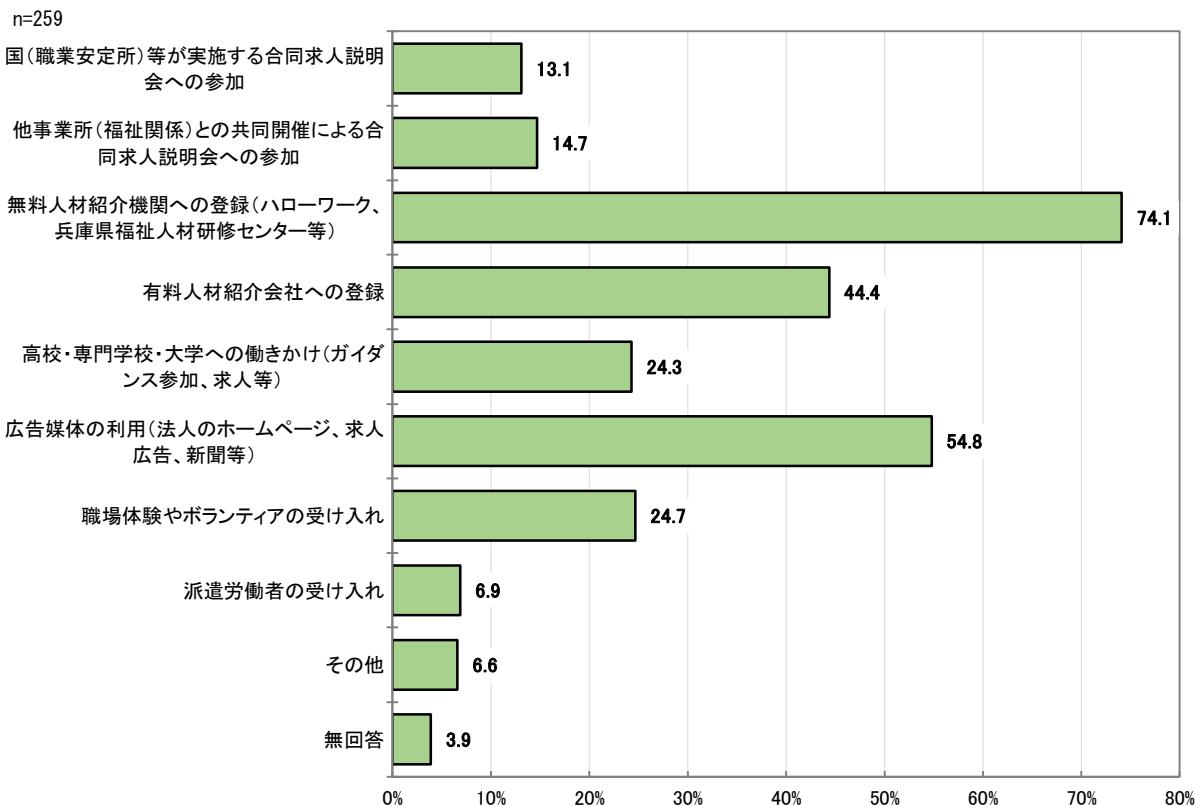
- ・「1 介護福祉士」「4 保育士」において「3人以上不足」「数人不足」を合わせた割合が他の項目に比べて高くなっています。

n=259



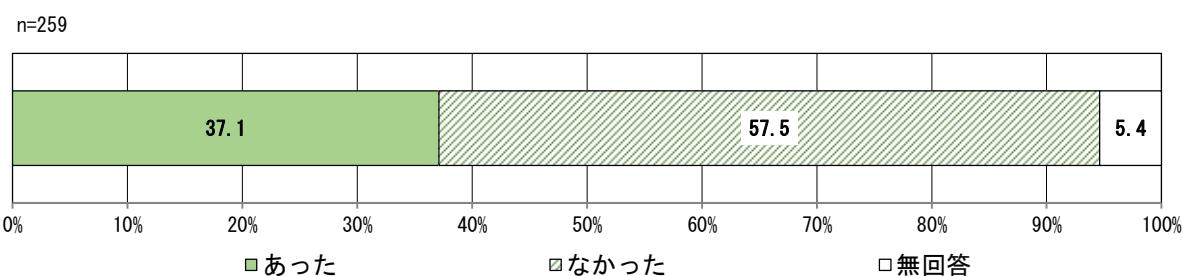
■人材の確保に向けて行っていること

- ・「無料人材紹介機関への登録（ハローワーク、兵庫県福祉人材研修センター等）」が74.1%で最も高くなっています。次いで「広告媒体の利用（法人のホームページ、求人広告、新聞等）」が54.8%、「有料人材紹介会社への登録」が44.4%で続いています。



■対応が困難な事例の有無

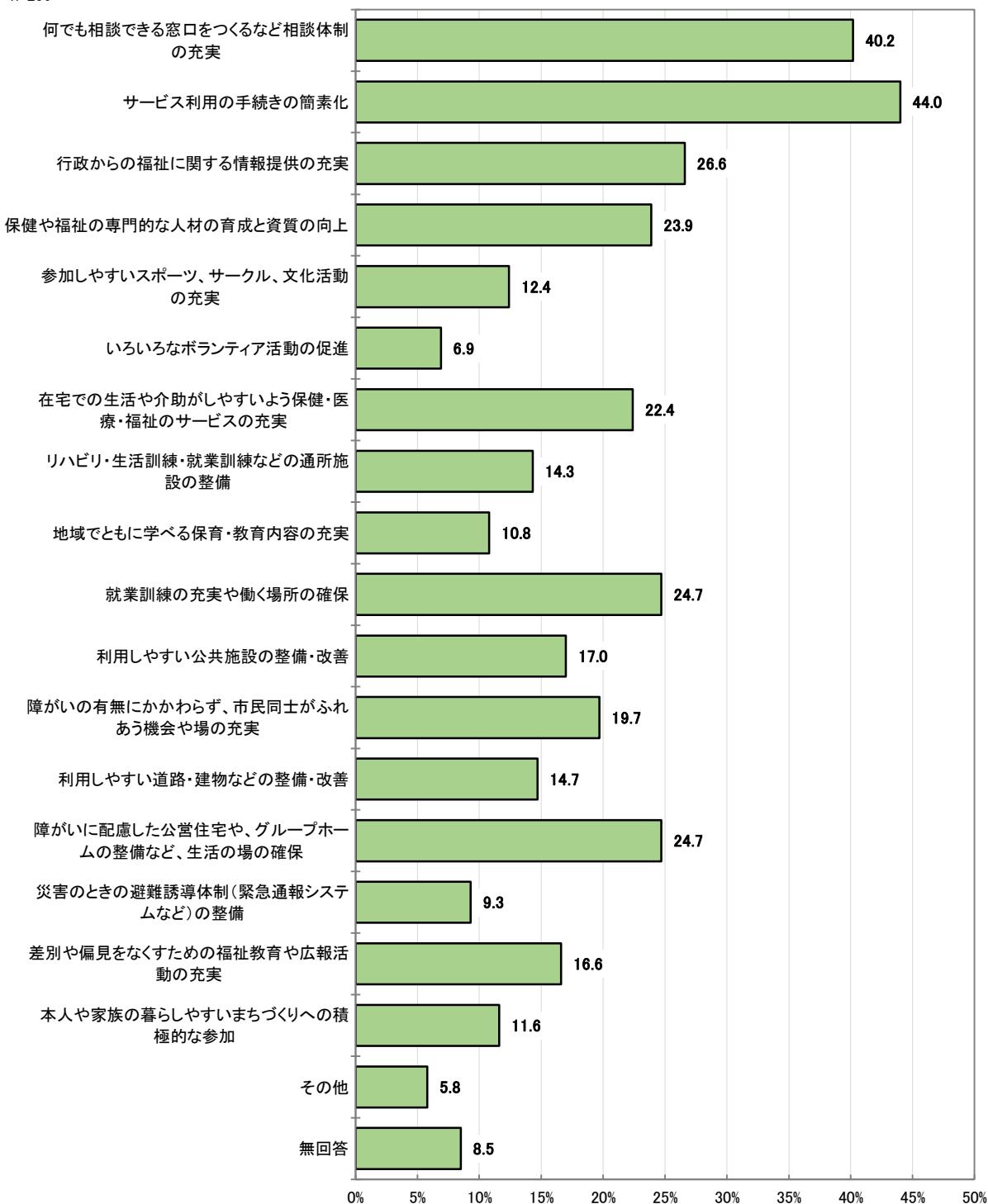
- ・「あった」が37.1%、「なかった」が57.5%となっています。



■川西市が障がい者にとって暮らしやすいまちになるために必要なこと

- ・「サービス利用の手続きの簡素化」が44.0%で最も高くなっています。次いで「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が40.2%、「行政からの福祉に関する情報提供の充実」が26.6%で続いています。

n=259



5. ワークショップの概要

(1) 実施概要

地区福祉委員会のご協力を得て、令和5（2023）年5月から7月にかけて、福祉ネットワーク会議のメンバーを中心に、福祉関係者や当事者など地域にお住まいの方に参加いただき、14地区においてワークショップを開催しました。

■地区別実施状況

地区名	開催日	開催場所	参加人数
久代小地区	7月14日（金）	久代会館	25人
加茂小地区	7月11日（火）	加茂ふれあい会館	29人
川西小地区	7月5日（水）	川西小学校体育館下会議室	23人
桜小地区	6月27日（火）	交流室さくら	29人
北小地区	6月25日（日）	北小コミュニティプラザ	21人
明峰小地区	7月4日（火）	明峰公民館	28人
多田地区	7月24日（月）	多田公民館	34人
多田東地区	6月19日（月）	多田東会館	25人
グリーンハイツ地区	5月19日（金）	第2自治会館	23人
清和台地区	6月27日（火）	第2自治会館	33人
けやき坂小地区	6月18日（日）	けやき坂公民館	25人
東谷地区	6月8日（木）	プラザ東谷	28人
大和地区	7月12日（水）	第2自治会館	36人
北陵地区	6月3日（土）	北陵集会所	24人

(2) 実施結果の概要

ワークショップで出されたご意見を整理し、次のとおり集約しました。

よりよくできること（課題）	そのための取組
地域との交流・理解促進	
<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人が地域の行事や活動に参加できていない ○障がいのある人と交流の機会が少なく、困りごと等が十分に把握できない 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域との交流機会（イベント、話し合いの場、交流の場）を持つ ○障がい者の現状、実態をよく知る機会を増やす ○関係機関、グループ等の情報を公開する ○垣根のない交流や活動の機会を設け、関わりを持っていく ○学校でも交流の場を設ける、支援学校との交流、一緒に授業を受ける ○地域住民の手話会を広げる ○地域の作業場所に声をかけ、交流を促進する
障がい者の活躍の場づくり	
<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者に対する正しい理解が必要 ○障がいの種別や程度に応じて活躍できる場を設ける必要がある ○障がい者が将来活躍する場面を具体的に考えるための機会が不足している 	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者のそれぞれの特性に応じた働き場所をつくる ○企業の誘致、受入れを行う ○企業、公的機関等も加わって就労の支援を行う ○作業所やグループホームを見学したり、学べたりする機会を設ける ○活躍の場の提供。（障がいがあっても、できることをやってもらい地域に貢献しているという「やりがい」を持てるように） ○障がい者学校卒業後の仕事場や通える施設を確保する
偏見や差別のない社会づくり	
<ul style="list-style-type: none"> ○学校の設備のバリアフリー化が十分にできていない ○子どものうちに障がいのある人と交流する機会が少ない ○坂道が多いため、特に車いすで移動する方が困難となっている 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校設備のバリアフリー化を進める ○多様性を理解するため、学校教育等の幼い頃からの教育を大切にする ○地域での活動で相互に参加する ○地域で受け入れられる体制の構築や取組を実施する ○車いすでも移動しやすい環境整備

相談・支援体制の構築

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">○相談の場、機会が少ない○親や子どもが話し合うことができる場がない○当事者やその家族同士の交流機会が不足している | <ul style="list-style-type: none">○情報を集約し、必要なときに共有できるシステム（体制）をつくる○必要に応じて相談に乗る仕組みづくり○無理に問題を聞くのではなく、何かあったらそのときにできることをする○当事者やその家族が悩みや話をできる地域の場づくりと、その周知を行う○障がい者の補助方法を考える。○当事者やその保護者の声を聞く機会を設ける |
|--|--|

災害時のサポート・見守り

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">○障がいのある人の災害時の対応が課題となっている | <ul style="list-style-type: none">○災害の対応を考える○災害時の見守り体制○地域の中で声をかけ見守る |
|--|---|

6. 「親なき後」を見据えた体制づくり意見交換会の概要

(1) 実施概要

障がい者や保護者、支援団体などを中心として「「親なき後」も障がい者が地域で安心して暮らす」について考える意見交換会を、令和3（2021）年12月18日に開催しました。

(2) 意見交換会で交わされた意見の概要

意見交換会で、「不安に感じていること」について出た意見を整理し、次のとおり集約しました。

身体障がい	重度身体障がい	知的障がい	精神障がい
生活の支援について			
<ul style="list-style-type: none">○一人で電車に乗る、目的地へ行くことが困難○身の回りの整理が難しい○食事のサポートが必要○近所付き合いができない○家族のことが心配（配偶者、子、兄弟姉妹）	<ul style="list-style-type: none">○日常の服薬管理○身の回りの介護・介助が必要○体調不良時の支援○家族との関係を保つこと	<ul style="list-style-type: none">○移動支援（安全判断）○身の回りのサポート○健康管理	<ul style="list-style-type: none">○SOSを出せる場所の認知○食事管理・食糧管理○各種手続関係○服薬管理○病気時の受診・健康管理○本人のストレスケア（他人の言いなり、騙される）
日中の居場所・活動について			
<ul style="list-style-type: none">○好きなことばかりをして過ごしてしまう	<ul style="list-style-type: none">○通院・通所の支援がないと続かない○日中活動などで体調不良時の緊急対応に家族がいないとできない	<ul style="list-style-type: none">○日中活動と生活の場と連携をとる必要性が高い○通院・通所の支援がないと続けられない	<ul style="list-style-type: none">○通院・通所の支援がないと続けられない
住まいの場について			
<ul style="list-style-type: none">○必要なときすぐに施設が利用できる体制○身近な地域で利用できる施設○施設等での虐待やいじめ○一人暮らしでは生活できない	<ul style="list-style-type: none">○グループホームの同居人との人間関係○必要なときすぐに施設が利用できる体制○施設等での虐待やいじめ○全介助を受け入れられる施設	<ul style="list-style-type: none">○現在の住まい自分でしくいきいきと暮らしていくのか○グループホームなどの健全な運営の継続○グループホームだけで終末期に対応できるのか	<ul style="list-style-type: none">○住める場所が少ない○精神のグループホームのニーズに対応できるのか
相談・支援体制の充実について			
<ul style="list-style-type: none">○相談したいとき、どこへ相談すればいいかわからない○身近な相談相手の存在	<ul style="list-style-type: none">○障がい者の介護に詳しいヘルパーの確保	<ul style="list-style-type: none">○一人では相談できない○暮らしに不都合がないか見守る仕組みが必要	<ul style="list-style-type: none">○相談したいとき、どこへ相談すればいいかわからない○身近な相談相手の存在

身体障がい	重度身体障がい	知的障がい	精神障がい
成年後見（意思決定の尊重）、金銭管理について			
<ul style="list-style-type: none"> ○お金の支払い（電気、買い物、A T Mの利用など） ○成年後見人に対する理解の促進 ○相談したいとき、どこへ相談すればいいかわからない ○身近な相談相手の存在 ○成年後見制度の利用にお金がかかる ○川西市成年後見センターの知名度が低い 	<ul style="list-style-type: none"> ○お金の管理ができない 	<ul style="list-style-type: none"> ○お金の管理ができない ○お金の支払い（電気、買い物、A T Mの利用など） ○意思（思い）疎通が困難な場合がある ○親が亡くなった直後の手続ができない ○家族が身元引受人の場合、成年後見人との役割分担 ○後見人の障がいへの理解 ○後見人の選任方法・選択肢の有無（相性問題） ○後見人には親ほどの権限はない 	<ul style="list-style-type: none"> ○お金の管理ができない ○お金の支払い（電気、買い物、A T Mの利用など） ○収入の過不足（収入が少ない）
災害や緊急時の支援について			
<ul style="list-style-type: none"> ○自分から助けを求められない場合がある ○日常的な孤立 ○パニック時に支援相手にけがをさせないか 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時にどこへ行けば良いかわからない ○病気になったら看病する人がいない ○自宅で体調が悪くなつたときの対処ができない 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時に一人で避難する判断が難しい ○知的障がい者に対応できる福祉避難所がない ○特別な食事や薬品などが提供できなくなる場合がある 	<ul style="list-style-type: none"> ○SOSを出すところを知らない（緊急連絡先、別居家族の連絡先等） ○災害時に一人で避難する判断が難しい ○交通事故にあったときの対応が難しい
社会参加の促進について			
<ul style="list-style-type: none"> ○地域で孤立していないかどうか ○近所付き合いができるのか 			<ul style="list-style-type: none"> ○日常的に助けを求められる近所付き合いの必要性 ○地域の中での役割が持てず、関わりが薄い ○周囲、社会の理解が必要

7. 障がい者を取り巻く課題

ここでは、アンケートで明らかとなった障がい者を取り巻く課題について、課題ごとに検討を加え、●印を付したものは手帳所持者対象アンケート結果を、■印を付したものは一般市民対象アンケート調査結果を、★印を付したものは両アンケート結果の比較をそれぞれ表しています。また、() 内の数値は、令和2（2020）年の調査と比較した増減を示すとともに、ワークショップでの意見は、◆印を付して示しています。

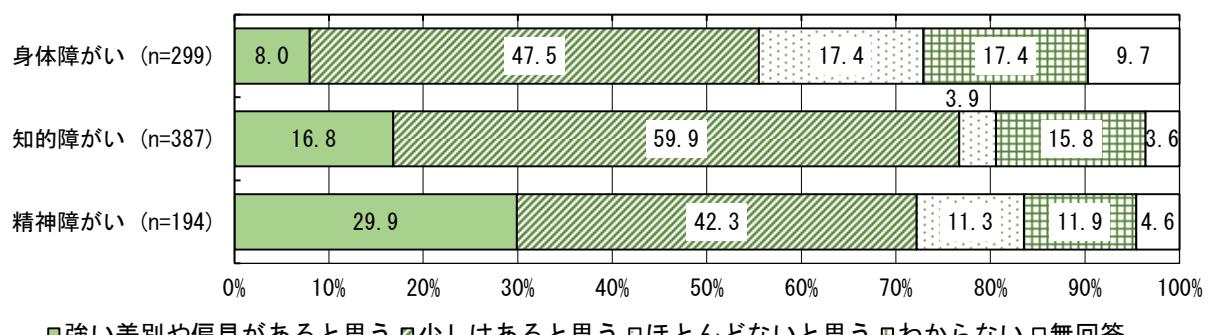
（1）共生社会の推進

- 差別や偏見を感じている障がい者の割合は前回調査時から変わっておらず、一般市民においては増加しており、引き続き、障がいや障がい者への理解促進などを通じて、差別や偏見の解消を行っていく必要があります。
- 障がい者と接する機会がない一般市民は半数以上となっており、前回調査時よりも増加しています。また、学校や職場で接する機会も減少しており、コロナ禍などの影響もあると考えられます。今後は、障がいの有無にかかわらず、互いに交流できる機会を提供していくことが求められます。
- 多様性を理解するため、学校教育等の幼い頃からの教育が必要とされています。

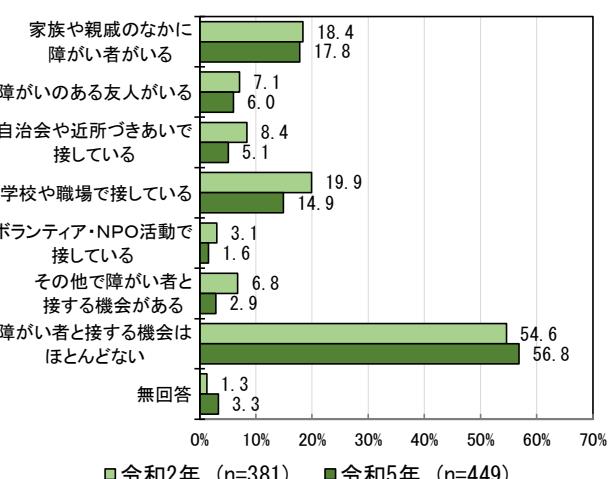
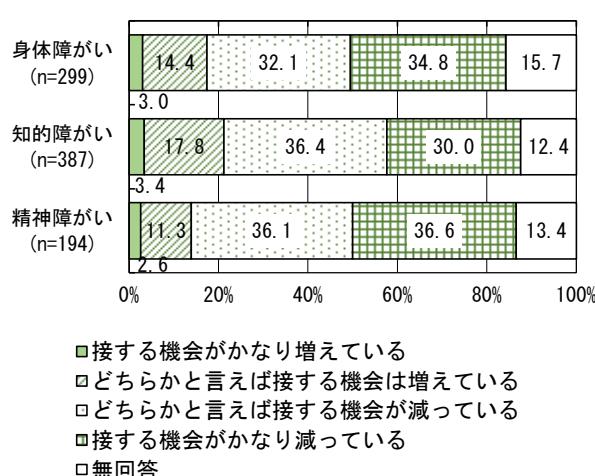
アンケート調査結果	<p>①障がい者に対する差別・偏見</p> <p>★差別や偏見の意識を感じている回答は、障がい者では 67.2% (+0.3%)、一般市民では 83.3% (+3.3%) であり、障がい種別では、身体障がいでは 55.5%、知的障がいでは 76.7%、精神障がいでは 72.2%</p> <p>●地域や近所の人と付き合う機会は、3年前に比べて減っていると回答した障がい者の割合が 66.2% (+5.8%)</p> <p>■障がい者と接する機会について、「学校や職場で接している」が 14.9% (△5.0%)、「障がい者と接する機会はほとんどない」が 56.8% (+2.2%)</p> <p>②地域活動</p> <p>●地域との関わりに対して「地域とはあまり関わりを持ちたくない」の回答は、身体障がい者が 7.7%、知的障がい者が 10.3%、精神障がい者が 28.9%</p> <p>③障がい福祉</p> <p>■市民の各種講座や活動への参加希望は「障がい者や障がいについての知識を得る講座」が 42.3% (+1.8%)、「近所に住む障がい者への声かけや安否確認」が 44.8% (+3.9%)</p>
-----------	---

アンケート自由回答	<p>■幼少の頃から、障がい者と接する機会を多くして、差別や偏見をなくしていくことが大切だと思います。</p> <p>■障がい者に対して社会が理解を深めることや目を向けるために必要なことは障がいを持つ人たちとの接点を増やすことだと思います。私はたまたま身内に障がい者があるが、そのような環境でなければ理解を深めることができなかつたと思う。</p> <p>●地域の子との関わりが難しい。子どもも大人も冷たい目で見る人が一部います。しかし、子ども本人は地域の子どもと関わりたい気持ちがあるため、今は複雑な気持ちです。もう少し気軽にコミュニケーションを取ができる場がほしい。</p>
ワークショップでの意見	<p>◆子どものうちに障がいのある人と交流する機会が少ない。</p> <p>◆多様性を理解するため、学校教育等の幼いことからの教育を大切にする。</p> <p>◆地域で受け入れられる体制の構築や取組を実施する必要がある。</p>

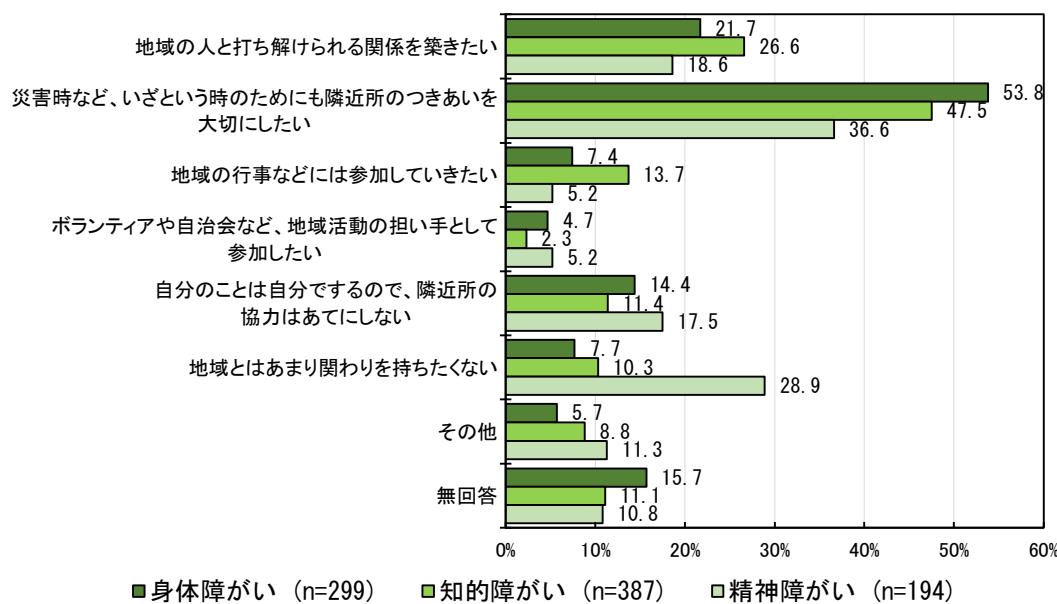
★差別や偏見の意識



●3年前と比べた地域や近所の人との付き合いについて ■障がい者と接する機会の有無



●地域活動について望むこと



(2) 生活環境

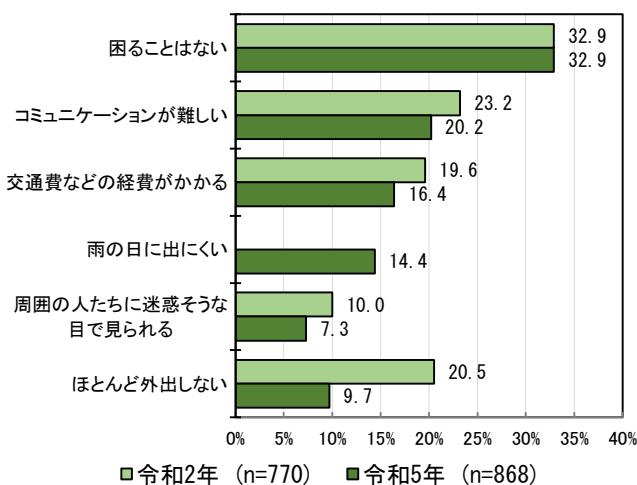
○外出時の困りごとについては、前回調査時から大きな変更はありませんが、障がい者が地域や社会活動へ参加するために重視することでは、引き続き、移動手段や歩道等の整備など、障がい者が外出しやすい環境が求められています。

○災害時に一人で避難できない人が一定数いることからも、障がい者やその支援者に防災意識の向上に向けた取組を行うとともに、避難行動要支援者の登録促進や地域での見守りの体制など、支援体制も整えていく必要があります。

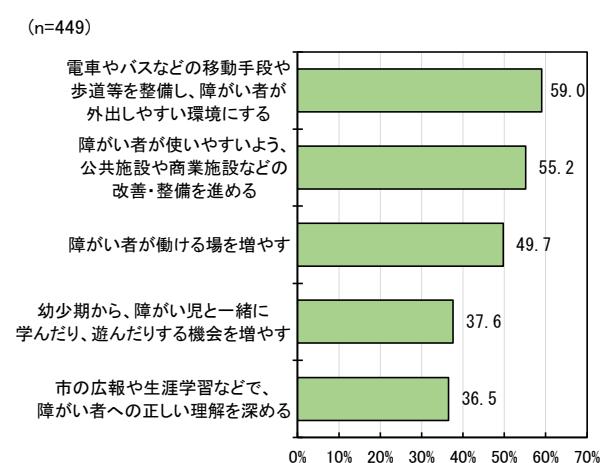
アンケート調査結果	①移動支援
	●外出に対し「困ることはない」が 32.9% ($\pm 0\%$)、「コミュニケーションが難しい」が 20.2% ($\Delta 3.0\%$)
	■障がい者が地域や社会の活動に積極的に参加するために重視することでは、「電車やバスなどの移動手段や歩道等を整備し、障がい者が外出しやすい環境にする」を「かなり重視する」が 59.0% ($+1.0\%$)
	②相談先
	●よく利用する相談窓口では、「市役所（障害福祉課や保健センターなど）」が 50.7% ($\Delta 0.3\%$)、相談支援事業所が 20.5% ($\Delta 6.1\%$)、社会福祉協議会が 19.8% ($+9.8\%$)
	③災害時
	●災害時に一人で避難できるかに対して、「できない」は身体障がいが 21.7%、知的障がいが 17.6%、精神障がいが 12.4%

アンケート自由回答	<ul style="list-style-type: none"> ●家から市役所までの距離があり、バスなどに乗っていく必要があります。お金がかかるし、川西能勢口から市役所までの距離を歩くのも辛い。コミュニティバスのような乗合の車があれば皆が楽に移動ができるし、相談しに行くのも行きやすくなります。 ●外出の際に歩道が狭かったり、段差があつたりで、歩きにくいことが多い。子どもや高齢者も外出しやすい、歩きやすいまちづくりをしてほしい。 ●誰が何を知っていて、困ったときにどこに相談すればいいかがわかりにくいと感じています。気になったとき、とりあえず「ここ」に聞けば相談先がすぐわかるよ、みたいな入り口が手の届くところにあればいいと思います。 ■コロナや災害時など緊急時の対応やスタッフの確保などへのフォローをもっとしてほしいと願っています。
ワークショップでの意見	<ul style="list-style-type: none"> ◆相談の場、機会が少ない。 ◆親や子どもが話し合うことができる場が少ない。 ◆当事者やその家族同士の交流機会が不足している。 ◆障がいのある人の災害時の対応が課題となっている。

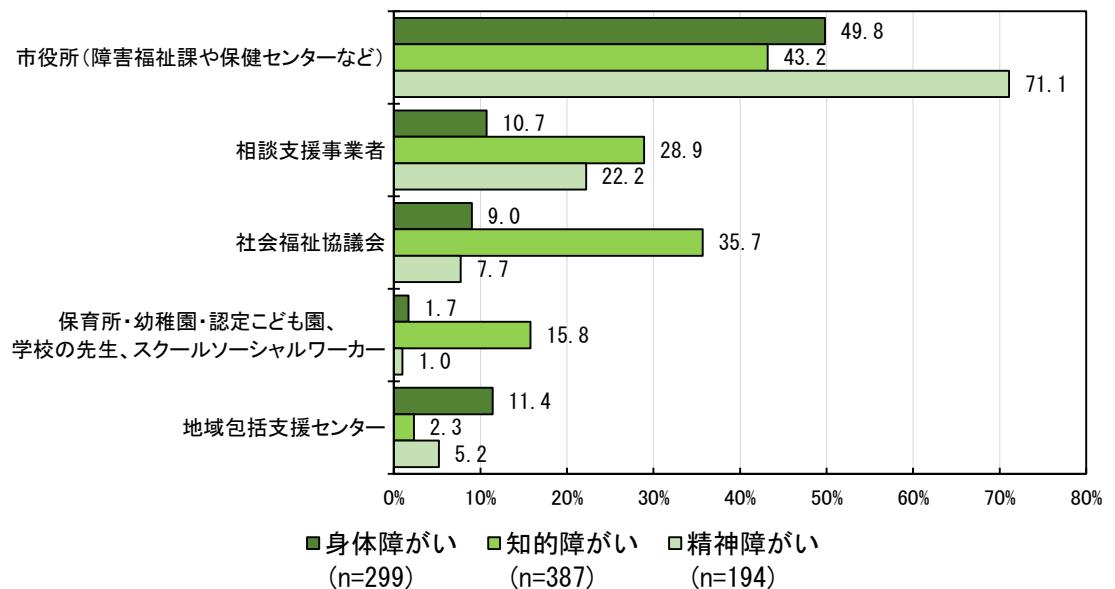
●外出したときに困ること



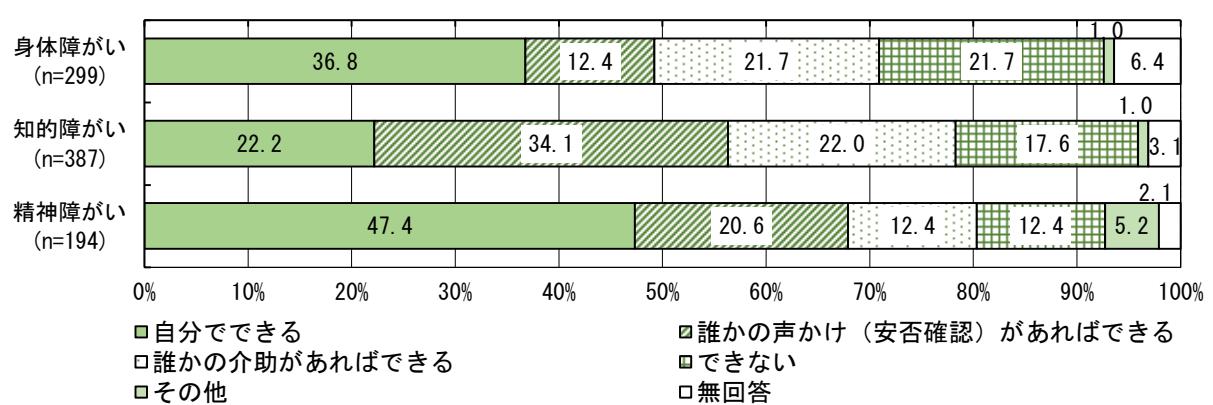
■障がい者の活動参加に大切なこと



●よく利用する相談窓口



●災害時に一人で避難できるか



(3) 障がい者の雇用・就労

○障がい者においては、企業などで正規雇用として働きたいと希望される人も多く、受入体制や支援体制を整えていくことが必要です。

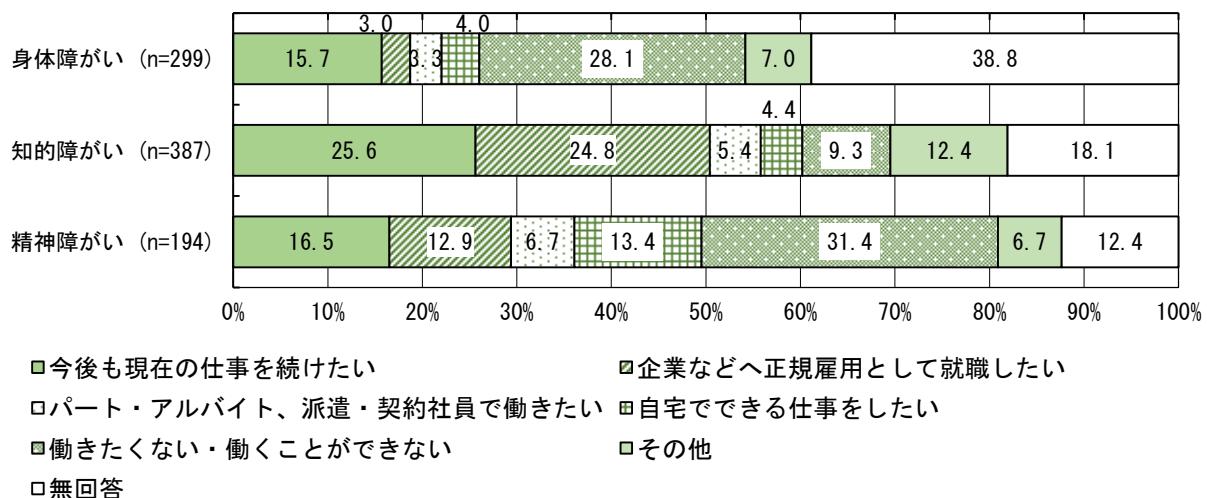
○一般市民においては障がい者が働ける場を増やすことを重視する人が約半数となっており、行政による支援によって企業で積極的に雇用すべきが約7割となっています。企業と行政が連携しながら障がい者の雇用の場の確保に努めていく必要があります。

アンケート調査結果	<p>①障がい者の就業意向</p> <ul style="list-style-type: none">●将来の仕事に対する希望として、障がい種別でみると、身体障がい、精神障がいでは「働きたくない・働くことができない」がそれぞれ 28.1%、31.4%、知的障がいでは「今後も現在の仕事を続けたい」が 25.6%●働きたくない・働くことができない理由として、「障がいが重い」が 47.7% の一方で、「働くことが不安である」が 28.9%●就労移行支援の利用希望は、身体障がいで 7.4%、知的障がいで 30.7%、精神障がいで 23.2%●就労継続支援、地域活動支援センターの利用希望は、身体障がいで 11.0%、知的障がいで 44.4%、精神障がいで 28.9% <p>②受入れ側の意向</p> <ul style="list-style-type: none">■障がい者が働ける場を増やすことに対して、「かなり重視する」が 49.7%■障がい者の就業に対して、「特別な配慮が必要だとしても、行政による支援によって企業で積極的に雇用すべきだ」が 71.3%、「特別な配慮が必要だとしても、企業の責任で積極的に雇用すべきだ」が 17.8% <p>③通所施設での生産製品の購入</p> <ul style="list-style-type: none">■一般市民が通所施設での生産製品の購入経験は、「各施設での販売」で 37.4% (+1.7%)、「川西市役所1階」で 7.3% (+0.5%)、「アステ川西」で 6.5% (△2.4%)、「その他の販売イベント」で 10.0% (△1.3%)、「障がい者1日サロン」で 2.2% (△0.2%)、「インターネット」で 0.4% (△0.1%)
アンケート自由回答	<ul style="list-style-type: none">●川西市の企業の障がい者求人が少ないように感じます。市をあげて求人をもっと増やすようにしてほしい。●ハローワークをみるとよくわかりますが、障がい者に対する求人が少なく、ほとんど就労継続支援A型が多くて困っています。それでも収入は少ないです。●企業が障がい者利用率を上げるように指導してほしい。企業にバリアフリーに対応した設備にしてもらう。職業訓練を充実してほしい。リモートワークができる人はそうしてもらう。■障がい者が活動できる場、働ける場所を確保できる企業と行政の連携が必要、重要であると思います。

ワークシヨツプ
での意見

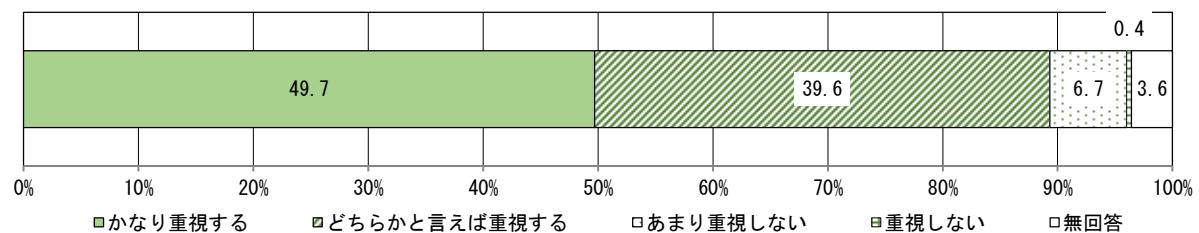
- ◆障がい者のそれぞれの特性に応じた働き場所をつくる必要がある。
- ◆企業の誘致、受入れを行っていく必要がある。
- ◆企業、公的機関等も加わって就労の支援を行う必要がある。

●将来の仕事に対する希望

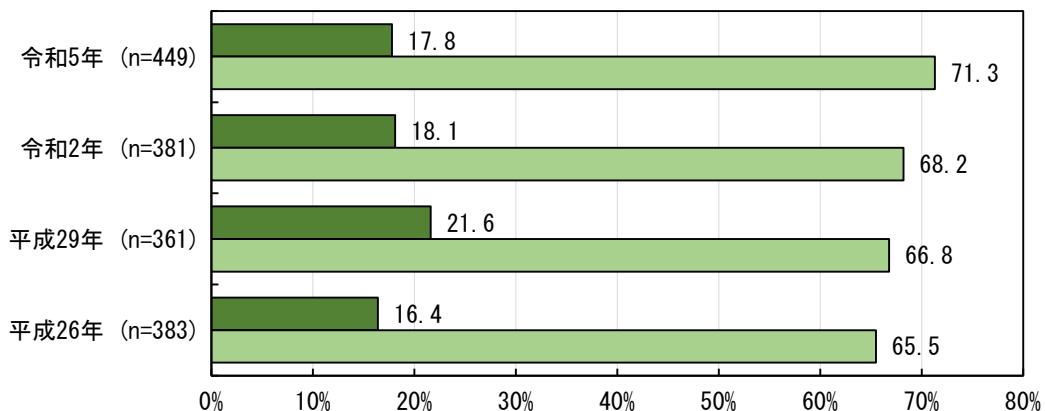


■障がい者が働ける場を増やすことに対する考え方

(SA) n=449



■障がい者の就業についての考え方



- 特別な配慮が必要だとしても、企業の責任で積極的に雇用すべきだ
- 特別な配慮が必要だとしても、行政による支援によって企業で積極的に雇用すべきだ

(4) 社会参加の促進、権利擁護

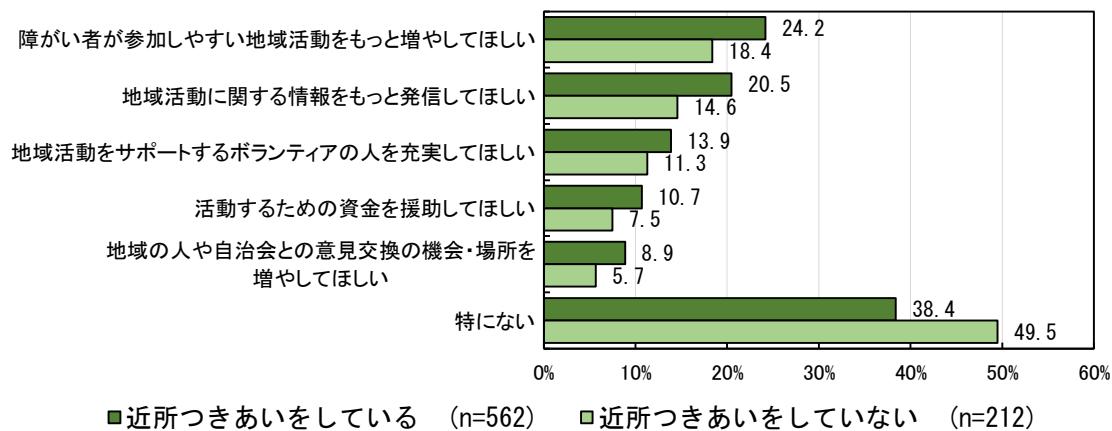
○障がい者の地域活動への参加や地域との交流について望むことでは、参加しやすい地域活動や地域活動に関する情報発信などが求められており、地域活動に関する情報を発信することで障がい者や家族、地域への理解が深まることが期待されます。また、情報提供とともに地域活動の場を増やすことで、参加しやすい環境・孤立しない環境を整えていくことが大切です。

○企業や事業所などの働く場や飲食店や店舗などの利用で障がいが理由で不便さを感じたり、利用や参加ができないと感じている人が多く、企業や飲食店などにおいても引き続き、合理的配慮を求めていく必要があります。

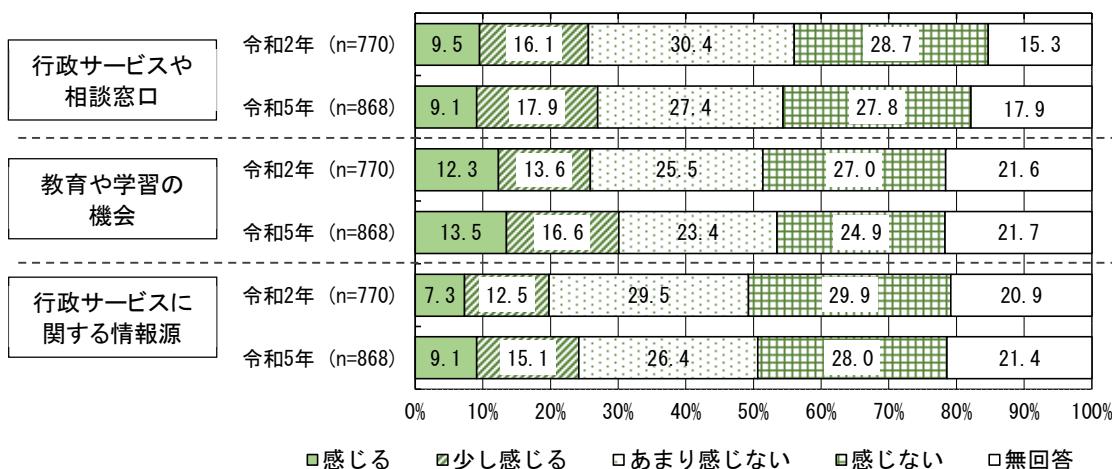
アンケート調査結果	①社会参加
	<ul style="list-style-type: none">●障がい者の地域活動への参加や地域との交流について望むこととして、「障がい者が参加しやすい地域活動を増やしてほしい」が 21.2%、「地域活動に関する情報をもっと発信してほしい」が 17.9%
②利便性	<ul style="list-style-type: none">●障がいが理由で不便を感じたり、ためらって利用や参加ができないと感じている回答は、「行政サービスや相談窓口」では 27.0% (+1.4%)、「教育や学習の機会」では 30.1% (+4.2%)、「行政サービスに関する情報源」では 24.2% (+4.4%)、「企業や事業所などの働く場」では 41.9%、「飲食店や店舗などの利用」では 32.8%●障がいが理由で利用しにくいと感じる理由として、「なんとなく冷たい雰囲気や視線を感じるから」が 39.6%、「一般市民の理解やサポートが足りないから」が 28.8%

アンケート自由回答	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい者の支援、高齢者の支援、子どもの支援を生活の地盤である地域の「自治会の活動」とうまく連携を図って、特別な活動ではなく身の周りにある「日常生活の一部」として進めていけたらいいと思います。 ●手帳などをもらうのにも時間がかかるし、何をするのにも書類や時間などがかかるし早くしてほしい。 ●今後サービスの利用の手続のDX化が進んだ際に早急に検討いただきたいのが家賃補助申請手続である。手続の簡素化をお願いしたい。 ●市役所にある障がい者に対する窓口にいる職員の質を上げてほしい（障がい者に理解がある人を窓口につけてほしい）。
ワークシヨップでの意見	<ul style="list-style-type: none"> ◆障がいのある人が地域の行事や活動に参加できていない。 ◆障がいのある人との交流の機会が少なく、困りごと等が十分に把握できない。 ◆垣根のない交流や活動の機会を設け、関わりを持っていく必要がある。 ◆障がい者の現状、実態をよく知る機会を増やしていく必要がある。

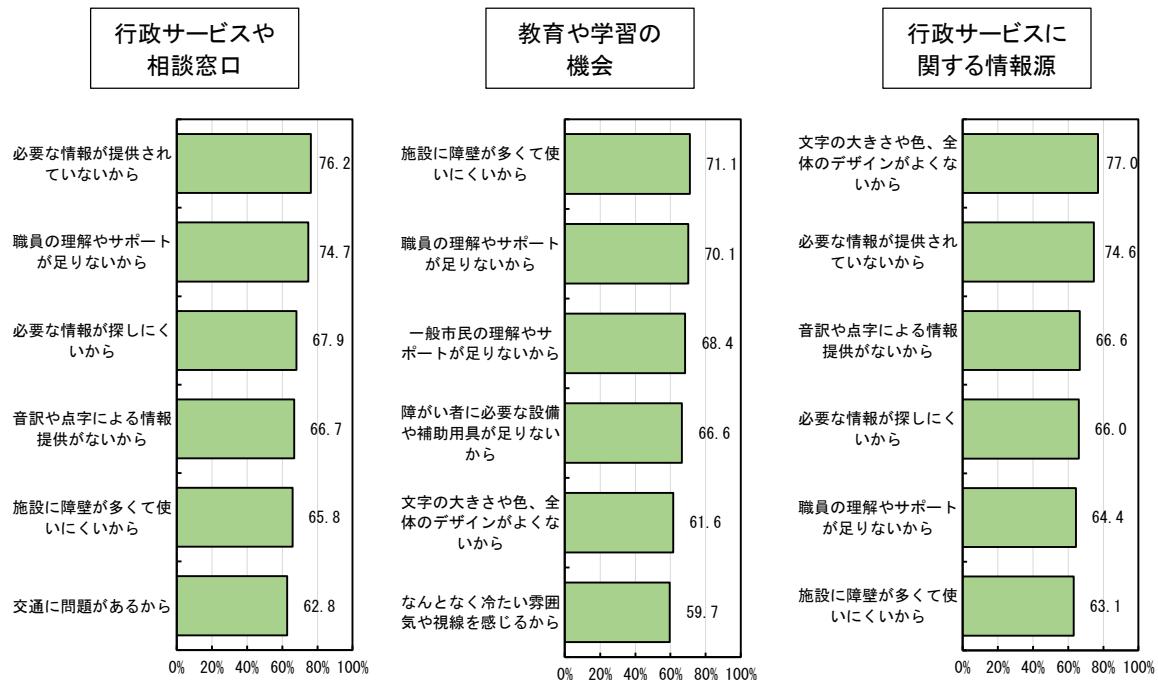
●障がい者の地域活動に望むこと



●サービス等の利用や参加に不便さを感じるか



●不便さ・参加しにくさを感じる理由



(5) 障害福祉サービス

○障害福祉サービスを利用している障がい者においては、障害福祉サービスの半数において「満足」が「不満・わからない」を上回っています。一方で、自立訓練や就労継続支援、地域活動支援センターなどにおいては、「不満・わからない」が多くなっており、これらサービスの質の向上を図っていく必要があります。

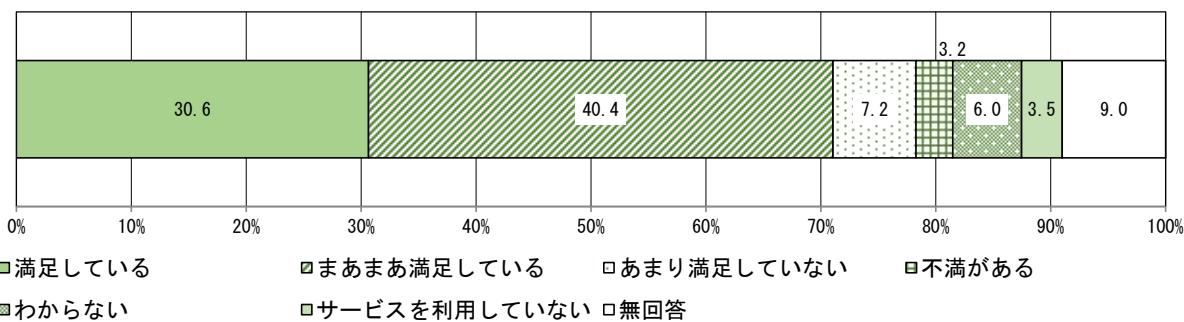
○情報の入手先では広報誌や市役所が多くなっており、引き続き、わかりやすい表現など理解しやすい配慮を行うとともに、知りたい情報が障がい者や支援者に届くよう、広報誌や窓口での情報提供体制の充実を図っていく必要があります。

アンケート調査結果	①福祉サービス
	<ul style="list-style-type: none"> ●利用している福祉サービスに「満足している」「まあまあ満足している」が71.0% (+19.5%) ●満足している人の利用が多い福祉サービスは「児童発達支援、放課後等デイサービス」「補装具や日常生活用具の給付」「同行援護、移動支援など」
	②情報収集
	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉に関するサービスや支援制度についての情報の入手先は、「広報誌」が46.1% (+4.5%)、「市役所」が32.9% (±0%)、相談支援事業所が21.7% (△3.1%)

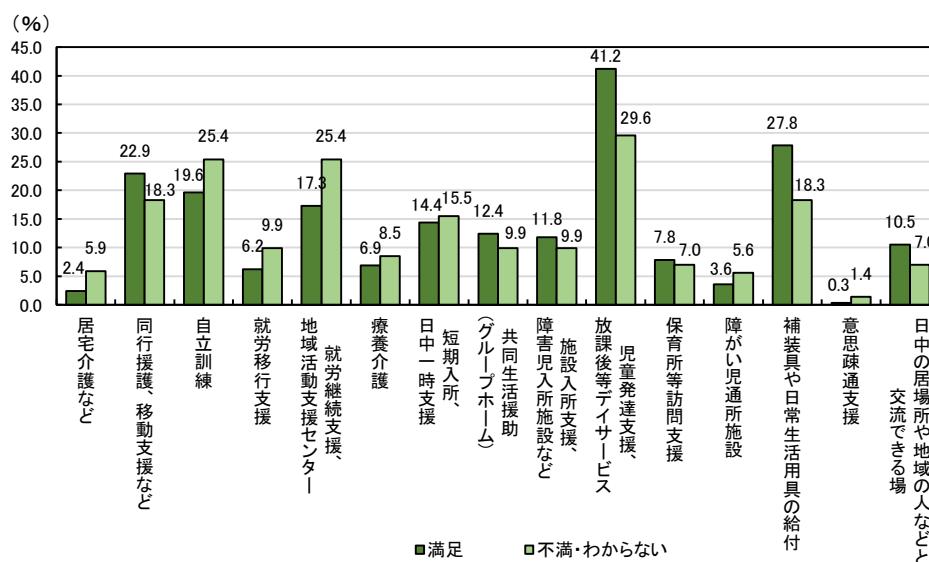
アンケート自由回答	<ul style="list-style-type: none"> ●本人が施設に入所して感じたことはコミュニケーションが取れない辛さです。手話のできる人がそこにいれば家族も安心できます。聴覚障がい者専用の老人施設が市に1つでもあればと思います。視覚、聴覚障がい者などが老後安心して入所できるところをつくってほしいと思います。 ●18歳まではデイサービスで余暇を過ごせますが、18歳になった途端に過ごせる場所がなくなります。サークルやスポーツができる場所がほしい。就労時のストレス軽減やコミュニケーションの練習にもなり、トラブル軽減にも役立つと思います。 ●通所施設の整備の中に送迎サービスを入れてほしい。自立通所が難しくなり保護者が送迎していますが、できなくなれば休むしかなく困っています。 ●気軽にショートステイできる場がもっとあれば助かるし、家族も一日離れることでリフレッシュでき、活力になります。通所施設は職員の負担が多過ぎる気がします。もっと人数を増やし目が行き届くように考えていただきたいと思います。 ●障がい者、障がい児を抱える家族はいずれ老いて子ども一人で生活する場が必要になります。グループホームなどの施設を増やしてもらうような行政施策をお願いしたいです。
ワークシップでの意見	<ul style="list-style-type: none"> ◆作業所やグループホームを見学したり、学べたりする機会を設けることが大切である。 ◆情報を集約し、必要なときに共有できるシステム（体制）をつくる。

●利用しているサービスの満足度

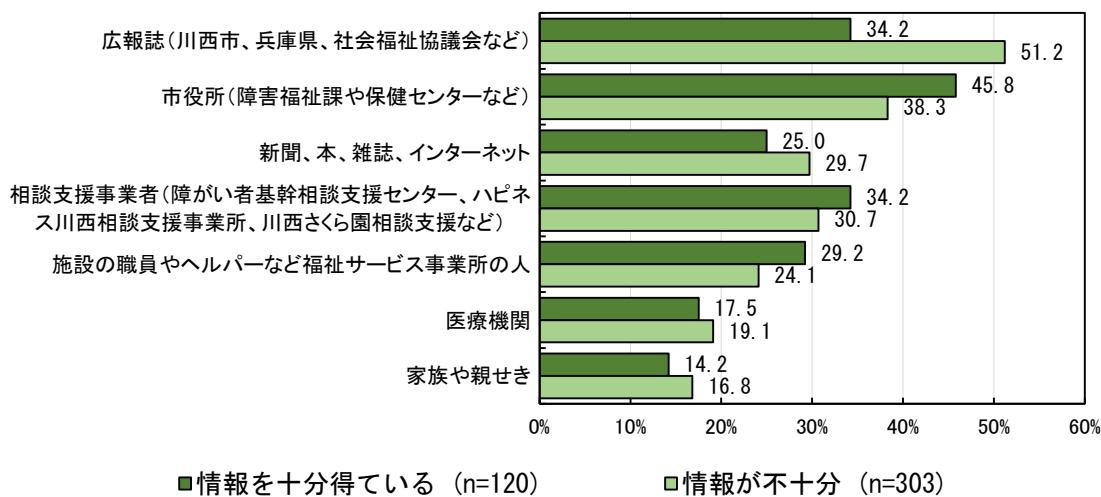
n=431



●サービスの利用状況（満足度別）



●福祉に関するサービスや支援制度についての情報の入手先



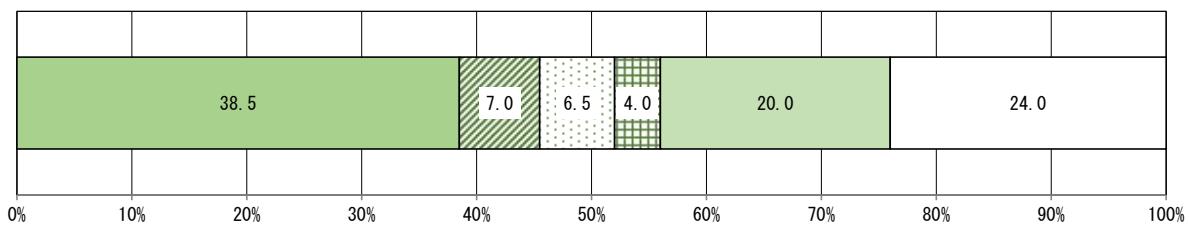
(6) 障がい児への支援

- 将来の仕事については、企業などで就職したい人が多く、今後のサービスの利用希望においても就労継続支援や就労移行支援など就労につながるサービスの利用希望が多い状況となっており、これらサービスの充実が求められます。
- 福祉教育の観点からも障がいの有無にかかわらず、子どもの頃から障がいのある子どもとふれあい、交流ができる場が求められています。

アンケート調査結果	<p>①仕事</p> <ul style="list-style-type: none">●将来の仕事についての希望は、「企業などへ正規雇用として就職したい」が38.5% <p>②サービスの利用希望</p> <ul style="list-style-type: none">●今後のサービスの利用希望は「児童発達支援、放課後等デイサービス」が66.5%、「就労継続支援、地域活動支援センター」が58.5%、「就労移行支援」が44.5%●身体障がいは「補装具や日常生活用具の給付」が75.0%、「日中の居場所や地域の人などと交流できる場」が62.5%、知的障がいは「児童発達支援、放課後等デイサービス」が67.9%、「就労継続支援、地域活動支援センター」が60.0%●身体障がいと知的障がいともに「児童発達支援、放課後等デイサービス」「日中の居場所や地域の人などと交流できる場」の利用希望が高い
アンケート自由回答	<ul style="list-style-type: none">●発達に特性があり様々な理由から現在不登校となっています。不登校を選んだ学齢期の子どもの居場所づくりをお願いしたい。私たち親も孤独で辛い毎日です。●親子で頑張っているから障がい者同士集まれる機会がほしい。障がい者にしかわからない苦労がある。より深めて学びたい。●小学校での特別支援学級、及び加配の先生の人数が少な過ぎて先生の負担も大きいし、子どもたちも必要な教育や学校生活が満足に受けられていないと日々感じています。●発達障がいで人とのコミュニケーションができなくてうまく先生に言えない子なのだが、担任の先生はわかってくれない。やはり教育現場もそういう子にあった先生にしてくれたら子どもも毎日登校できると思う。■子どもの頃から障がいのある方々とのふれあい、交流があると子どもたちの意識も変わるものではないかと思います。「福祉」に子どもたちが興味を持つような福祉教育をどんどん進めていく方が良いのではないかと思います。■幼少期から障がいのある子どもと一緒に遊んだり学んだりすることはとても大切なことだと考えます。障がいの有無によって分け隔たれることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながらともに生きる社会になることを切に望みます。

●将来の仕事についての希望（18歳以下のみ）

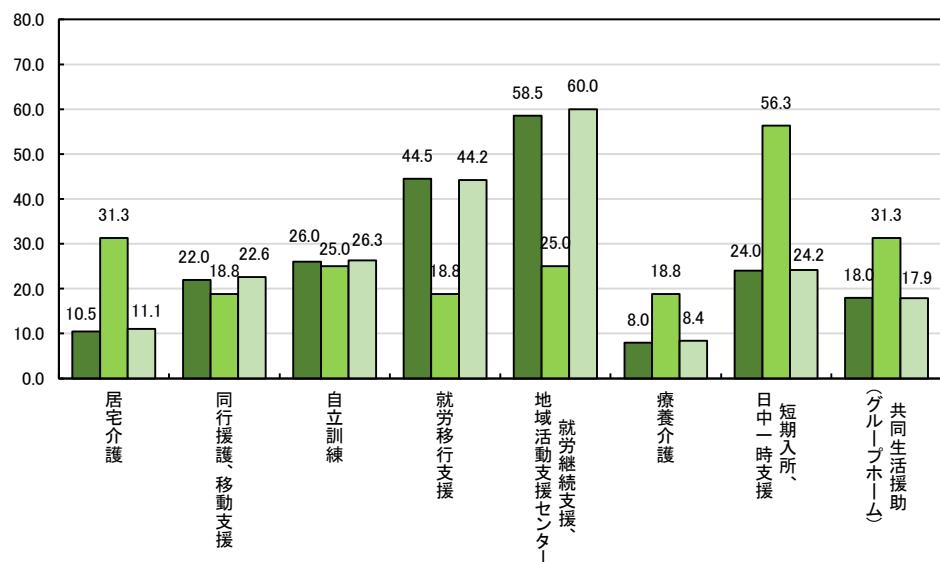
n=431



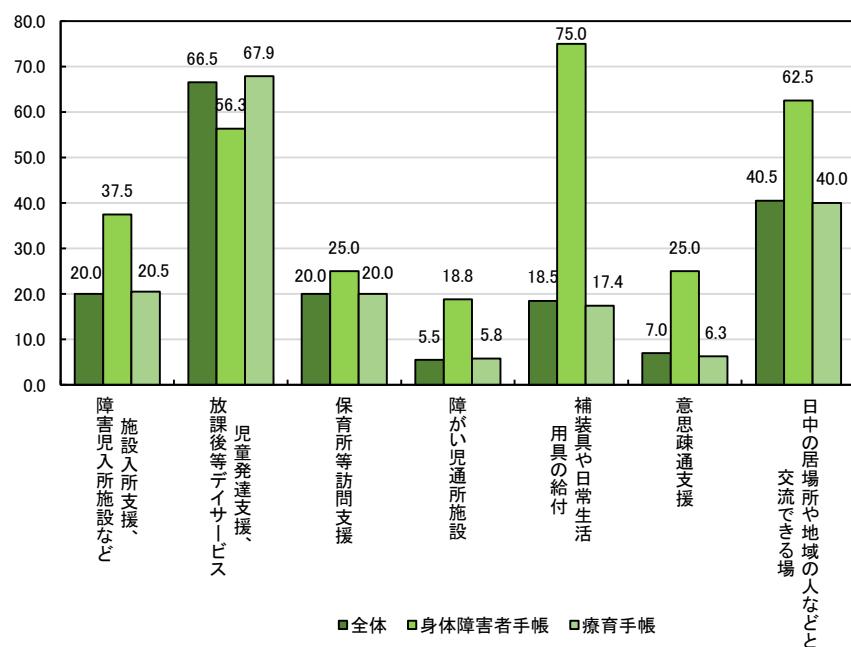
- 企業などへ正規雇用として就職したい
- パート・アルバイト、派遣・契約社員で働きたい
- 自宅でできる仕事をしたい
- 働きたくない・働くことができない
- その他
- 無回答

●サービス等の利用希望（18歳以下のみ）

(%)



(%)



- 全体
- 身体障害者手帳
- 療育手帳

(7) 「親なき後」について

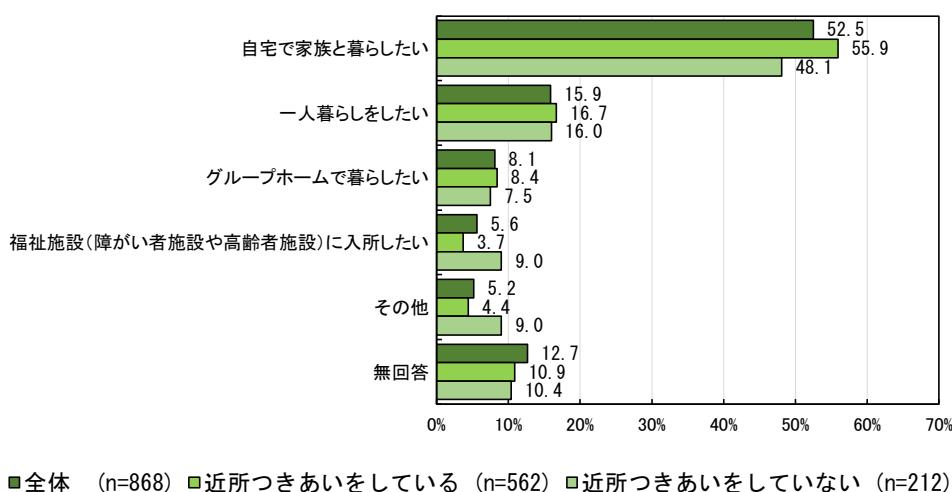
○将来の生活については、自宅で家族と暮らしたい人が多い状況です。一方で、親なき後について不安に思う声が多くあげられており、家族と生活が続けられるための支援とともに、その後、一人で生活できる支援や施設の整備など親なき後のサポート体制の充実が望まれています。

○一般市民は、障がい者が近所で暮らすことや施設を整備することに肯定的であると同時に不安も感じているため、障がいへの理解を深め、不安を解消するための支援体制の構築が課題です。

アンケート調査結果	<p>①将来の生活</p> <ul style="list-style-type: none">●将来の生活の希望は「自宅で家族と暮らしたい」が 52.5%、「一人で暮らしたい」が 15.9%●近所付き合いをしている人では、「自宅で家族と暮らしたい」が 55.9%、「福祉施設に入所したい」が 3.7%、近所付き合いをしていないでは、「自宅で家族と暮らしたい」が 48.1%、「福祉施設に入所したい」が 9.0% <p>②介助者</p> <ul style="list-style-type: none">●介助者が介助できない場合の希望について、配偶者が介助している場合では「ホームヘルパーの派遣などのサービスを利用したい」が 23.2%、父母が介助している場合では「短期入所（ショートステイ）を利用したい」が 58.5%、「親族に介助してほしい」が 57.1% <p>③施設整備</p> <ul style="list-style-type: none">■障がい者が近くで暮らすことについて、「不安はあるが、近くに専門知識を持ったスタッフがいれば問題はない」が 47.4% ($\Delta 3.3\%$)、「障がいの内容や程度によるが、不安を感じる」が 16.0% ($+2.1\%$)■施設整備に対して、「設置に反対ではないが、心配はあるので、必要であれば計画に対して意見する」が 53.7% ($\Delta 3.8\%$)
アンケート自由回答	<ul style="list-style-type: none">●「親なき後」についての問題は、障がいを持つ子どもがいる人は皆悩んでいると思います。医療ケアが必要な障がい者が利用できるショートステイがないので、早急につくってほしいと思います。●障がいのある子どもを育てる「親」が心身とも健康であること、そのためには支援の充実と、親が仕事をして収入を得て税金を納めて、当たり前の生活ができるこだだと思います。皆さんの支援を受けているからこそ、そのような形で還元したいと思っています。そして親なき後もこのまちでなら大丈夫、と思えるまちになつてほしい。●誰もがそうだと思うが、親が死んでからの生活、身の周り、持ち家のことや、税金のことなどたくさん不安があります。そのことについての相談の場が必要だと思います。●まだ介護者である親が元気だから良いが、両親が亡くなったときのことを考えると不安しかないです。グループホーム、施設など生活の場を増やしてほしい。

①意思決定支援・生活支援
○意思決定支援 成年後見制度をよく知らない声が多く、制度への理解及び利用促進が必要
○生活支援 障がいのある人が、他者に支えられながら生活の質、人生の質を豊かにし、自分らしく生きていける社会になっていかなければならない
②住まい
○精神障がいのある人は、プライバシーを保てない共同生活は苦手で、一人暮らしの方が楽だという声もあり、独居の障がいのある人が地域で生活できる仕組みの検討も必要
③相談体制の充実
○相談内容が重層化、多様化している中、多機関と連携した包括的な相談支援が求められているとともに、その周知、啓発を進めることにより、障がいのある人や保護者の不安を軽減することが重要
④経済面の問題
○障がいのある人の年金、手当等公的資金の申請への支援が必要
○障がいのある人の就労に向け、社会の理解や一般企業への雇用、福祉的就労の拡充が必要
⑤社会参加の場
○本人の地域内での孤立、人間関係に不安の声が多く、社会とのつながりを保つことが重要
○社会参加の場として、日中活動では地域活動支援センターや生活介護、集いの場・地域との交流の場として「交流スペース」、また、文化・スポーツ等の活動、就労、ボランティア活動などが考えられ、その充実が望まれる
⑥地域との関わり
○障がいのある人が地域で安心して暮らすため、障がいに対し地域住民の理解を深め、地域のつながりを構築していくことが重要
○災害などの緊急時に身近な地域で支援を受けられる体制づくりとして、避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成を更に進める必要がある

●将来の生活に対する希望（地域との関わり方の状況別）

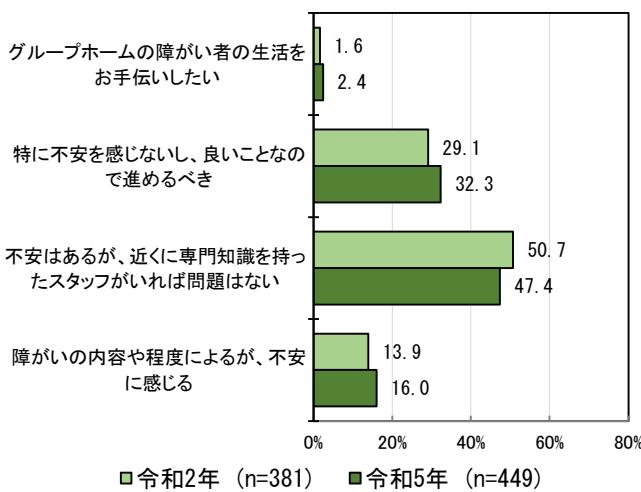


■全体 (n=868) ■近所つきあいをしている (n=562) ■近所つきあいをしていない (n=212)

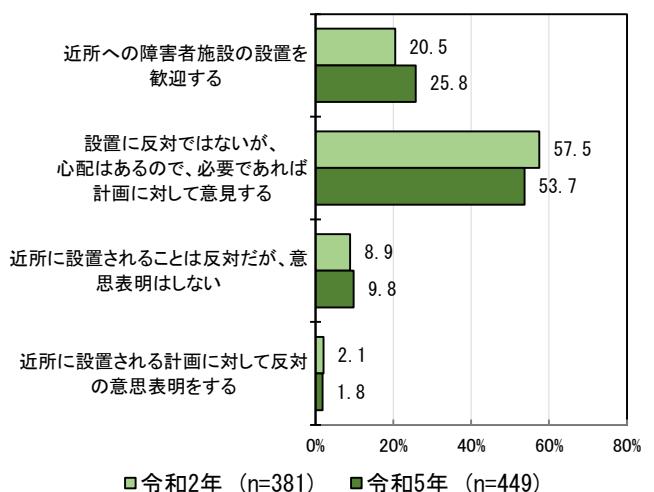
●介助者が介助できない場合の希望（主な介助者別）

	親族に介助してほしい	い友人や知人に介助してほしい	サービスを利用したい	生活介護を利用したい	短期入所(ショートステイ)	ボランティアに介助してもらいたい
配偶者(夫又は妻)	14.3	10.3	23.2	12.9	17.6	13.6
父母	57.1	51.7	38.8	50.3	58.5	45.5
兄弟姉妹	14.7	27.6	10.7	15.6	19	9.1
子ども	7.7	13.8	16.1	11.6	12.7	10.6
ホームヘルパー	1.8	6.9	11.6	5.4	6.8	6.1
施設職員	12.5	6.9	15.2	22.4	22	13.6

●近所に障がい者が暮らすこと、グループホームが建設されることへの考え方



■近所に障がい者施設が設計される計画が持ち上がった場合にとる対応



第3章 計画の基本的な考え方

1. 川西市の障がい者施策がめざす姿（基本理念）

障害者基本法では、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」を実現するため、自らの意思に基づいて行動を選択するという個人の確立、そして、一人ひとりがお互いの個性や人格を理解した上で互いに支え合いながら生きていく共生の実現、これらの二つの考え方が、基本的な概念として提示され、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

また、本市では、第6次川西市総合計画に掲げる、市がめざす都市像「心地よさ 息づくまち 川西～ジブンイロ 叶う未来へ～」を実現するため、本市の強みを活かす分野別目標を設定し、新たな川西をつくる施策を推進していくこととしています。分野別目標の一つ「安全安心を備えた川西の実現」では、子どもから高齢者まで、障がいがある人もない人も、居場所があること、自分の力を発揮できる場所があることは幸せを実感できる上で重要であると考えています。

これらを踏まえ、障がいの有無にかかわらず、すべての人が個性を尊重され、誰もが自己の決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、自分らしく輝き、地域のすべての人と支え合い、つながり合いながら、ともに幸せに暮らし続けられる共生社会の実現をめざし、本計画の基本理念を次のとおり定めます。

第6次川西市総合計画

心地よさ 息づくまち 川西～ジブンイロ 叶う未来へ～

第6期川西市地域福祉計画

誰もが自分らしく住み続けられる地域共生社会の実現

本計画

自分らしく輝き
ともに暮らし続けられる共生社会の実現

2. 計画の基本目標

本計画では、「自分らしく輝き、ともに暮らし続けられる共生社会の実現」という基本理念の実現をめざして、以下の4つの基本目標を柱に各施策の展開を図ります。

基本目標1 ともに学び、活動し、ともに支え合う共生社会の推進

基本目標2 自分らしく輝き、多様な社会参加と自立に向けた支援の充実

基本目標3 一人ひとりに寄り添った幸せな暮らしの実現

基本目標4 障がいのある子どもたちの健やかな育成と豊かな未来の実現

基本目標1 ともに学び、活動し、ともに支え合う共生社会の推進

障がいの有無にかかわらず、ともに地域の一員として支え合い、つながり合いながら暮らす意識の醸成、障がい者への偏見や差別意識をなくし、一人ひとりの命の重さは障がいの有無によって少しも変わることはない、という当たり前の価値観を社会全体で共有するために、より一層の啓発活動が必要とされています。

本計画では、障がいに対する理解への啓発活動を推進するほか、地域との交流活動や福祉活動に携わる人材の育成、多様な学習の場を通じ、相互理解を深め、ともに支え合う、つながり合うことのできる地域づくりを進めます。

また、障がい者を含め、すべての人にとって安全、安心で暮らしやすい地域づくりのために、施設等のバリアフリー化や防災、防犯を推進します。

(市民からの意見・・・第2章 障がい者の取り巻く課題から)

- ・アンケートでは、差別や偏見の意識を感じる割合の増加に加え、地域や近所の人と付き合う機会も減っており、障がいの有無にかかわらず、互いに交流できる機会を提供していくことという意見がありました。
- ・ワークショップにおいては、多様性を理解するため、学校教育等の幼い頃からの教育を大切にすること、地域で受け入れられる体制づくりが必要という課題があげられていました。

基本目標② 自分らしく輝き、多様な社会参加と自立に向けた支援の充実

障がい者が地域で質の高い自立した生活を営み、自らのライフスタイルを実現するためには、働くことや社会参加、生きがいを得ることができるよう取り組むことは大変重要です。障がい者が、希望する仕事に就き、地域社会の一員として活躍され、自己実現を果たすことができる支援が必要とされています。

本計画は、障がい者が持っている力を発揮し、自己実現を果たすために障がい者の雇用、就労を支援する拠点づくりを進め、一般企業などでの就労が困難な人を対象とする働く場や活動の場の充実や、障がい者の就業拡大並びに就業後の職場定着支援を更に推進するとともに、多様な文化活動、スポーツ活動の促進を通じ、余暇の充実を図ります。

また、障がい者が自分の考えで意思決定できるよう、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法や改正障害者差別解消法、市手話言語条例に基づいて、情報提供、意思疎通支援の充実、権利擁護等の推進を図ります。

(市民からの意見・・・第2章 障がい者の取り巻く課題から)

- ・アンケートでは、企業などで正規雇用として働きたいと希望される人が多くいる一方、働くことに不安を感じ、実際の行動をためらってしまうという課題が明らかになっています。
- ・地域との交流や企業、事業所などの働く場等の合理的配慮により受け入れる環境を整えていくこと、企業と行政が連携しながら雇用の場を確保するなどの意見がありました。

基本目標③ 一人ひとりに寄り添った幸せな暮らしの実現

障がい者が、自ら望む地域で安心して暮らすことができる環境づくりが重要です。また、保護者の高齢化等による親元からの自立や「親なき後」を見据えた生活への支援を行っていくため、よりきめ細やかな支援が必要とされています。

本計画では、サービスを必要とする人が必要なサービスを利用できるよう、福祉サービスや保健・医療サービス、その他サービスの充実に努めます。

また、親なき後も障がい者が、地域で安心して幸せに暮らすために、本人に寄り添った「オーダーメイド支援プラン」を作成するとともに、相談支援体制の充実及び連携強化、地域生活支援拠点の機能強化を図り、「誰一人取り残さない」よう支援していきます。

(市民からの意見・・・第2章 障がい者の取り巻く課題から)

- ・障がい者アンケートでは、将来の生活については、自宅で家族と暮らしたい人が多く、一方で、親なき後について不安に思う声が多くあげられており、家族と生活が続けられるための支援とともに、その後、一人で生活できる支援や施設の整備など、親なき後のサポート体制の充実を求める声があがっていました。
- ・障がい者にとって暮らしやすいまちには、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」を望まれる声が最も多くありました。

基本目標4 障がいのある子どもたちの健やかな育成と豊かな未来の実現

すべての子どもたちが障がいの有無にかかわらず、「人生最良のスタート」を切るには、身近でふれあい、地域においてともに学び、育ち、健全に育まれていくことが大切で、お互いに認め合い、支え合う社会をつくっていくことが望されます。特に障がいのある子どもたちが社会の一員として地域で暮らしていくためには、必要な支援やサービスを適切に受けることができるよう、地域において子どもたちの成長を支え合える体制や仕組みづくりが重要です。

本計画では、障がいの有無にかかわらず、一人ひとりの個性や特性に応じて相談支援、サービスの提供体制の整備を引き続き進めるとともに、地域社会への参加、包容（インクルージョン）の推進のため、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援機関や事業所などと連携を図ります。

また、保護者も含めて、乳幼児から18歳まで寄り添った支援を行い、成人期への円滑な移行を支援していきます。

（市民からの意見・・・第2章 障がい者の取り巻く課題から）

- ・アンケートでは、障がい児への支援について、児童発達支援や放課後等デイサービスの利用希望が多く、あわせて日中の居場所や地域の人などが交流できる場の希望があげられています。
- ・将来、企業への正規雇用を望まれ、福祉的就労に関しては就労継続支援や就労移行支援などの就労につながるサービスの利用希望が多く求められています。

成果指標（アウトカム指標）

基本目標ごとに位置づけた様々な施策を実施していくまでの進捗度合いを測る指標として活動指標（アウトプット指標）を設定するとともに、本計画から新たに基本目標に対して4つの成果指標（アウトカム指標）を設定することで、着実に計画を推進していきます。

○成果指標（アウトカム指標）

項目	方向性	基準値	中間目標	目標値
		(R4)	(R8)	(R11)
幸せに関する市民の実感平均点数（10点満点）（市民実感調査より）	↑	7点	7.4点	7.7点
社会と関わりのある生活をし、充実していると思う市民の割合（市民実感調査より）	↑	60.3%	64.0%	67.0%
自治会やコミュニティ、ボランティアやNPOの地域づくり活動によって、お互いに支え合っていると思う市民の割合（市民実感調査より）	↑	40.5%	42.5%	44.0%
生活道路が安心して通行できると思う市民の割合（市民実感調査より）	↑	62.1%	65.0%	68.0%

3. 施策体系

自分らしく輝き ともに暮らし続けられる共生社会の実現	基本目標1 ともに学び、活動し、ともに支え合う 共生社会の推進	1. 共生社会の推進	(1)啓発活動の推進 (2)地域における障がい者と住民との交流促進 (3)担い手の育成とネットワークづくりの推進
		2. 相互理解の推進	(1)福祉教育の推進 (2)ダイバーシティの推進
		3. 暮らしやすい生活環境の整備	(1)福祉のまちづくりの推進 (2)移動・交通対策の推進 (3)防災・防犯等の推進
	基本目標2 自分らしく輝き、多様な社会参加と自立に向けた支援の充実	1. 雇用・就労支援体制の充実	(1)一般就労(障がい者雇用)の促進 (2)福祉的就労の充実
		2. 社会参加の促進	(1)情報アクセシビリティの向上及びコミュニケーションの支援 (2)社会貢献活動や各種交流活動への参加促進 (3)スポーツ・文化芸術活動の促進 (4)選挙権の行使に係る配慮
		3. 権利擁護の推進と虐待の防止	(1)権利擁護支援の充実
	基本目標3 一人ひとりに寄り添った幸せな暮らしの実現	1. 相談しやすい体制づくりと情報提供の充実	(1)相談・情報提供の拠点の充実 (2)身近な地域での相談と情報提供体制の充実
		2. 生活支援施策の充実	(1)障害福祉サービス等の充実 (2)福祉用具の普及促進 (3)経済的支援策の推進 (4)居宅生活の支援 (5)福祉人材の確保・育成
		3. 保健・医療サービスの充実	(1)障がいの原因となる傷病の予防と早期発見及び機能訓練体制の充実 (2)障がい者医療の充実 (3)精神保健対策の推進
	基本目標4 障がいのある子どもたちの健やかな育成と豊かな未来の実現	1. 教育・療育環境の整備と交流教育の推進	(1)療育体制等の充実 (2)多様な教育機会の提供と交流教育の充実 (3)教職員の資質向上と教育内容の充実

4. 重点施策

親なき後も障がい者が自分らしく地域で安心して幸せに暮らせるよう、令和11（2029）年を見据えた新たな施策をスタートします。

■地域のネットワークづくりの推進（基本目標1）

相談支援事業をはじめとする地域における障がい者等への支援体制の整備に関し、中核的な役割を担う「市障がい者自立支援協議会」を課題の共有と解決の場として機能強化させ、当事者や障がい福祉関係者等と行政が連携しながら対応します。また、同協議会を強化するために、協議内容の充実を図り、より実行性のある障がい者施策を推進します。

◆障がい者の雇用・就労支援拠点の創設（基本目標2）

障がい者等の一般雇用及び福祉的就労に関する支援を総合的に取り組む拠点を創設します。障害者手帳所持者に限らず、発達障がいなど就労に何らかの悩みを抱えている方も対象とし、障がい者等の働きたいという希望を実現するため、総合的に就労促進を図り、障がい者の自立した社会参加を推進していきます。

■親なき後をみんなで支える「オーダーメイド支援プラン制度」の推進（基本目標3）

障がい者の望む暮らしを実現するため、障害福祉サービス等利用計画等の作成に加え、親なき後や障がい者が高齢になったときなどの将来を見据えた「オーダーメイド支援プラン」の作成を推進します。

◆相談しやすい窓口の構築（基本目標3）

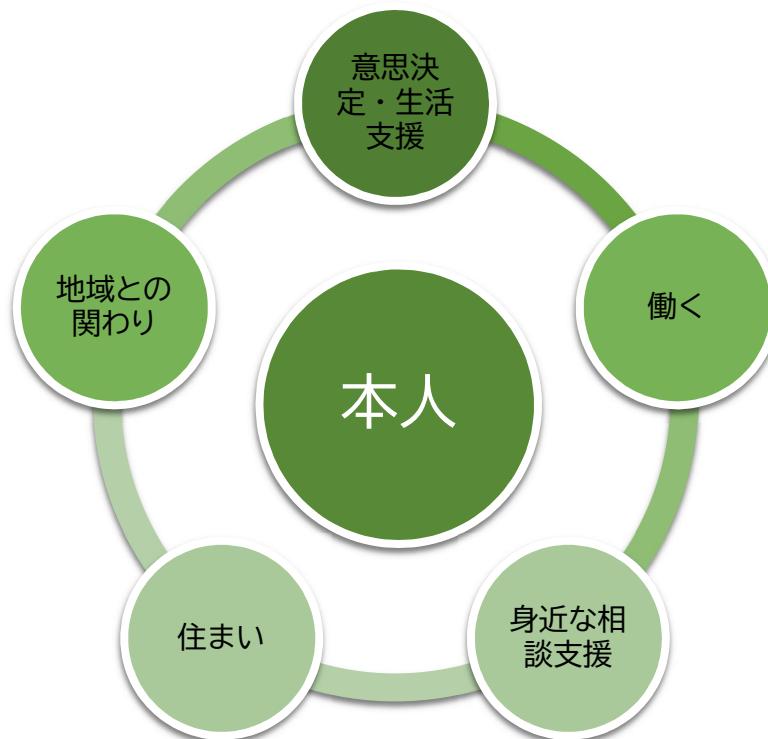
障がい者の生活に寄り添い、意思決定を支援し、地域生活における不安の解消や、制度や支援サービスの適切な利用につなげるための相談支援の充実を図ります。また、相談支援の中核機関である「市障がい者基幹相談支援センター」、各地域の委託相談支援事業所などの相談窓口の認知度の向上や、誰もが相談しやすい、わかりやすい窓口づくりを進めます。

■障がい児に係る相談支援体制の充実（基本目標4）

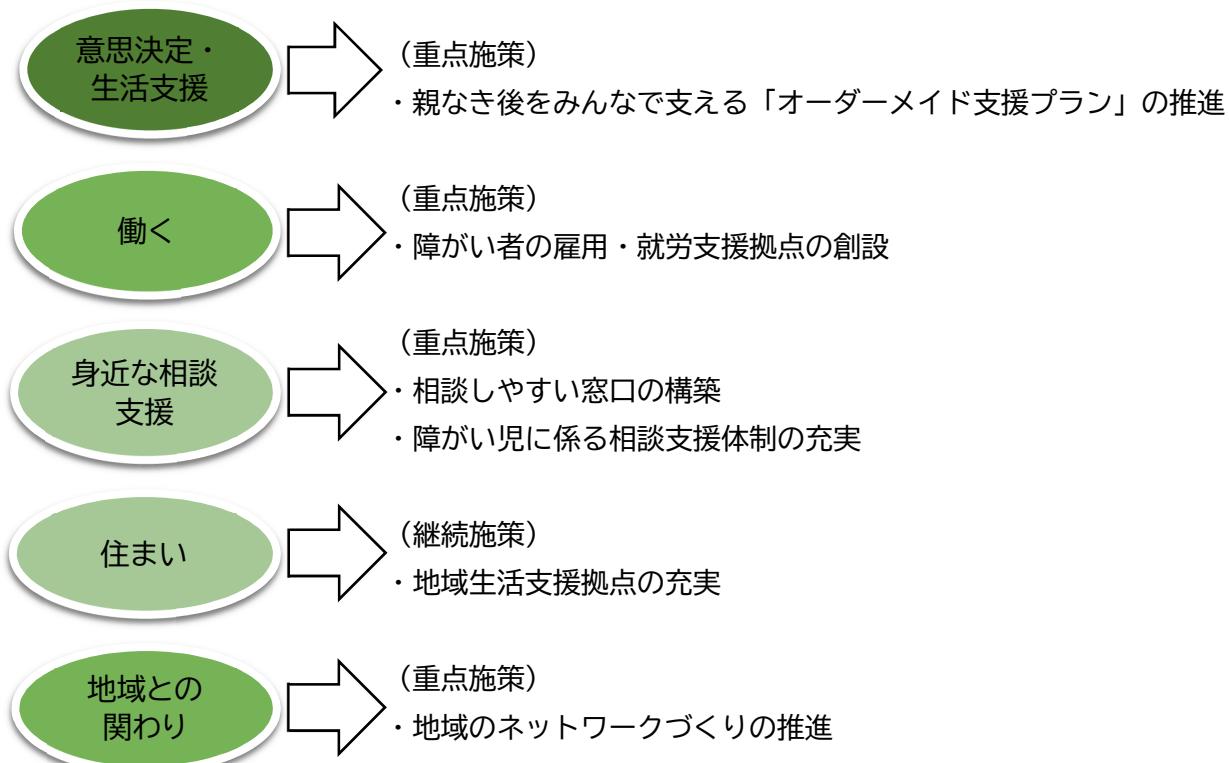
障がいの程度や医療的ケアの有無にかかわらず必要な支援が速やかに受けられるよう、障害児相談支援事業所の拡充を進めます。また、児童発達支援センターの相談機能の強化を図るとともに、速やかに適切な療育を受けることができるよう、保健、医療、福祉、保育、教育、事業者、行政等関係機関と連携の取れた相談支援体制を構築するなど、相談支援体制の充実を図ります。

(参考) 本計画における「親なき後」を見据えた取組

● 「親なき後」を見据えた支援体制図



●各項目での取組



第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ

ともに学び、活動し、ともに支え合う共生社会の推進

現 状

- 毎年12月の障がい者週間にあわせ、「障がい者1日サロン」や「障がい者児文化作品展」の開催や、まちづくり出前講座などを通じ、市民の障がい者に対する理解等を促進しています。
- 障がい者と地域の様々な人たちが集い、交流することのできる場「交流スペース」を運営する団体等に対する補助を行い、各障がい者団体が実施する啓発事業や社会参加活動、文化芸術活動等への補助を通じ、障がい者の自立と社会参加を促進しています。
- 市民のボランティア活動拠点であるボランティア活動センターが、登録ボランティアグループに対し包括的な運営支援を行うことで活動におけるコーディネート機能の強化を図っています。
- 障がい者支援に関わる地域の関係機関等の連携強化や社会資源の開発、改善に関する協議を行う場である「市障がい者自立支援協議会」に、分野別の専門部会を設置しています。
- 兵庫県の「福祉のまちづくり条例」等に基づき、まちのバリアフリー化や、「おもいや里斯ペース」の普及、兵庫県が実施する「兵庫ゆずりあい駐車場制度」の啓発を通じ、障がい者等が暮らしやすい生活環境の整備を進めています。
- 自力での避難が難しい一人暮らしの高齢者や障がい者など避難行動要支援者が安心して避難所に避難できるよう、支援者や地域の防災活動などを担う自主防災組織などと協力しながら、避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成を進めています。

課 題

- ◆差別や偏見を感じている障がい者の割合は前回調査時から変わっておらず、一般市民においては増加していることから、差別や偏見の解消に向けて、理解を深めるための機会づくりが必要とされています。
- ◆障がい者と接する機会がない一般市民は半数以上となっており、前回調査時よりも増加しています。また、学校や職場で接する機会も減少しており、障がいの有無にかかわらず互いに交流できる機会を提供していくことが求められています。
- ◆障がいの有無にかかわらず、互いに認め合いながらともに暮らす社会を実現するために、障がいや特性の理解や、尊重を深める教育が必要とされています。また、多様性を理解するため、学校教育等の幼い頃からの教育が求められています。
- ◆地域のネットワークづくりや社会資源の開発、改善等を進めるために、市障がい者自立支援協議会の協議内容を充実し、より実行性のある障がい者施策の推進が求められています。
- ◆関係者と協力して引き続き、個別避難計画の作成を進めていく必要があります。

◆◇活動指標◇◆

項目	方向性	基準値	中間目標	目標値
		(R4)	(R8)	(R11)
福祉ボランティア数（第6期地域福祉計画より）	↑	4,831人	5,440人	5,940人
手話サポート養成者数	↑	0人	300人	600人

◆◇重点施策◇◆

■地域のネットワークづくりの推進（再掲）

相談支援事業をはじめとする地域における障がい者等への支援体制の整備に関し、中核的な役割を担う「市障がい者自立支援協議会」を課題の共有と解決の場として機能強化させ、当事者や障がい福祉関係者等と行政が連携しながら対応します。また、同協議会を強化するために、協議内容の充実を図り、より実行性のある障がい施策を推進します。

■施策内容

【11303】市障がい者自立支援協議会の運営（77ページ）

地域の関係機関の連携強化や社会資源の開発及び改善に関することなどを協議する場「市障がい者自立支援協議会」を運営し、協議会の機能強化を図るとともに、各専門部会の活性化を通じ、地域のネットワークづくりを進めていきます。

◆◆施策内容◆◆

1. 共生社会の推進

(1) 啓発活動の推進

▼施策の方向

- 障がい者に関する正しい知識を普及させるため、広報誌やホームページのほか、積極的にSNSを活用して情報発信や講演会、出前講座など様々な機会を通じ、各種啓発活動を推進します。
- 障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる共生社会を進めるため、障がい者週間事業や精神衛生問題推進事業を効果的に推進し、障がい者に対する理解が深まるよう努めます。
- 令和3（2021）年度に障害者差別解消法が一部改正されたことを踏まえ、民間事業者も合理的配慮の提供が義務化されたことを広く周知していきます。

▼施策内容

施策	概要	方向性	担当所管
【11101】 地域住民等への啓発活動	障がい者が地域で安心して暮らせるよう、障がいに関する正しい知識の普及や障がい者に対する理解を深めるため、様々な事業や講座などを通じ、あらゆる世代への啓発に努めます。	継続	障害福祉課
【11102】 障がい者週間事業の実施	市民の障がい者の福祉についての理解を深めるとともに、障がい者の社会参加を推進するため、「障がい者1日サロン」を開催するほか、学生等の若い世代にも情報発信ができるよう各種の広報啓発活動を実施します。	継続	障害福祉課
【11103】 精神衛生問題推進事業の実施	精神障がい者に対する市民の理解を深めるため、講演会の開催などの啓発活動を実施し、精神障がい者の社会復帰の推進を図ります。	継続	障害福祉課
【11104】 障害者差別解消法に関する周知啓発	障害者差別解消法の一層の浸透に向けた各種啓発活動を展開するとともに、民間事業者に対し、不当な差別的取扱いの禁止や障がい者への合理的配慮の提供が義務化されたことから、その趣旨等の周知に努めます。	継続	人権推進 多文化共生課 障害福祉課

(2) 地域における障がい者と住民との交流促進

▼施策の方向

- 障がいの有無にかかわらず、誰もが暮らしやすい共生社会を進めるため、「交流スペース」の運営を支援します。
- 地域コミュニティとの交流や手話カフェなど相互交流の機会を創出する取組を支援することにより、ともに支え合うことのできる関係づくりを進めていきます。

▼施策内容

施策	概要	方向性	担当所管
【11201】 「交流スペース」に対する運営支援	地域において、障がい者と地域の様々な人たちが集い、交流することのできる場所を設置、運営する者に対し、その経費の一部を補助します。	継続	障害福祉課
【11202】 障がい者と住民との交流促進の取組に対する支援	障がい者と地域住民との交流の機会を創出、拡大するため、地域における自主的な取組が円滑に行われるよう支援し、連携します。	継続	障害福祉課

(3) 担い手の育成とネットワークづくりの推進

▼施策の方向

- 障がい者の自立と社会参加を促進するため、障がい者団体が行う事業に対し、引き続き補助を行います。
- 市社会福祉協議会が運営するボランティア活動支援センターに対する支援を通じ、障がいの有無にかかわらず、誰もが地域の一員として役割を担うことのできる人材の確保、育成に取り組んでいきます。
- 市障がい者自立支援協議会の運営体制を整理し、各分野別専門部会やワーキングチームの活性化を図り、地域の実情に応じた支援体制の構築や地域のネットワークづくりを進めていきます。

▼施策内容

施策	概要	方向性	担当所管
【11301】 障がい者団体が行 う事業への補助	障がい者の自立と社会参加を促進するため「障がい者団体等活動支援補助金」を通じて、障がい者団体が行う事業に対し、補助を行います。	継続	障害福祉課
【11302】 ボランティア活動 の推進	市社会福祉協議会への補助により、市民のボランティア活動の拠点として「ボランティア活動センター」を設置し、ボランティアに関する相談や斡旋、ボランティアグループへの支援、広報啓発や人材育成等を行います。	継続	地域福祉課
【11303】 市障がい者自立支 援協議会の運営 (再掲)	地域の関係機関の連携強化や社会資源の開発及び改善に関することなどを協議する場「市障がい者自立支援協議会」を運営し、協議会の機能強化を図るとともに、各専門部会等の活性化を通じ、地域のネットワークづくりを進めています。	継続	障害福祉課

2. 相互理解の推進

(1) 福祉教育の推進

▼施策の方向

- 各学校等において実施されている「地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」」や体験的な学習「キャップハンディ」を通じ、障がいや障がい者に対する理解の促進を図ります。
- 手話は言語であることを認識し、手話やろう者などへの理解を深めるため、地域住民や事業者などを対象に、地域で見守り、支える「手話サポーター」の養成を推進します。

▼施策内容

施策	概要	方向性	担当所管
【12101】 インクルーシブ教 育の環境づくり	障がいの有無にかかわらず、互いに認め合いながらともに生きる社会を実現するために、障がいや障がい者についての正しい認識と理解の促進を図ります。	新規	障害福祉課 インクル ーシブ推進課

施策	概要	方向性	担当所管
【12102】 川西市手話サポートーの養成	市手話言語条例に則り、手話やろう者などへの理解を深めるとともに、地域で見守り、支える「手話サポートー」を養成します。	新規	障害福祉課

(2) ダイバーシティの推進

▼施策の方向

- 障がい者をはじめ様々な属性や背景を持つ人々がともに生きる社会を実現するために、支え合い、認め合う社会の構築に向けた広報、啓発活動を進めます。
- 「人権の視点から行政施策・業務等を点検する」人権チェック表を参考にして、障壁となっている制度や条例等を点検できる仕組みを検討します。

▼施策内容

施策	概要	方向性	担当所管
【12201】 支え合い、認め合いの広報、啓発活動の推進	様々な属性や背景を持つ人々がともに生きる社会を実現するために、支え合い、認め合う社会の構築に向けた広報、啓発活動を推進します。	新規	人権推進 多文化共生課
【12202】 社会制度改革の推進	障がい者の権利を保障するため、障壁となっている制度や条例の点検を行い、必要な改革につなげていきます。	新規	障害福祉課

3. 暮らしやすい生活環境の整備

(1) 福祉のまちづくりの推進

▼施策の方向

- 障がいの有無にかかわらず、誰もが活動しやすい都市環境を整備するため、地域住民の理解と協力を得ながら、バリアフリーを促進する重点整備地区基本構想の実現に努めます。
- 鉄道駅周辺や道路、公園、公共施設など人の集まる場所を中心とした環境整備及び福祉のまちづくり条例や高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）に基づく建築物への指導、助言を行い、まちのバリアフリー化を進めます。

▼施策内容

施策	概要	方向性	担当所管
【13101】 公共施設、道路、公園等のバリアフリー化の推進	バリアフリー法（バリアフリー重点整備地区基本構想【第1期・第2期基本構想】を含む）及び県が定める「福祉のまちづくり条例」に基づき、すべての人が使いやすく、誰もが安心して利用できる公共施設、道路、公園、交通安全施設などのバリアフリー化を推進します。	継続	施設マネジメント課 公園緑地課 道路整備課
【13102】 福祉のまちづくり条例に基づく指導、助言	県が定める「福祉のまちづくり条例」に基づき、対象となる新規の建築物に対して整備基準に適合するよう、建築主等に対し助言、指導を行っていきます。	継続	建築指導課

(2) 移動・交通対策の推進

▼施策の方向

- 引き続き、迷惑駐車、迷惑駐輪等の防止と啓発、交通安全施設の整備による安全な移動や交通の確保により、誰もが安全に移動できる環境の整備を進めます。
- 障がい者等を対象とした自動車改造費及び運転免許取得費の助成、軽自動車税の減免、市役所内駐車場の使用料の減免、タクシー料金の助成など、移動に関する経済的負担の軽減策を引き続き実施します。
- 駐車、駐輪に配慮が必要な障がい者や高齢者などのため、「兵庫ゆずりあい駐車場制度」及び「おもいやリスペース」の普及を進めます。

▼施策内容

施策	概要	方向性	担当所管
【13201】 迷惑駐車追放運動の実施	迷惑駐車追放のための街頭パトロールや駐車マナー向上のための広報活動を実施することにより、地区住民の生活の安全と快適な交通環境を確保します。関係機関と連携し、迷惑駐車の防止と啓発、取り締まりの強化を図ります。	継続	交通政策課
【13202】 放置自転車等の撤去	駅前広場、歩道及び路肩に放置している自転車等が通行の妨げとなるため、利用者のモラルの向上や指導、撤去を行います。	継続	交通政策課
【13203】 自動車改造費及び運転免許取得費の助成	肢体不自由者が就労等に伴い、自ら所有する車で、その自動車を操作しやすいように改造する費用を助成し、社会参加や自立を促進します。また、身体、知的、精神の障がい者を対象に運転免許取得費の助成も実施します。	継続	障害福祉課
【13204】 タクシー料金の助成	一定の要件を満たす重度障がい者等が、一般的のタクシー又はリフト付き寝台タクシーを利用した場合、タクシー料金の助成を行います。	継続	障害福祉課
【13205】 軽自動車税（種別割）の減免	障がい者本人等の所有でもっぱら当該障がい者の利用に供するものについて、軽自動車税（種別割）を減免します（1台に限る）。	継続	市民税課
【13206】 市役所内駐車場使用料の減免	障害者手帳所持者が運転、同乗している自動車の駐車場使用料を免除します。	継続	総務課
【13207】 「兵庫ゆずりあい駐車場制度」の普及	高齢者、障がい者等一定の要件を満たす人が利用できる「兵庫ゆずりあい駐車場制度」の普及を進め、利用者の増加をめざします。	継続	地域福祉課
【13208】 「おもいやりスペース」の普及	障がい者や高齢者など、自転車駐輪ラックの上段が使いにくい方が下段ラックを優先的に使用できる「おもいやりスペース」について、制度の周知と当該スペースの増加をめざします。	継続	交通政策課

(3) 防災・防犯等の推進

▼施策の方向

- 緊急通報装置及び福祉ファックス利用者の情報は、災害受信時、即座に対応できるよう継続して緊急通報システムのデータ維持管理に努めます。
- 緊急時の連絡方法として携帯電話のウェブ機能を活用するため、緊急連絡先のホームページアドレスを情報提供します。
- 避難行動要支援者リストや個別避難計画の作成、検証を通じ、災害時における地域の役割など、災害時における障がい者の支援体制の整備を進めます。
- 知的障がい者（児）などが行方不明になった場合に、迅速な捜索開始と早期発見に資するため、「川西行方不明者SOSネット」の推進に努めます。
- 市消費生活センターにおいて消費生活の相談を進めるとともに、消費者被害の防止に向けた啓発に努めます。

▼施策内容

施策	概要	方向性	担当所管
【13301】 消防緊急通報指令 システムの整備	障がい者等避難行動要支援者を事前に把握することにより、迅速な援護活動を行います。	継続	警防課
【13302】 緊急通報システム 事業の実施	一人暮らしの重度の身体障がい者等が、急病や事故などにより支援を必要とする場合に、緊急通報装置を用いて通報します。消防本部は、緊急時、即座に対応できるように体制を整えます。	継続	警防課 地域福祉課
【13303】 災害時への対応	障がい者など、災害時に避難をするのに支援が必要な方の情報を集約して避難行動要支援者名簿を作成し、避難行動要支援者に対する支援体制の整備を進めます。	継続	地域福祉課
【13304】 個別避難計画の作成と検証	自力での避難が難しい一人暮らしの高齢者や障がい者などが、安心して避難所に避難できるよう、対象者の希望に応じて、避難支援等実施者や避難先、避難時や避難所での留意事項などをまとめた個別避難計画を作成し、地域の防災訓練で計画の検証を行います。	継続	地域福祉課

施策	概要	方向性	担当所管
【13305】 福祉避難所の設置	一般の避難所に滞在することが困難な高齢者や障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を要する人が円滑に利用でき、相談、助言その他の支援を受けることができる福祉避難所について、社会福祉法人や介護、障害福祉サービス事業所等の協力を得て、設置を進めています。	継続	地域福祉課
【13306】 「川西行方不明者SOSネット」の推進	24時間365日行方不明者情報をメール配信する「川西行方不明者SOSネット」を運用し、行方不明時の早期発見に努めます。	新規	介護保険課 障害福祉課 こども若者 相談センター
【13307】 消費者トラブルの防止	消費生活の相談を行うとともに、障がい者等に対する不当な勧誘などの悪質な商法、特殊詐欺等を未然に防止するための啓発活動を行います。	新規	生活安全課 (消費生活センター)

基本目標2

自分らしく輝き、多様な社会参加と自立に向けた支援の充実

現 状

- 市障がい者雇用・就労推進本部では障がい者の雇用・就労の増加や就労支援事業所の開設増を掲げており、令和4（2022）年度では一般就労53人、福祉的就労66人の計119人増えています。また、就労継続支援事業所については、新規に5か所開設しています。
- 障がい者雇用に対する市内企業の理解を図るため、包括連携協定を締結している民間事業者による障がい者の短時間雇用についてのセミナーを開催するほか、事業者向けの「障がい者雇用ハンドブック」を作成しています。
- 手話に対する理解の促進と手話の普及を図るとともに、手話を使用しやすい環境を整備するためには必要な施策を推進するため、令和4（2022）年3月28日に手話言語条例が制定され、4月1日から施行しています。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、「みんなの体育祭」が中止となったほか、県スポーツ大会、スポーツ教室の参加者においても減っている状況です。
- 障がい者の虐待に関しては、通報を受け、虐待防止相談窓口担当者とともに、事実調査、虐待認定及び改善指導を行いました。また、事業所へのコンプライアンス研修、虐待研修を実施し、事業者の意識改革を図っています。
- 権利擁護支援を必要とする人を適切な支援につなげられるよう、令和3（2021）年4月1日、成年後見支援センター“かけはし”を中核機関と位置づけ、地域連携ネットワークの司令塔としての役割をスタートさせています。

課 題

- ◆知的障がい者においては、企業などで正規雇用として働きたいと希望される人も多く、受入体制や支援体制を整えていくことが必要とされています。
- ◆障がい者就労施設等からの物品等の調達として、市内作業所では、高齢化などによる慢性的なマンパワー不足で、作業を受注できない状況が続いている。
- ◆一般市民においては、障がい者が働く場を増やすことを重視する人が約半数となっており、行政による支援によって企業で積極的に雇用すべきが約7割となっています。企業と行政が連携しながら障がい者の雇用の場の確保に努めていくことが求められています。
- ◆虐待に関する件数が微増しており、養護者や施設従事者はもとより広く市民にも障がい者への虐待に対し周知、啓発していくことが求められています。
- ◆改正障害者差別解消法が令和6（2024）年から施行され、障がい者への合理的配慮は事業者にも義務化されます。そのことを踏まえ、事業者への周知啓発が必要であるとともに、事業者等からの相談に的確に対応できる体制づくりも進めていく必要があります。

◆◇活動指標◇◆

項目	方向性	基準値	中間目標	目標値
		(R4)	(R8)	(R11)
障がい者の雇用・就労者数	↑	1,578人	1,838人	2,050人
就労定着支援事業の利用者数 (1か月当たりの実利用人数)	↑	20人	28人	35人

◆◇重点施策◇◆

■障がい者の雇用・就労支援拠点の創設（再掲）

障がい者等の一般雇用及び福祉的就労に関する支援を総合的に取り組む拠点を創設します。障害者手帳所持者に限らず、発達障がいなど就労に何らかの悩みを抱えている方も対象とし、障がい者等の働きたいという希望を実現するため、総合的に就労促進を図り、障がい者の自立した社会参加を推進していきます。

■施策内容

【21109】障がい者の雇用・就労支援拠点の設置（86 ページ）
障がい者等の雇用・就労に関する相談や、一般就労した障がい者への職場定着、企業からの障がい者雇用に関する相談、雇用先の開拓、採用に向けた支援、調整など障がい者の雇用、就労に関し総合的に推進する拠点を設置します。
【21208】共同受注窓口の設置（88 ページ）
障がい者就労施設で提供できる構内加工や役務、自主製菓の販売などの斡旋、単独の施設では請け負えない大口注文の調整、契約等を行う共同受注窓口を設置します。

◆◆施策内容◆◆

1. 雇用・就労支援体制の充実

(1) 一般就労（障がい者雇用）の促進

▼施策の方向

- 就労移行支援事業所並びに利用者数を増やし、一般就労への移行を促進します。
- 就労定着支援事業所を増やし、就労に伴う生活面の課題に対する相談、助言等の支援を行うことで、一般就労の定着を促進します。
- 障がい者の雇用、就労に関する相談や、職場定着、雇用先の開拓など障がい者の就労に関し総合的に推進する拠点を設置し、障がい者の雇用・就労の拡大を進めます。
- 市障がい者雇用・就労推進本部を運営し、障がい者の雇用・就労支援拠点の取組を踏まえ、必要な施策を検討します。
- 市役所等で職場実習を実施するよう努め、短時間就労など障がい者の多様な就労形態を通じ、社会参加を推進していきます。

▼施策内容

施策	概要	方向性	担当所管
【21101】 就労移行支援事業 の実施	一般の企業等で雇用されることが可能と見込まれる障がい者に一定の期間、生産活動や職場体験などの機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上に必要な訓練、求職活動に関する支援、就職後における職場定着のための相談など、必要な支援を行います。	継続	障害福祉課
【21102】 就労定着支援事業 の実施	就労移行支援などをを利用して一般就労へ移行した人に、就労に伴い生じた日常生活又は社会生活を営む上での問題に関する相談、指導及び助言など必要な支援を行います。	継続	障害福祉課
【21103】 障がい者雇用支援 体制の整備	ハローワークをはじめ、兵庫障害者職業センター、阪神北障害者就業・生活支援センターなど関係機関との連携を図りつつ、市障がい者雇用・就労推進本部を中心に障がい者の就労拡大を進めます。	継続	障害福祉課

施策	概要	方向性	担当所管
【21104】 阪神友愛食品株式会社への出資	働きたいという希望がありながら、就職の機会が少ない重度障がい者の職場を確保し、自立した生活が営めるよう促すことを目的として、重度障がい者多数雇用事業所と知的障がい者能力開発センターを運営する阪神友愛食品株式会社に対する出資を行います。	継続	障害福祉課
【21105】 障がい者の職員採用	必要に応じて障がい者を対象とする採用試験を引き続き実施します。また、障がい者の公務職場での採用に関し、障がい者の能力に適合する職種や雇用形態などについて関係部署との検討を一層深め、職場の拡大に努めます。	継続	職員課
【21106】 市役所等での職場実習の実施	障がい者の職業能力向上への支援として、市役所や関係機関等で職場実習（体験）を実施するよう努めます。	継続	障害福祉課
【21107】 市障がい者雇用・就労推進本部の運営	伊丹公共職業安定所、市社会福祉協議会が運営する市障がい者基幹相談支援センター及び職員課、産業振興課、障害福祉課で構成する市障がい者雇用・就労推進本部において、定期的に会議を開催し、障がい者の一般就労、福祉的就労及び府内雇用に向けた施策を検討、実施します。	継続	障害福祉課 職員課 産業振興課
【21108】 企業と連携した障がい者の短時間就労促進	就労に対する多様なニーズに応じるよう、企業と連携し、短時間就労等を含め多様な就労形態を通じて、障がい者の就労促進を図るなど、社会参加を促します。	継続	産業振興課 障害福祉課
【21109】 障がい者の雇用・就労支援拠点の設置（再掲）	障がい者等の雇用、就労に関する相談や、一般就労した障がい者への職場定着、企業からの障がい者雇用に関する相談、雇用先の開拓、採用に向けた支援、調整など障がい者の雇用、就労に関し総合的に推進する拠点を設置します。	新規	障害福祉課

(2) 福祉的就労の充実

▼施策の方向

- 引き続き、市内の自主製品を販売する障害福祉サービス事業所を支援し、障がい者が生産する製品の販売機会の拡大や障がい者の社会参加の促進を図るとともに、障がい者に対する理解の促進に努めます。
- 市による、障がい者就労施設等からの物品や役務の調達を拡大していきます。
- 障がい者の工賃向上や活動内容の充実など障がい者の働く意欲を引き上げるため、共同受注窓口を設置します。
- 重度の障がい者に対する就労支援のあり方を検討するとともに、在宅就労や農福連携についても、関係所管等と連携し、障がい者の就労機会の創出に努めます。
- 障がい者の希望や能力に沿った就労の実現を図るため、国が新設する「就労選択支援事業」の実施に向けた体制整備を進めるとともに、一般就労中における就労系サービスの一時的利用についても、支援の必要性に応じ適切に利用されるよう取り組んでいきます。

▼施策内容

施策	概要	方向性	担当所管
【21201】 就労継続支援事業 の実施	一般の企業等で雇用されることが困難な障がい者に生産活動の機会の提供や、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練など、必要な支援を行います。	継続	障害福祉課
【21202】 川西作業所の運営	身体、精神、知的を対象として、就労継続支援（B型）事業を実施します。	継続	障害福祉課
【21203】 小戸作業所の運営	主に知的障がい者を対象として、生活介護事業を実施します。	継続	障害福祉課
【21204】 地域活動支援センター 事業等の実施	障がい者の地域生活を支援するため、創作的活動又は生産活動の機会の提供や社会との交流の促進等のサービスを提供する地域活動支援センター事業等を委託又は補助により実施します。また、地域活動支援センターに移行していない小規模作業所に対し、引き続き運営費の補助を行います。	継続	障害福祉課

施策	概要	方向性	担当所管
【21205】 自主製品販売促進の支援	市庁舎内において、障害福祉サービス事業所等の製品を販売する場所を定期的に提供するとともに、自主製品販売促進助成事業を広く周知し、販売機会の拡大を通じ、障がい者の社会参加の機会拡大につなげます。	継続	障害福祉課
【21206】 障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進	「川西市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を毎年度策定し、同方針に基づき、障がい者就労施設等からの物品や役務の調達を推進します。	継続	障害福祉課
【21207】 農福連携による就労支援	関係所管と連携し、市内の農地を活用した障がい者の就労機会の創出に努めます。	新規	産業振興課 障害福祉課
【21208】 共同受注窓口の設置（再掲）	障がい者就労施設で提供できる構内加工や役務、自主製菓の販売などの斡旋、単独の施設では請け負えない大口注文の調整、契約等を行う共同受注窓口を設置します。	新規	障害福祉課
【21209】 就労選択支援事業の実施	障がい者の希望や能力、適正に応じて、就労先の選択への支援（就労アセスメント）を行うとともに、就労後に必要な配慮等を整理し、障がい者の就労を支援します。	新規	障害福祉課

2. 社会参加の促進

（1）情報アクセシビリティの向上及びコミュニケーションの支援

▼施策の方向

- 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を推進し、障がい者が自身で情報を取捨選択できるよう、点字広報や声の広報の発行、行政文書の点訳など行政情報等のバリアフリー化を進めます。
- 市手話言語条例に基づく施策を推進し、手話通訳者や要約筆記者の派遣等の意思疎通支援事業を行います。
- 障がい者の意思決定を支援するため、情報・意思疎通支援用具の給付や、遠隔手話通訳サービスの実施、電話リレーサービスの周知、啓発などを行います。
- 障がいの有無にかかわらず、誰もが見やすい、利用しやすい市公式ホームページづくりのため、必要な研修やシステムでのチェックの強化等を実施します。

▼施策内容

施策	概要	方向性	担当所管
【22101】 点字及び声の広報の発行	視覚障がい者向けの広報誌として、広報内容を点訳した点字広報や、CDに録音した声の広報を発行します。	継続	広報広聴課
【22102】 行政文書の点訳	視覚障がい者が自ら必要な情報を得られるようにするため、行政文書の点訳を進めます。	継続	障害福祉課
【22103】 録音図書等の貸し出し	中央図書館に録音図書と点字図書を備え付け、視覚障がい者に対して貸出しを行います。今後、録音図書の充実を図ります。	継続	中央図書館
【22104】 書籍の郵送による貸し出し	外出困難な身体障がい者に対し、郵送により書籍の貸出しを行います。	継続	中央図書館
【22105】 情報バリアフリー機器の設置	視覚、聴覚障がい者の情報バリアフリーを図るため、市役所窓口に必要な機器の整備を進めます。	継続	障害福祉課
【22106】 手話通訳者の設置	聴覚障がい者、音声・言語機能障がい者の社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行うため、福祉事務所に手話通訳者を設置します。	継続	障害福祉課
【22107】 手話通訳者の派遣	聴覚障がい者や音声・言語機能障がい者が外出するときなどに円滑な意思疎通を図るために、手話通訳者を派遣します。	継続	障害福祉課
【22108】 要約筆記者の派遣	聴覚障がい者や音声・言語機能障がい者のうち、手話や口話ができない人が外出するときなどに円滑な意思疎通を図るために、要約筆記者を派遣します。	継続	障害福祉課
【22109】 補助犬貸付事業の周知、啓発	広報等で兵庫県身体障害者補助犬貸付事業の周知を図るとともに、補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）に対する市民の理解を促進し、障がい者の自立や社会参加を支援します。	継続	障害福祉課
【22110】 情報・意思疎通支援用具の給付	意思伝達装置、点字器、人工喉頭、障がい者向けのパソコン周辺機器やアプリケーションソフトなど、障がい者の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具等の給付を行います。	継続	障害福祉課

施策	概要	方向性	担当所管
【22111】 遠隔手話通訳サービスの実施	手話通訳者の同行が困難な状況に対応しつつ、手話通訳者の安全を確保するため、遠隔手話通訳サービスの実施を進めます。	継続	障害福祉課
【22112】 電話リレーサービスの周知、啓発	聴覚や発話に困難がある人と聞こえる人を、通訳オペレータが手話又は文字と音声を通訳することにより、24時間365日、電話で双方向につなぐ公的サービスで、広く市民等へ周知を図り、障がい者等の社会生活又は日常生活を支えます。	新規	障害福祉課
【22113】 手話言語条例に基づく施策の推進	「川西市手話言語条例」に基づき、手話が言語であるとの認識を基盤として、手話に対する理解の促進と手話の普及を図るとともに、手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策を推進します。	新規	障害福祉課
【22114】 ウェブアクセシビリティの向上	障がいの有無にかかわらず、誰もがインターネットで提供されている情報を利用できるよう、研修やシステムでのチェックの強化等を通じ、職員等の意識を高めるとともに、わかりやすい公式ホームページの作成に努めます。	新規	広報広聴課

(2) 社会貢献活動や各種交流活動への参加促進

▼施策の方向

- ピアカウンセリングなど障がい者の社会貢献活動への参画を支援し、障がい者が地域社会の一員としての役割を担い、社会的に自立し、地域の担い手として地域社会の活動に参加することを促進します。
- 社会を構成する一員として、各種行政施策の検討やまちづくり活動など、地域のあらゆる活動に障がい者が参画する機会を増やしていきます。

▼施策内容

施策	概要	方向性	担当所管
【22201】 障がい者の社会貢献活動促進	ピアカウンセリングや社会福祉ボランティア活動など、障がい者の社会貢献活動への参画を支援します。	継続	障害福祉課

施策	概要	方向性	担当所管
【22202】 まちづくりへの参画促進	身近なまちづくりに障がい者の視点を反映するため、地域の様々な活動への参画の機会を拡大するよう努めます。	継続	参画協働課

(3) スポーツ・文化芸術活動の促進

▼施策の方向

- 各種イベントや講座の開催及び情報提供を通じ、障がい者がスポーツや文化芸術活動、生涯学習などに参加する機会を拡大し、障がい者の自己実現や地域住民との交流を促進します。
- 障がい者が様々な活動に参加しやすいよう、文化芸術施設等のバリアフリー化やアクセシビリティの向上を進めていきます。
- 障がい者が社会で自立して生きるために必要となる力を生涯にわたり、維持、伸長するため、ライフステージに応じた学びを支援していきます。

▼施策内容

施策	概要	方向性	担当所管
【22301】 障がい者スポーツの振興	障がい者スポーツ教室の開催や、障害者団体連合会による「みんなの体育祭」に対する支援を行うとともに、国や県レベルのスポーツ大会についても積極的に情報提供を行うなど、障がい者スポーツの振興を図ります。	継続	障害福祉課 文化・観光・スポーツ課
【22302】 障がい者作品展への支援	障害者団体連合会が実施する障がい者作品展に対し、助成等の支援を行うとともに、県等が主催する作品展についても積極的に情報提供を行います。	継続	障害福祉課
【22303】 障がい者に対する学びの支援	障がい者が生涯にわたり教育や文化など、様々な機会に親しむことができるよう、多様な学習活動を行う機会を提供、充実するよう努めます。	継続	文化・観光・スポーツ課 生涯学習課
【22304】 障がい者の文化芸術活動への参加促進	文化芸術施設などのバリアフリー化やアクセシビリティの向上を図り、障がい者と一般市民がともに参加できる文化芸術活動や交流会の開催を促進します。	新規	文化・観光・スポーツ課 障害福祉課

(4) 選挙権の行使に係る配慮

▼施策の方向

- 障がい者の選挙権行使を促進するため、継続して障がい者が利用できる投票制度についての啓発を行います。また、車いす用記載台の設置、車いすの配備、仮設スロープの設置、2階以上の投票所への介助職員の配置など、障がい者が適切に選挙権行使することができるよう、事前の改善措置に努めます。

▼施策内容

施策	概要	方向性	担当所管
【22401】 障がい者が利用できる投票制度の啓発	点字投票、代理投票及び郵送による不在者投票など障がい者が利用できる投票制度を、市ホームページ、広報誌等で啓発し、障がい者の選挙権行使を促進します。	継続	選挙管理委員会事務局
【22402】 投票所における障がい者に対する配慮	投票所において、点字による候補者氏名等一覧、車いす用記載台などを配備します。また、投票所前に段差等がある場合は、仮設のスロープ等を設置するとともに、2階以上の投票所については介助のための職員を配置します。	継続	選挙管理委員会事務局

3. 権利擁護の推進と虐待の防止

(1) 権利擁護支援の充実

▼施策の方向

- 判断能力が十分でない人の権利を守るために、成年後見支援センター“かけはし”が中核機関として、成年後見制度の普及、啓発に努めるとともに、制度の利用支援を行います。また、「地域連携つながりネット協議会」を設置し、包括的な権利擁護支援体制の構築を図ります。
- 成年後見制度の利用を促進するため、法人後見を実施するための体制整備などについて、引き続き検討していきます。
- 障がい者虐待防止相談窓口を設置し、虐待事案に対して、迅速かつ適切に対応します。
- 障がい者虐待に関する正しい理解を普及するため、様々な機会を通じて啓発に努めるとともに、未然防止のため、関係機関をはじめ地域の民生委員・児童委員や地区福祉委員会との連携を深めます。

- 障害者差別解消支援地域協議会（障害者施策推進協議会があわせて所掌）の活動などを通じて、障がい者差別のない地域づくりを進めるとともに、庁内連絡会議において差別に関する相談や事例の収集、情報の共有、また、事業者等からの相談に的確に対応できる体制づくりなど、全庁的な取組を推進します。

▼施策内容

施策	概要	方向性	担当所管
【23101】 日常生活自立支援事業の周知と利用促進	関係機関との連携のもと、制度の周知を図るとともに、成年後見制度や関係機関との連携を強化し、利用しやすい制度としての普及を支援します。	継続	地域福祉課
【23102】 成年後見支援センター“かけはし”的設置	成年後見制度の利用促進に係る中核機関として、市社会福祉協議会への委託により「川西市成年後見支援センター“かけはし”」を設置しています。	継続	地域福祉課
【23103】 成年後見制度の普及・啓発	市民を対象とした講演会や出前講座の実施等を通じて、成年後見制度の普及、啓発を図ります。	継続	地域福祉課
【23104】 成年後見制度の利用支援	障害福祉サービスの利用を希望する知的障がい者又は精神障がい者であって、後見人等の報酬など必要となる費用について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められた人に、その費用の全部又は一部を助成します。	継続	障害福祉課
【23105】 法人後見に対する支援の検討	法人後見を実施するための体制整備や後見等の業務を行う法人に対する支援のあり方について検討します。	継続	地域福祉課
【23106】 障がい者虐待に対する相談、支援の実施	障がい者虐待防止相談窓口を設置し、通報や相談に応じるとともに、虐待事案に対して、迅速な対応と適切な支援を行います。	継続	障害福祉課 地域福祉課

施策	概要	方向性	担当所管
【23107】 障がい者差別の解消に向けた取組	障がい者差別に関する相談に対し、人権相談など各相談窓口において適切に対応とともに、障害者差別解消支援地域協議会の活動などを通じて、障がい者差別のない地域づくりを進めます。また、市長が指導監督権限を有する事業分野について、担当所管において適切な権限行使に努めます。	継続	人権推進 多文化共生課 障害福祉課
【23108】 障がい者に対する適切な配慮の実施	障害者差別解消法により、地方公共団体に義務付けられている不当な差別的取扱いの禁止や障がい者への合理的配慮の提供、事前的改善措置の実施について、全庁的な取組を推進します。また、事業者等からの相談に的確に対応できる体制づくりも進めていきます。	継続	職員課 障害福祉課 教育保育職員課
【23109】 包括的な権利擁護支援体制づくり	中核機関として包括的な権利擁護支援体制の構築に向けて、法律や福祉の専門家、医療・福祉関連機関、家庭裁判所と更に連携を深めるため、地域連携つながりネット協議会を設置しています。	継続	地域福祉課

基本目標3

一人ひとりに寄り添った幸せな暮らしの実現

現 状

- 令和2（2020）年12月に地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がい者等に対し総合的かつ専門的な相談支援の実施、地域移行及び地域定着の促進、権利擁護や虐待の防止など総合的な支援を行う基幹相談支援センターを設置しました。
- 障がい者からの相談については、委託相談事業所が増加したことにより、迅速に対応しています。
- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築として、市障がい者自立支援協議会において精神障がい者支援部会を設置しています。また、令和2（2020）年度においては、市内に地域移行支援と地域定着支援事業所を開設しました。
- 障がい者の親なき後の支援体制については、検討部会を開催し、当事者や家族、支援者等との意見交換会で聴取した意見を踏まえ、今後の施策の方向性を協議しました。

課 題

- ◆情報の入手先では広報誌や市役所が多くなっており、引き続き、わかりやすい表現など理解しやすい配慮を行うとともに、知りたい情報が障がい者や支援者に届くよう、広報誌や窓口での情報提供体制の充実を図っていくことが必要とされています。
- ◆身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の相談員については、身近な地域の相談体制を担っていますが、相談員によって対応件数に差が生じることや、高齢化による人材不足などの声もあがっています。また、相談員の人材の確保とスキルアップを図っていくことが求められています。
- ◆障害福祉サービスを利用している障がい者は、自立訓練や就労継続支援、地域活動支援センターなどにおいて、「不満やわからない」との声が多くなっており、これらサービスの質の向上を図っていくことが求められています。
- ◆将来の生活については、自宅で家族と暮らしたい人が多い状況です。一方で、親なきについて不安に思う声が多くあげられており、家族と生活が続けられるための支援とともに、その後、一人で生活できる支援や施設の整備など親なき後のサポート体制の充実が望まれています。また、親なき後を見据えた体制づくりは、計画相談支援事業所の拡充が喫緊の課題です。

◆◇活動指標◇◆

項目	方向性	基準値	中間目標	目標値
		(R4)	(R8)	(R11)
「オーダーメイド支援プラン」作成人数 (第6次総合計画より) ※累計	↗	0人	750人	1,500人
グループホームの利用者数(1か月当たりの実利用人数)	↗	173人	208人	235人
相談支援専門員の数(市内の相談支援事業所に在籍している人数)	↗	31人	34人	36人

◆◇重点施策◇◆

■親なき後をみんなで支える「オーダーメイド支援プラン制度」の推進 (再掲)

障がい者の望む暮らしを実現するため、障害福祉サービス等利用計画等の作成に加え、親なき後や障がい者が高齢になったときなどの将来を見据えた「オーダーメイド支援プラン」の作成を推進します。

◆相談しやすい窓口の構築 (再掲)

障がい者の生活に寄り添い、意思決定を支援し、地域生活における不安の解消や、制度や支援サービスの適切な利用につなげるための相談支援の充実を図ります。また、相談支援の中核機関である「市障がい者基幹相談支援センター」、各地域の委託相談支援事業所などの相談窓口の認知度の向上や、誰もが相談しやすい、わかりやすい窓口づくりを進めます。

■施策内容

【31103】市障がい者基幹相談支援センターの運営 (97 ページ)
地域における相談支援の中核機関として、社会福祉協議会に運営委託をし、障がい者等に対し専門的な相談支援の実施、相談支援事業所へのバックアップ、長期入院患者等の地域移行及び地域定着の促進、権利擁護や虐待の防止、親なき後を見据えた支援などを実施します。
【31102】障がい者（児）相談支援事業の実施 (97 ページ)
相談窓口において、障がい者（児）やその家族などからの相談に応じ、様々な情報提供や福祉サービスの利用援助などを行います。

◆◆施策内容◆◆

1. 相談しやすい体制づくりと情報提供の充実

(1) 相談・情報提供の拠点の充実

▼施策の方向

- 障がい者が適切なサービスを選択し、組み合わせて利用することができるよう、サービス等利用計画の作成や管理に対する支援を行うとともに、市内の相談支援事業所の拡充を図り、相談の質の向上に努めます。
- 親なき後をみんなで支えるために、地域における相談支援の中核機関である「市障がい者基幹相談支援センター」を中心に、誰もが相談しやすい、わかりやすい相談窓口づくりを進めます。
- 「地域共生社会」を実現するため、様々な課題に対して属性を問わない包括的な支援体制を整備します。
- 障がい者やその家族に対する支援の充実を図るため、障がい当事者で支え合いや相談支援を行うピアサポートの活動を進めるとともに、ピアソポーターの確保に努めます。

▼施策内容

施策	概要	方向性	担当所管
【31101】 計画相談支援の実施	障がい者が適切なサービスを選択し、組み合わせて利用することができるよう、サービス等利用計画の作成や管理に対する支援を行います。	継続	障害福祉課
【31102】 障がい者（児）相談支援事業の実施 (再掲)	相談窓口において、障がい者（児）やその家族などからの相談に応じ、様々な情報提供や福祉サービスの利用援助などを行います。	継続	障害福祉課
【31103】 市障がい者基幹相談支援センターの運営（再掲）	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、市社会福祉協議会に運営委託をし、障がい者等に対し専門的な相談支援の実施、相談支援事業所へのバックアップ、長期入院患者や施設入所者の地域移行及び地域定着の促進、権利擁護や虐待の防止、親なき後を見据えた支援などを実施します。	継続	障害福祉課

施策	概要	方向性	担当所管
【31104】 重層的な支援体制の構築	複雑で複合的な課題に対応できるよう、世代や分野を問わない包括的な支援体制構築に向けて、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援などを一体的に実施する重層的支援体制整備事業を令和6（2024）年度からスタートします。	継続	地域福祉課
【31105】 ピアサポートの推進	障がい当事者で支え合いや相談支援を行うピアサポートの活動を進めるとともに、ピアセンターの確保に努めます。	新規	障害福祉課

（2） 身近な地域での相談と情報提供体制の充実

▼施策の方向

- 身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、精神障がい者相談員、民生委員、児童委員など、障がい者を支援する各種専門職員等の適切な配置を行います。また、これらの人才の資質向上及び新しい障がい者福祉制度などへの理解を深めるための研修等を行います。
- 地域福祉計画による施策とも連携を図りながら、身近な地域での相談、情報提供体制の整備に努めます。

▼施策内容

施策	概要	方向性	担当所管
【31201】 身体障がい者、知的障がい者相談員の配置	身体障がい者や、知的障がい者及びその保護者からの更生援護の相談に応じ必要な指導や助言を行うとともに、地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力等、障がい者の福祉の向上を図るため相談員を配置します。	継続	障害福祉課
【31202】 精神障がい者相談員の配置	県が実施主体となり、精神障がい者の更生援護の相談に応じ必要な指導や助言を行うとともに、関係機関の業務に対する協力等、精神障がい者の福祉の向上を図るため精神障がい者相談員を配置します。	継続	障害福祉課
【31203】 民生委員、児童委員の配置	地域の見守りや福祉全般にわたる相談支援活動、情報提供等を行う民生委員、児童委員を配置し、その活動を支援することで、障がい者福祉の向上を図ります。	継続	地域福祉課

施策	概要	方向性	担当所管
【31204】 地域での相談、情報提供体制の整備	身近な地域で気軽に相談できる地域福祉拠点として、概ね各小学校区に、民生委員、児童委員等による相談窓口を設けます。また、福祉ネットワーク会議を通じて情報提供や情報交換を行うほか、民生委員、児童委員などに対し、障がい者に関する研修を実施します。	継続	地域福祉課

2. 生活支援施策の充実

(1) 障害福祉サービス等の充実

▼施策の方向

- 障がい者が住み慣れた地域で、安心して自立した生活を送ることができるよう、障がい者やその家族の多様なニーズに対応した在宅支援サービスの充実に努めます。
- 障害者支援施設やグループホームから一人暮らしへの移行を希望する障がい者に対し、定期的な居宅訪問等による支援を行う自立生活援助事業を実施します。
- 引き続き、介護保険制度へ移行した障がい者が、移行前と同じ事業所を利用できるよう、共生型サービス事業所の設置促進を図ります。
- 障害福祉サービス等利用計画等の作成に加え、親なき後や障がい者が高齢になったときなどの将来を見据えた「オーダーメイド支援プラン」の作成を推進します。
- 障害福祉課は、「ヤングケアラーの支援」において、こども若者相談センターと連携してヤングケアラーの家族に対し適切な障害福祉サービスの提供を通じ、必要な支援を講じていきます。

▼施策内容

施策	概要	方向性	担当所管
【32101】 訪問系サービス事業の実施	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護などのサービスを、障がいの種別や程度により適切に提供し、人材育成にも努めます。	継続	障害福祉課
【32102】 日中活動系サービス事業の実施	生活介護、自立訓練、短期入所のサービスを提供し、障がい者の自立した社会生活や介護者等への支援を行います。	継続	障害福祉課

施策	概要	方向性	担当所管
【32103】 移動支援事業の実施	屋外での移動が困難な障がい者（児）が社会生活上必要な外出や余暇活動等社会参加のために外出する際、ガイドヘルパーを派遣します。	継続	障害福祉課
【32104】 はんしん自立の家ショートステイ事業の実施	社会福祉法人ひょうご障害福祉事業協会が運営する「はんしん自立の家」において、阪神7市1町共同で、身体障がい者（児）を対象にショートステイ事業を実施します。	継続	障害福祉課
【32105】 ひまわり荘の運営	主に身体障がい者を対象に生活介護事業を実施します。	継続	障害福祉課
【32106】 日中一時支援事業の実施	障がい者（児）の家族の就労支援及び一時的な休息のため、日中、障害者支援施設等において障がい者（児）に活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練等を行います。	継続	障害福祉課
【32107】 友愛訪問活動の推進	各種の相談に応じるなど、民生委員、児童委員等との対話を通じて安らぎや生きがいを感じてもらうことを目的として、一人暮らしの高齢者等を訪問します。	継続	地域福祉課
【32108】 家庭ごみの戸別収集の実施	ごみステーションまでごみを持ち出すことが困難な高齢者や障がい者等を対象に、一定の基準を設けて面談の上、戸別収集を実施します。	継続	美化推進課
【32109】 療養介護の給付	病院等への長期の入院による医療的ケアや、常時介護が必要な障がい者に対して、療養にあわせて必要な訓練や日常生活上の介護等を行います。	継続	障害福祉課
【32110】 自立生活援助事業の実施	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。	継続	障害福祉課

施策	概要	方向性	担当所管
【32111】 共生型サービス事業所の設置促進	障害福祉サービスを利用していた障がい者が、介護保険サービスへ円滑に移行することができるよう、共生型サービス事業所の設置を促進します。	継続	障害福祉課 介護保険課
【32112】 在宅障がい者等に対する安否確認等支援事業の実施	市社会福祉協議会が運営する市障がい者基幹相談支援センターに委託して、在宅の一人暮らしの障がい者等に対し、電話や訪問などで安否確認等を行うことにより、継続的に心身の状況や生活の実態を把握し、適切な支援につなげます。	継続	障害福祉課
【32113】 市立川西病院跡地における福祉複合施設の整備	高齢者や障がい者等が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、在宅生活を支援する機能を備えた福祉複合施設を市立川西病院の跡地に整備します。	継続	地域福祉課
【32114】 親なき後をみんなで支える「オーダーメイド支援プラン制度」の推進(再掲)	障がい者の望む暮らしを実現するため、障害福祉サービス等利用計画等の作成に加え、親なき後や障がい者が高齢になったときなどの将来を見据えた「オーダーメイド支援プラン」を作成します。	新規	障害福祉課
【32115】 ヤングケアラーの支援	学校や地域において、ヤングケアラーを早期に把握し、関係機関との連携により必要な支援へつなげていく取組を推進するため、啓発、研修の実施や支援体制整備の充実を図ります。	新規	こども若者相談センター

(2) 福祉用具の普及促進

▼施策の方向

- 障がい者（児）を対象に福祉用具の給付等を行い、日常生活上の便宜を図り、地域社会での活動範囲を広げるなど、障がい者の社会生活上の可能性を広げるための支援を行います。
- 言語の習得や教育等における健全な発育を支援するため、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度又は中等度の難聴児に対し、補聴器購入費等の一部を助成します。

▼施策内容

施策	概要	方向性	担当所管
【32201】 補装具費の支給	身体上の障がいを補い、日常生活を容易にすることや、障がい児が将来社会人として自立するための素地を育成するために必要な補装具の購入、修理に係る費用を支給します。	継続	障害福祉課
【32202】 日常生活用具の給付	障がい者が自立した日常生活を営むための便宜を図るため、障がいの種類や程度に応じて日常生活用具の給付を行います。また、必要に応じて、品目等の見直しを行います。	継続	障害福祉課
【32203】 軽・中度難聴児に対する補聴器等購入費用の助成	言語の習得や教育等における健全な発育を支援するため、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度又は中等度の難聴児に対し、補聴器購入費等の一部を助成します。	継続	こども支援課

(3) 経済的支援策の推進

▼施策の方向

- 障害福祉サービスから介護保険サービスに円滑に移行することができるよう、一定の要件に該当する高齢の障がい者に対し、介護保険サービスの利用者負担を軽減（償還）します。
- 福祉施設通所費助成について、制度の趣旨や重点施策の推進を図る観点も踏まえ、そのあり方の見直しを進めます。

▼施策内容

施策	概要	方向性	担当所管
【32301】 特別障害者手当等の支給	重度障がいのため、日常生活に介護を要する人を対象に、特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当（経過措置分）を支給します。	継続	障害福祉課
【32302】 外国人等障害者特別給付金の支給	国民年金の制度的な理由により障害基礎年金等を受給できない外国人等の重度又は中度障がい者に給付金を支給します。	継続	障害福祉課
【32303】 重度心身障害者(児)介護手当の支給	日常生活において常時介護を要する重度心身障がい者（児）を介護する人に、介護手当を支給します。	継続	障害福祉課
【32304】 特別児童扶養手当の支給	身体又は精神に中度から重度の障がいがある20歳未満の児童を監護する人を対象に、特別児童扶養手当を支給します。	継続	こども支援課
【32305】 児童扶養手当の支給	18歳未満の児童（心身に特別児童扶養手当2級に該当する程度以上の障がいがある場合は20歳未満）がいる家庭で、ひとり親、若しくは父又は母に極めて重度の障がいがある場合、父又は母に代わって児童を養育している人を対象に児童扶養手当を支給します。	継続	こども支援課
【32306】 高額障害者地域生活支援事業費の支給	同一世帯の障がい者（児）が受けた障害福祉サービス、障害児通所支援及び地域生活支援事業の利用者負担額の合計額が、一定の基準額を超える場合、その超えた額を高額障害者地域生活支援事業費として支給します。	継続	障害福祉課
【32307】 介護保険サービスの利用者負担軽減	65歳に到達する前に長期間にわたり障害福祉サービスを利用していた高齢の障がい者のうち、一定の要件に該当するものに対し、介護保険サービスの利用者負担を軽減（償還）します。	継続	障害福祉課
【32308】 福祉施設通所費の助成	障害福祉サービス事業所等への通所者に対し交通費を助成することにより、経済的負担の軽減を図ります。	継続	障害福祉課

(4) 居宅生活の支援

▼施策の方向

- グループホームの整備を促進するため、引き続き、新規開設サポート事業補助を実施するとともに、消防用設備や防犯設備等の設置に対する支援策を検討していきます。
- 障がい者の高齢化、重度化や「親なき後」を見据え、「地域生活支援拠点」の機能強化を図るとともに、緊急時の受入体制の整備や地域での生活に向けたグループホームの体験利用など、市障がい者基幹相談支援センターと緊密に連携を図り、地域における支援拠点の充実を進めています。また、拠点に対する評価の仕組みも検討していきます。

▼施策内容

施策	概要	方向性	担当所管
【32401】 グループホームの 整備促進	障がいの特性や本人のニーズに応じた多様な生活の場を確保するため、補助制度の実施などにより、グループホームの供給拡大を図ります。	継続	障害福祉課
【32402】 地域生活支援拠点 の充実	生活介護、共同生活援助、短期入所、計画相談支援事業を実施する多機能施設において、緊急時の受入体制の確保など、障がい者の地域生活支援を推進します。	継続	障害福祉課
【32403】 障がい者向け住戸 等の供給	市営住宅において、車いす使用者向け住戸を供給するとともに、市営住宅への優先入居枠の設定に努めます。	継続	住宅政策課
【32404】 住宅改造費の助成	高齢者又は障がい者が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送ることができる住環境を整備するため、障がい者等に対応した既存住宅の改造等に要する経費を助成します。今後、作業療法士、保健師、建築関係者等による指導を推進します。	継続	地域福祉課 障害福祉課 介護保険課
【32405】 水洗便所等改造資 金の助成	水洗便所に身体障がい者用付属器具を設置する人に、その費用として、1世帯につき6万円以内を助成します。	継続	下水道課

(5) 福祉人材の確保・育成

▼施策の方向

- 教育委員会が実施する「地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」」事業において、体験できる事業所の紹介に協力し、子どもの頃から福祉に触れる機会を増やすことで、福祉に関心を持ち、福祉につながる人材の育成に努めます。
- 福祉人材の確保のため、委託相談支援事業所と協力して介護職員初任者研修を継続的に実施するとともに、人材の確保、育成の方策を講じます。

▼施策内容

施策	概要	方向性	担当所管
【32501】 福祉に触れる機会 の創出	指定管理施設において、教育委員会が実施する「地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」」事業に積極的に協力します。また、福祉事業を実践で体験し、子どもの頃から福祉に触れる機会を増やします。	新規	障害福祉課
【32502】 福祉人材の確保	福祉人材の確保のため、委託相談支援事業所と協力して介護職員初任者研修を継続的に実施するとともに、人材の確保、育成の方策を講じます。	新規	障害福祉課

3. 保健・医療サービスの充実

(1) 障がいの原因となる傷病の予防と早期発見及び機能訓練体制の充実

▼施策の方向

- 乳児や幼児については、乳幼児健康診査や相談を通して、発育や発達の確認、疾病の早期発見に努め、必要に応じて医療機関などの専門機関を紹介し、適切な支援につなげます。高齢者については、一人暮らしの高齢者、ひきこもり者などへの訪問指導を行い、障がい発生の予防に努めます。
- 中高年の障がい起因疾病を予防し、機能低下の予防や機能回復を図るための機能訓練事業を実施し、若年性認知症の人が適切な障害福祉サービス等を受けられるよう、関係機関と連携し、本人及びその家族への相談、支援を行います。

▼施策内容

施策	概要	方向性	担当所管
【33101】 乳幼児健康診査	乳幼児健康診査により、発育、発達、生活習慣、子育て状況の把握を行い、疾病のスクリーニングと子育て相談に応じ、妊娠期から継続して切れ目ない支援を行います。また、未受診児に対しては家庭訪問を実施し、状況の把握に努めます。	継続	保健センター ・予防歯科センター
【33102】 幼児精神精密健康診査	乳幼児健康診査等で精神発達面において専門的な助言が必要な場合に、医師等による発達相談、助言により幼児の健全な発達を促すことに努めます。また、必要に応じて継続支援の実施、相談支援等必要な機関を紹介します。	継続	保健センター ・予防歯科センター
【33103】 訪問指導、健康相談 (生活習慣病予防)	保健師等が健康相談や家庭訪問で本人及び家族へ必要な保健指導を行い、生活習慣病を予防し、心身機能の低下を防止します。	継続	保健センター ・予防歯科センター
【33104】 機能訓練事業の充実	麻痺や拘縮(関節がかたくなってしまうこと)等の機能障がい及び日常生活活動動作等の能力障がいに対する指導や訓練を実施します。また、介護予防担当所管と協力、連携しながら、老化等による機能低下の防止に努めます。	継続	保健センター ・予防歯科センター
【33105】 介護予防の推進	フレイルや認知症予防の必要性を中心に、高齢者自らの気づきを促し、日常生活の中で継続した介護予防の取組や、社会参加につながるような支援を実施します。	継続	介護保険課
【33106】 若年性認知症の人を対象とした就労支援等の実施	自立支援医療の給付や障害福祉サービスにおける就労支援など、状況に応じた適切な支援を受けられるよう、関係機関と連携し、本人及びその家族への相談等、高齢者施策と一緒に実施します。	新規	障害福祉課 介護保険課

(2) 障がい者医療の充実

▼施策の方向

- 自立支援医療の給付、福祉医療費の助成及び重症心身障がい児（者）訪問看護支援事業の実施などにより障がい者（児）の医療費負担の軽減を図ります。
- 医師会、歯科医師会などとの連携を図りつつ、障がい者に対する身近な医療体制や歯科医療体制の充実に努めます。

▼施策内容

施策	概要	方向性	担当所管
【33201】 自立支援医療（更生医療）の給付	身体障害者手帳を所持する18歳以上の障がい者で、その障がいを除去又は軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる人に、更生のために必要な医療費を支給します。	継続	障害福祉課
【33202】 自立支援医療（育成医療）の給付	身体に障がいのある児童又はそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童が、その障がいを除去又は軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる人に、生活の能力を得るために必要な医療費を支給します。	継続	こども支援課
【33203】 自立支援医療（精神通院医療）の給付	県が実施主体となり、通院による精神医療が継続的に必要な病状にある人に対し、その通院医療に係る医療費を支給します。	継続	障害福祉課
【33204】 福祉医療費の助成	身体障がい者（児）、知的障がい者（児）及び精神障がい者（児）の医療費の一部を助成します。	継続	医療助成・年金課
【33205】 重症心身障がい児（者）訪問看護支援事業の実施	自宅で継続して療養を受ける必要がある重症心身障がい児（者）が受けた訪問看護療養の費用の一部を助成します。	継続	医療助成・年金課
【33206】 障がい者（児）歯科診療の実施	一般の歯科診療所では治療が困難な障がい者（児）を対象に、ふれあい歯科診療所において障がい者（児）歯科診療を実施します。	継続	保健センター・予防歯科センター

(3) 精神保健対策の推進

▼施策の方向

- 地域精神保健対策として、「心の相談」を実施し、心の健康づくりを推進します。
- 市障がい者基幹相談支援センターにおいて、精神障がい者をはじめ、障がい種別ごとのピアカウンセリングを実施するほか、自助グループへの支援として、障がい者が交流できる場を設置、運営する者に対する補助を実施します。
- 精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、地域における包括的なケアシステムの構築をめざします。
- 改正精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神障がい者のほか精神保健に関する課題を抱える人への相談支援体制を進めていきます。

▼施策内容

施策	概要	方向性	担当所管
【33301】 心の相談事業	日常生活のストレス、ひきこもり等で、精神に障がいを来すおそれのある人及びその家族に対して、専門医と精神保健福祉士等が相談に応じます。	継続	障害福祉課
【33302】 自殺防止対策の推進	市地域福祉計画に包含する自殺対策計画に基づき、各関係機関との横断的な連携により、包括的、継続的な支援を行います。	継続	地域福祉課
【33303】 健康福祉事務所等との連携強化	精神保健福祉対策の円滑な推進のため、健康福祉事務所などの関係機関や団体との連携を進めます。	継続	障害福祉課
【33304】 精神障がい者に対する福祉的支援	精神障がい者に関する問題全般についての相談、指導、助言、精神障がい者福祉サービスの利用の助言、関係機関等との連絡調整を行い、精神障がい者の社会復帰と自立、社会参加の促進を図ります。また、精神保健に関する課題を抱える人への相談支援体制を進めます。	継続	障害福祉課
【33305】 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神病床における1年以上長期入院患者が地域で生活するために必要な支援を行うにあたり、保健、医療、福祉関係者による協議の場を通じて、地域での包括的な支援やサービスの提供体制の構築を進めます。	継続	障害福祉課

基本目標4

障がいのある子どもたちの健やかな育成と豊かな未来の実現

現 状

- 障害児相談支援事業では、障害児相談支援事業所が中心となって他機関と連携し、障がい児にとって適切なサービスを組み合わせて利用できるよう調整した障害児支援利用計画を作成することで、適切な支給決定を行っています。
- 障がい児に関する総合相談窓口として、こども支援部会において協議し、障がい児相談の中核機関である児童発達支援センター川西さくら園を総合相談窓口として位置づけています。
- 障害児通所支援事業については、総量規制により過剰な事業所設立を抑制し、適切な支援提供体制を整えています。
- 小・中学校における特別支援教育では、通常の学級との交流や共同学習を通して、障がいのある子どもたちの社会性を育むことにつながっています。

課 題

- ◆将来の仕事については、企業などで就職したい人が多く、サービスの利用希望においても就労継続支援や就労移行支援など就労につながるサービスの利用希望が多い状況となっており、これらサービスにつながるよう成人期への円滑な移行の支援が求められています。
- ◆福祉教育の観点からも障がいの有無にかかわらず、子どもの頃から障がいのある子どもとふれあい、交流ができる場が求められています。
- ◆障がい児のサービス利用は年々増加しており、障害児相談支援事業所の拡充が課題となっています。
- ◆支援に必要な情報を共有するため、サポートファイルを配布しています。学校園所において特別な支援が必要な児童生徒について、個別の教育保育支援計画と個別の指導計画を作成するよう指導しています。中学校から高等学校への引き継ぎにおいては、十分にできていないことがあります、課題となっています。

◆◇活動指標◆◇

項目	方向性	基準値	中間目標	目標値
		(R4)	(R8)	(R11)
保育所等訪問支援事業の利用者数 (1か月当たりの実利用人数)	↗	10人	15人	20人
医療的ケア児を受け入れる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の数	↗	2か所	4か所	6か所

◆◇重点施策◆◇

■障がい児に係る相談支援体制の充実 (再掲)

障がいの程度や医療的ケアの有無にかかわらず、必要な支援が速やかに受けられるよう、障害児相談支援事業所の拡充を進めます。また、児童発達支援センターにおける相談機能の強化を図るとともに、速やかに適切な療育を受けることができるよう、保健、医療、福祉、保育、教育、事業者、行政等関係機関と連携の取れた相談支援体制を構築するなど、相談支援体制の充実を図ります。

■施策内容

【41101】障害児相談支援の実施 (111 ページ)
障がい児にとって適切なサービスを組み合わせて利用することができるよう障害児支援利用計画の作成や管理に対する支援を行うとともに、市内の相談支援事業所の拡充に努めます。
【41103】川西さくら園の運営 (112 ページ)
精神発達遅滞や運動、言語発達等に遅れを持つ義務教育就学前の乳幼児を対象に、障がいや発達の状態に応じて、個別又は集団で各種訓練、指導及び保育等の療育に必要な知識、技術の指導を行い、施設と家庭が一体となって障がい児を療育できる体制の整備に努めるとともに障害児相談支援及び保育所等訪問支援を行います。また、児童発達支援センターとして、地域における障害児相談支援の中核的な役割を担うため、そのあり方を整理し、機能強化を図ります。
【41111】障がい児に関する総合相談窓口の整備 (113 ページ)
障がい児やその家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、関係機関をつなぐ中心的な役割を担い、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制を構築するため、障がい児に関する総合相談窓口について、引き続き検討し整備を進めます。

◆◆施策内容◆◆

1. 教育・療育環境の整備と交流教育の推進

(1) 療育体制等の充実

▼施策の方向

- 障がい児にとって、適切なサービスの利用ができるよう、障害児相談支援及び障害児通所支援を進めていくとともに、円滑な支援につながるよう市障がい者自立支援協議会や特別支援教育保育相談連携会議などを通じ、教育と福祉で連携を進めていきます。
- 児童発達支援センターとして、地域における障がい児支援の中核的役割を担うため、川西さくら園のあり方を整理し、機能強化を図ります。
- 保育所等就学前教育保育施設や小・中学校での医療的ケア児の受け入れや迅速な対応ができるように、看護師の配置や医療機関との連携などの体制を整備していきます。
- 障がい児や家族に対し、継続的な相談支援を実施するため、総合相談窓口の整備や教育相談事業の充実に努めます。
- 療育の質の向上を図るとともに障害福祉サービスへの理解を深めるため、保護者、教職員、事業従事者等への研修やペアレント・トレーニングを実施します。

▼施策内容

施策	概要	方向性	担当所管
【41101】 障害児相談支援の 実施（再掲）	障がい児にとって適切なサービスを組み合わせて利用することができるよう障害児支援利用計画の作成や管理に対する支援を行うとともに、市内の相談支援事業所の拡充に努めます。	継続	こども支援課
【41102】 障害児通所支援の 実施	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援事業を実施し、障がいのある子どもに対する日常生活における基本的な動作の指導や、生活能力向上に必要な訓練など必要な支援を行います。	継続	こども支援課

施策	概要	方向性	担当所管
【41103】 川西さくら園の運営（再掲）	精神発達遅滞や運動、言語発達等に遅れを持つ義務教育就学前の乳幼児を対象に、障がいや発達の状態に応じて、個別又は集団で各種訓練、指導及び保育等の療育に必要な知識、技術の指導を行い、施設と家庭が一体となって障がい児を療育できる体制の整備に努めるとともに障害児相談支援及び保育所等訪問支援を行います。また、児童発達支援センターとして、地域における障害児相談支援の中核的な役割を担うため、そのあり方を整理し、機能強化を図ります。	継続	こども支援課
【41104】 教育支援委員会、教育支援専門委員会の開催	教育委員会の諮問に応じて、障がい児の就学指導について、調査、審議します。障がい児の状況を適切に把握し、適切な指導を行います。	継続	インクルーシブ推進課
【41105】 教育相談事業の実施	児童の心身の問題について相談に応じ、健やかな育成を図ります。障がいの特性に応じた相談事業の充実を図ります。	継続	こども若者相談センター
【41106】 障がい児の自然体験推進事業	自然とのふれあいや集団生活を通して、自立をめざした知識、技能、態度及び習慣を身につけるとともに、豊かな心情や社会性を養います。	継続	インクルーシブ推進課
【41107】 サポートファイルの活用	支援に必要な情報を共有するため、障がい児（者）の情報が集積されたサポートファイルを作成し、配布することにより、関係機関の連携を図り、障がい児（者）への一貫した支援を行います。	継続	こども支援課 保健センター・予防歯科センター インクルーシブ推進課
【41108】 医療的ケア児に対する支援体制の充実	医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、市障がい者自立支援協議会や医療的ケア児運営協議会を通じ、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、福祉等の関係機関等が連携を図り、支援体制の充実を図ります。	継続	こども支援課
【41109】 重症心身障がい児に対する支援体制の整備	重症心身障がい児が身近な地域で福祉サービスを受けられる支援体制を整備するとともに、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行い、支援体制の充実を図ります。	継続	こども支援課

施策	概要	方向性	担当所管
【41110】 教育と福祉の協議の場の設置	障がい児支援が適切に行われるために、市障がい者自立支援協議会や特別支援教育保育相談連携会議を通じ、就学前から卒業までの支援が円滑に行えるよう、教育と福祉が緊密な連携を図ります。	継続	こども支援課 インクルーシブ推進課
【41111】 障がい児に関する総合相談窓口の整備（再掲）	障がい児やその家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、関係機関をつなぐ中心的な役割を担い、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制を構築するため、障がい児に関する総合相談窓口について、整備を進めます。	継続	こども支援課
【41112】 障害児通所支援事業所等に向け研修体制の構築	市内障害児通所支援事業所や学校、幼稚園、保育所などの教職員、保護者などに対し研修等を実施し、障がい児の特性や障害福祉サービスへの理解を通じ、従事者や教職員等の資質の向上や障がい児への適切な支援を図ります。	継続	こども支援課
【41113】 ペアレント・トレーニングの実施	発達障がいと診断されている又は可能性のある子どもを育てており、育児に不安を感じている保護者等に対してペアレント・トレーニングを実施し、子どもの健やかな発達及び保護者等の子育てに対する不安解消に努めます。	新規	こども支援課

（2）多様な教育機会の提供と交流教育の充実

▼施策の方向

- 幼稚園、保育所、認定こども園などの就学前教育保育施設や小・中・特別支援学校で、障がいの特性や発達に応じた教育、保育を実施するとともに、適切な教育、保育が受けられる環境を整備していきます。
- 留守家庭児童育成クラブにおける障がいのある児童の受入れについて関係機関と連携を強化していきます。
- 保育所等就学前教育保育施設や小・中学校で医療的ケア児の受入れや迅速な対応ができるように、看護師の配置や医療機関との連携などの体制を整備していきます。

▼施策内容

施策	概要	方向性	担当所管
【41201】 障がい児教育・保育事業の実施	幼稚園、保育所、認定こども園などにおいて、集団の中で他の児童と関わり、それぞれの成長を促すとともに、児童の障がいの特性や発達に応じた教育・保育を行います。今後、関係機関と連携し、相談事業の充実を図るとともに、必要に応じて加配教員を配置するなど、体制を整え、ともに教育・保育を受けられる環境の実現をめざします。	継続	インクルーシブ推進課
【41202】 小・中学校における特別支援教育の実施	障がいのある子どもたちが可能な限り自立し、主体的に社会参加できるよう障がいの種類、程度、特性に応じた教育環境を整え、適切な教育を行います。特に交流及び共同学習を充実させ、障がい児の社会性を育てます。また、障がい児の実態に応じた支援を行い、設備備品の改善など教育環境の充実を図ります。	継続	インクルーシブ推進課 教育総務課
【41203】 特別支援学校における教育の実施	障がいのある子どもたちが可能な限り自立し、主体的に社会参加できるよう障がいの種類、程度、特性に応じた教育環境を整え、適切な教育を行います。また、小・中・高等学校との交流及び共同学習を充実させ、障がい児の社会性を育てます。	継続	インクルーシブ推進課
【41204】 留守家庭児童育成クラブにおける障がいのある児童の受入れ	小学校第6学年までの継続入所を許可するとともに、児童の健全育成を図ります。また、関係機関と連携、協力し支援を強化するとともに、必要に応じて加配支援員を配置します。	継続	インクルーシブ推進課 入園所相談課
【41205】 県立川西カリヨンの丘特別支援学校との連携による特別支援教育の充実	令和6（2024）年4月に開校の県立川西カリヨンの丘特別支援学校との連携を図り、小・中学校等に対する支援などを行う地域の特別支援教育のセンター的機能の充実をめざします。	継続	インクルーシブ推進課

施策	概要	方向性	担当所管
【41206】 医療的ケア児の受入れに向けた体制整備	医療的ケア児が保育所等の利用を希望する場合に受け入れが可能となるよう、医療的ケアに従事する看護師等の配置や医療機関との連携など体制整備を行います。	継続	インクルーシブ推進課
【41207】 医療的ケア実施のための看護師配置	医療的ケアが必要な児童、生徒に対して迅速、的確な対応ができるよう、小・中学校へ看護師等を配置します。	継続	教育保育職員課

(3) 教職員の資質向上と教育内容の充実

▼施策の方向

- 障がい児の障がいの特性、発達に応じた支援や特別支援教育の専門性を高めるため、研修や講座を開催します。
- 小・中・特別支援学校や就学前教育保育施設の担当者間で密接な実践交流を図ります。

▼施策内容

施策	概要	方向性	担当所管
【41301】 特別支援教育実践集の作成	小・中・特別支援学校の特別支援教育担当者の実践交流を報告書として作成します。また、特別支援教育コーディネーター連絡会議等において、就学前の幼稚園や保育所、認定こども園等担当者と密接な実践交流を図ります。	継続	インクルーシブ推進課
【41302】 特別支援教育に関する研修、講座の開催	特別支援教育に関する基礎的な知識及び指導技術を習得するため、研修や講座を開催します。障がい児一人ひとりの特性や発達に応じた支援等、特別支援教育の専門性を高めます。	継続	インクルーシブ推進課

第5章 第7期障がい福祉計画

1. 成果目標等の設定

第7期障がい福祉計画では、国的基本指針を踏まえつつ、第6期障がい福祉計画の実績並びに本市の実情を勘案し、施設入所者の地域生活への移行や福祉施設利用者的一般就労への移行等について成果目標を設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

障がい者福祉施設に入所している障がい者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する人数及び施設入所者の削減人数に関する目標値を定めます。

国の基本指針

- 地域生活移行者数：令和4（2022）年度末施設入所者数の6%以上
- 施設入所者数の削減：令和4（2022）年度末施設入所者数の5%以上削減

①地域生活移行者数

施設入所者の地域生活移行者数については、令和4（2022）年度末時点で、第6期障がい福祉計画の目標値である7人に対して実績値は2人となっています。第7期障がい福祉計画における目標値は、国の指針に基づいて算出される7人として設定します。

②施設入所者の削減

施設入所者数の削減については、令和4（2022）年度末時点で、第6期障がい福祉計画の目標値である2人に対して実績値は5人と目標を達成しています。第7期障がい福祉計画における目標値は、国の指針に基づいて算出される6人として設定します。

	説明	成果目標
基準値	令和4（2022）年度末の施設入所者数	109人
目標値	①施設入所者の地域生活移行者数 (令和4（2022）年度末施設入所者数の6%以上)	7人
目標値	②施設入所者の削減数 (令和4（2022）年度末施設入所者数の5%以上)	6人

(2) 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

長期入院精神障がい者の地域移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者の努力だけでは限界があり、自治体を含めた地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的な（インクルーシブな）社会の実現に向けた取組を推進していく必要があります。

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障がいにも対応した地域の包括的な支援やサービスの提供体制（地域包括ケアシステム）構築に向け、令和2（2020）年度に保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置しました。

国の指針に基づいて、保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数及び参加者数を目標値として設定し、定期的に協議の場を持ちながら重層的な連携による支援体制の構築を進めていきます。

国的基本指針	●保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じ、重層的な連携による支援体制を構築
--------	--

	説明	成果目標
目標値	保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	年4回
目標値	保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	12人

(3) 地域生活支援の充実

障がい者の高齢化、重度化や「親なき後」を見据えつつ、障がい者の地域生活支援を更に推進する観点から、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らしやグループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性や対応力の向上等による緊急時の受入体制の確保、人材の確保、養成、連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備やコーディネーターの配置等による地域の体制づくりといった機能を集約し、グループホームや障害者支援施設に付加した拠点（地域生活支援拠点）を整備する必要があります。

国の基本指針では、令和8（2026）年度末までに各圏域、各市町村において引き続き拠点を整備し、整備後の機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することとしています。本市の地域生活支援拠点の整備は、完了しています。

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none">●令和8（2026）年度末までの間に各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討すること●強度行動障がいを有する方に関する支援体制の整備のための検討回数
--------	---

	説 明	成果目標
目標値	地域生活支援拠点の運用状況の検証、検討回数	年1回
目標値	強度行動障がいを有する方に関する支援体制の整備のための検討回数	年3回

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

障がい者福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）を通じて一般就労に移行する人数に関する目標値を定めるとともに、この目標を達成するため、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型を利用して一般就労へ移行した人数に関する目標値を定めます。

また、一般就労に移行する障がい者が増加している中で、一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に関する目標を定めます。

目標値の設定にあたっては、本市が障がい者の雇用、就労に向けた施策を推進していることを考慮し、国の指針を上回る基準を設定します。

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none">●一般就労への移行者数：令和3（2021）年度の1.28倍以上●就労移行支援事業を利用した移行者数：令和3（2021）年度の1.31倍以上●就労継続支援A型事業を利用した移行者数：令和3（2021）年度の1.29倍以上●就労継続支援B型事業を利用した移行者数：令和3（2021）年度の1.28倍以上●就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上●就労定着支援事業利用者数：令和3（2021）年度末の1.41倍以上●就労定着支援事業所のうち、就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる事業所の割合を2割5分以上
--------	---

①一般就労への移行者数

福祉施設から一般就労への移行者数については、令和3（2021）年度時点で、実績値は33人となっています。第7期計画における目標値は、国の指針である令和3（2021）年度実績の1.28倍以上に基づいて算出すると43人になりますが、本市が障がい者の雇用、就労を促進していることから、目標値を第5期計画基準の1.5倍以上で算出した50人として設定します。

	説明	成果目標
基準値	令和3（2021）年度に就労移行支援事業等を利用して一般就労した人数	33人
目標値	令和8（2026）年度中に就労移行支援事業等を利用して一般就労した人数（令和3（2021）年度実績の1.5倍以上）	50人

②就労移行支援事業を利用した一般就労への移行者数

就労移行支援事業を利用した一般就労への移行者数については、令和3（2021）年度末時点での実績値は27人となっています。第7期計画における目標値は、国の指針である令和3（2021）年度実績の1.31倍に基づいて算出すると36人になりますが、本市が障がい者の雇用、就労を促進していることから、目標値を1.5倍以上で算出した41人として設定します。

	説明	成果目標
基準値	令和3（2021）年度末における就労移行支援事業を利用した一般就労への移行者数	27人
目標値	令和8（2026）年度中における就労移行支援事業を利用した一般就労への移行者数（令和3（2021）年度実績の1.5倍以上）	41人

③就労継続支援A型及びB型事業を利用した一般就労への移行者数

就労継続支援A型及びB型については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施するものであり、A型は雇用契約がありますが、B型は雇用契約がない支援形態となります。

目標値の設定にあたっては、A型は、国の指針である令和3（2021）年度実績の1.29倍以上を、B型は、1.28倍以上を上回る1.5倍以上とし、A型、B型ともに目標値を設定します。

この結果、A型、B型ともに国の指針で算出した場合より多い5人で設定します。

	説明	成果目標
基準値	令和3（2021）年度における就労継続支援A型を利用した一般就労への移行者数	3人
	令和3（2021）年度における就労継続支援B型を利用した一般就労への移行者数	3人
目標値	令和8（2026）年度中における就労継続支援A型を利用した一般就労への移行者数（令和3（2021）年度実績の1.5倍以上）	5人
	令和8（2026）年度中における就労継続支援B型を利用した一般就労への移行者数（令和3（2021）年度実績の1.5倍以上）	5人

④就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合

就労移行支援事業所の割合については、国の指針に基づき一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割となるよう設定します。

	説明	成果目標
目標値	令和8（2026）年度における就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	50.0%

⑤就労定着支援事業の利用者数

就労移行支援事業等を利用した一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者については、国の指針に基づき7割として設定します。

	説明	成果目標
基準値	令和3（2021）年度末における就労定着支援事業の利用者数	27人
目標値	令和8（2026）年度における就労定着支援事業の利用者数（令和3（2021）年度末の実績の1.41倍以上）	39人

⑥就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合

就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる事業所の割合については、国の指針に基づき25%以上となるよう設定します。

	説明	成果目標
目標値	令和8（2026）年度末における就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる事業所の割合	25.0%

(5) 相談支援体制の充実・強化等

障がい者等、とりわけ、重度の障がい者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築及びサービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導や助言体制が必要です。利用者や地域の障害福祉サービス及び地域相談支援等の社会的基盤の整備の実情を的確に把握し、相談支援事業所の充実のため、地域における相談支援の中核機関である市障がい者基幹相談支援センターを令和2（2020）年度に1か所整備しました。

また、障がい者等への支援体制の整備を図るため、関係機関等により構成される協議会を置くことが求められていますが、本市では、すでに協議会を整備済みです。

今後は、協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会の体制整理を行い、協議内容の充実を図るとともに、地域の相談支援体制の強化を図るため、基幹相談支援センター等に主任相談支援専門員の配置及び市障がい者基幹相談支援センターにおける年間の活動目標値として設定します。

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none">●各市町村において、令和8（2026）年度末までに基幹相談支援センターを設置●協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発、改善等
--------	---

	説明	成果目標
目標値	主任相談支援専門員の配置人数	4人
目標値	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導、助言の件数	75件
目標値	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	100件
目標値	基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	100回
目標値	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	3回

(6) 障害福祉サービス等の質の向上

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多く事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要です。

適正な、障害福祉サービスを提供するためには、各種研修を通じ、障がい者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証するとともに、自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し、障害福祉サービス事業所の指定権者である県との合同実地指導や、市単独実施する実地指導の結果を共有していくことが重要であるため、この取組を目標値とし、適切に事業所を指導します。

国的基本指針	●令和8（2026）年度までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築
--------	--

	説明	成果目標
目標値	市職員が障害福祉サービス等に係る各種研修への参加人数	4人
目標値	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	年2回
目標値	指導監査結果の関係市町村との共有	随時

2. 障害福祉サービス等の見込量及び確保の方策

障がい者が、身近な地域でニーズに応じたサービスを安心して利用することができるよう、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量を確保するための方策を定めます。

（1）見込量算定の考え方

障害福祉サービス等の見込量の算定にあたっては、第6期障がい福祉計画の期間におけるサービス提供量や利用人数の実績を基本とし、その分析結果に基づき、サービス等の種類ごとに、令和8（2026）年度までの各年度における見込量を推計しました。

見込量は、各年度における1か月当たりのサービス提供量及び利用人数を示しており、その単位は次のとおりです。

時間／月：1か月当たりのサービス提供時間

人日／月：1か月当たりの延べ提供日数

人／月：1か月当たりの実利用人数

(2) 訪問系サービスの見込量と確保方策

①居宅介護

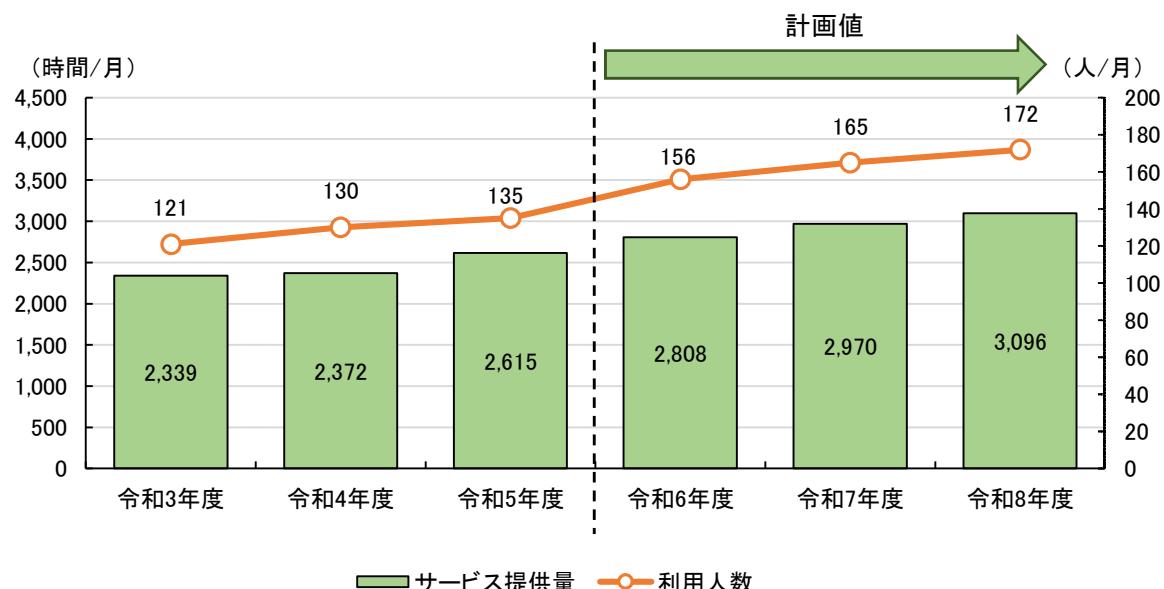
■サービスの内容

居宅において入浴、排せつ、食事等の介護や、調理、洗濯、掃除等の家事のほか、相談や助言など生活全般にわたる援助を行う。

■見込量算出の考え方

利用人数及び利用時間の見込量については、過去の利用実績を踏まえ、今後も増加するものとして算出しています。

	単位	実績値			見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
計画値	時間/月	2,281	2,472	2,684	2,808	2,970	3,096
	人/月	139	144	148	156	165	172
実績値	時間/月	2,339	2,372	2,615	-	-	-
	人/月	121	130	135	-	-	-
計画比	時間/月	102.5%	96.0%	97.4%	-	-	-
	人/月	87.1%	90.3%	91.2%	-	-	-



時間／月：1か月当たりのサービス提供時間　人日／月：1か月当たりの延べ提供日数　人／月：1か月当たりの実利用人数

②重度訪問介護

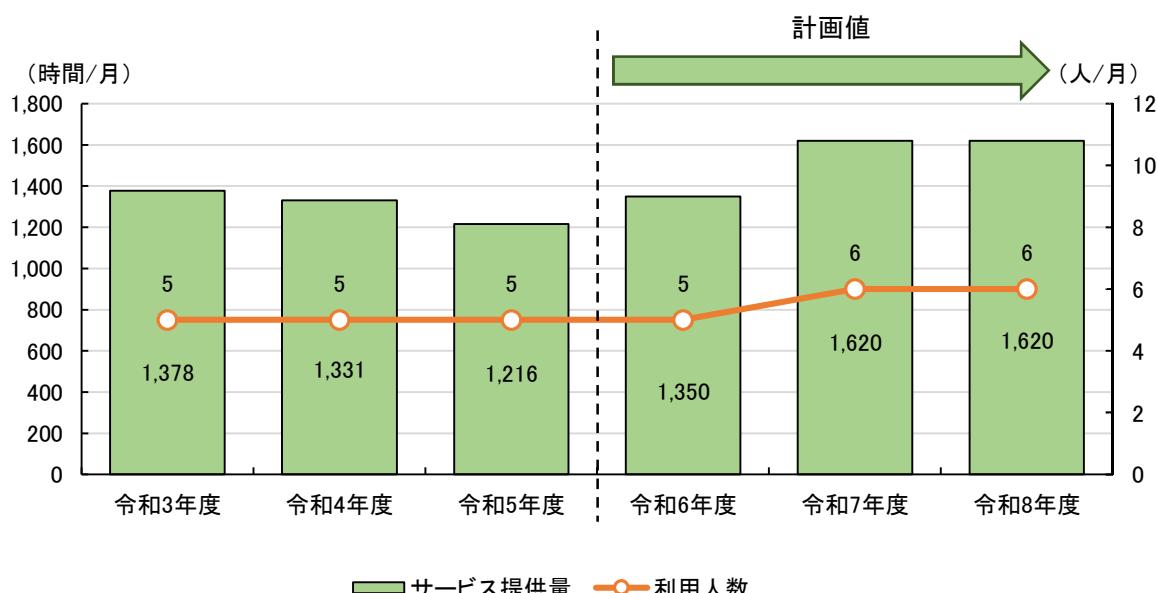
■サービスの内容

重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい者若しくは精神障がいにより行動上著しい困難がある障がい者であって、常時介護が必要な人に、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護など生活全般にわたる援助のほか、外出時における移動中の介護を総合的に行う。

■見込量算出の考え方

利用人数及び利用時間の見込量については、第6期計画期間中の利用実績を踏まえて算出しています。

	単位	実績値			見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
計画値	時間/月	1,462	1,462	1,462	1,350	1,620	1,620
	人/月	11	11	11	5	6	6
実績値	時間/月	1,378	1,331	1,216	-	-	-
	人/月	5	5	5	-	-	-
計画比	時間/月	94.3%	91.0%	83.2%	-	-	-
	人/月	45.5%	45.5%	45.5%	-	-	-



時間／月：1か月当たりのサービス提供時間　　人日／月：1か月当たりの延べ提供日数　　人／月：1か月当たりの実利用人数

③同行援護

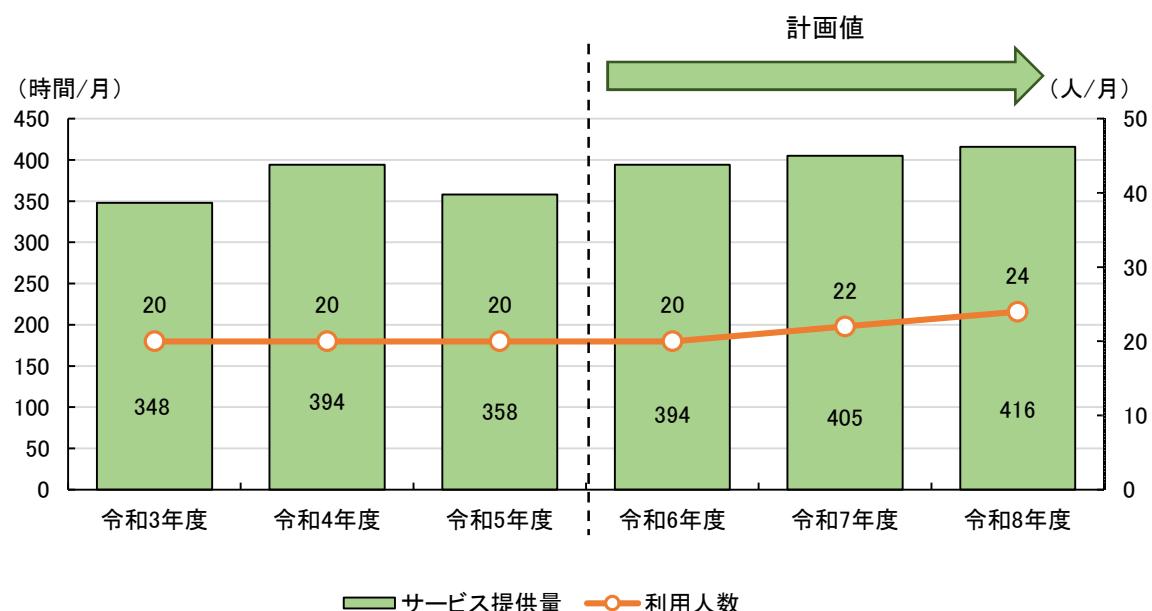
■サービスの内容

視覚障がいにより、移動に著しい困難がある障がい者（児）に、外出時に同行し移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護など必要な援助を行う。

■見込量算出の考え方

利用人数及び利用時間の見込量については、第6期中はコロナ禍で利用控えもあり、減少していた利用は、徐々に回復していくと想定し算出しています。

単位		実績値			見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
計画値	時間/月	660	709	761	394	405	416
	人/月	35	37	40	20	22	24
実績値	時間/月	348	394	358	-	-	-
	人/月	20	20	20	-	-	-
計画比	時間/月	52.7%	55.6%	47.0%	-	-	-
	人/月	57.1%	54.1%	50.0%	-	-	-



時間／月：1か月当たりのサービス提供時間　　人日／月：1か月当たりの延べ提供日数　　人／月：1か月当たりの実利用人数

④行動援護

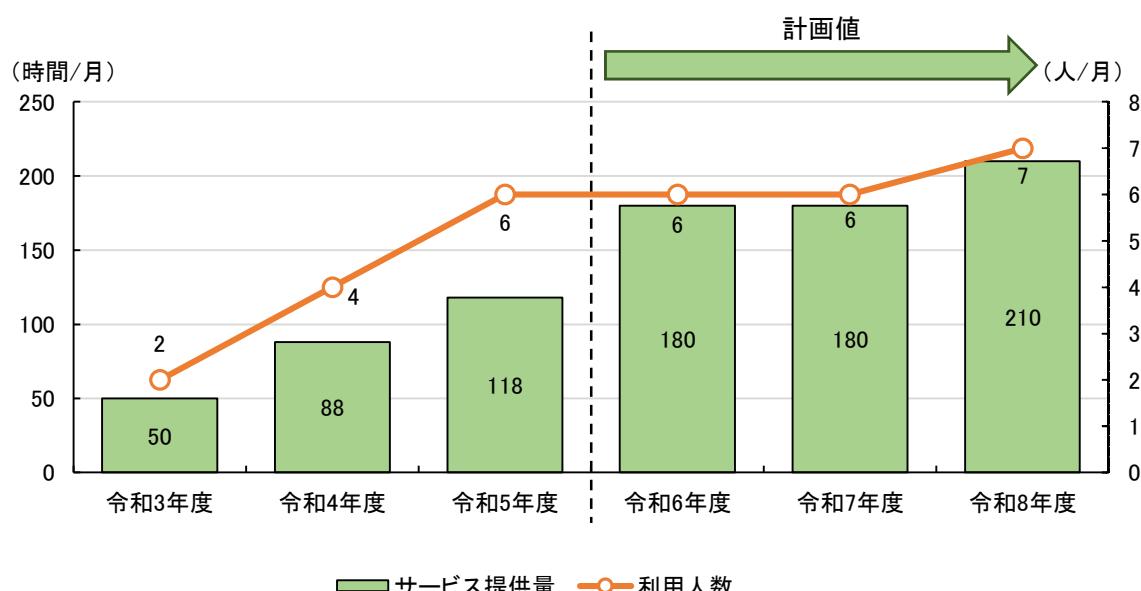
■サービスの内容

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難がある障がい者（児）で常時介護が必要な人に、当該障がい者（児）が行動する際に生じうる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護など必要な援助を行う。

■見込量算出の考え方

利用人数及び利用時間の見込量については、過去の利用実績を踏まえ、今後も増加するものとして算出しています。

	単位	実績値			見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
計画値	時間/月	106	159	212	180	180	210
	人/月	2	3	4	6	6	7
実績値	時間/月	50	88	118	-	-	-
	人/月	2	4	6	-	-	-
計画比	時間/月	47.2%	55.3%	55.7%	-	-	-
	人/月	100.0%	133.3%	150.0%	-	-	-



時間／月：1か月当たりのサービス提供時間　　人日／月：1か月当たりの延べ提供日数　　人／月：1か月当たりの実利用人数

⑤重度障害者等包括支援

■サービスの内容

常時介護が必要な障がい者（児）で、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある人並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難がある人について、居宅介護など複数の障害福祉サービスを包括的に提供する。

■見込量算出の考え方

利用人数及び利用時間については、第6期計画期間中の利用実績がないことから見込量を0としていますが、利用ニーズが明らかになった場合には、提供体制の確保に努めます。

«見込量確保の方策»

- ・障害福祉サービスの利用者の増加や介護者の高齢化などにより、必要なサービス量の増加が予想されます。引き続き介護保険サービス提供事業者に対し、障害福祉サービスへの参入に働きかけるほか、市外に所在する事業所を活用し、サービス提供体制の拡大を図ります。
- ・介護人材を確保するため、関係機関と連携し人材の育成を図ります。

(3) 日中活動系サービスの見込量と確保方策

①生活介護

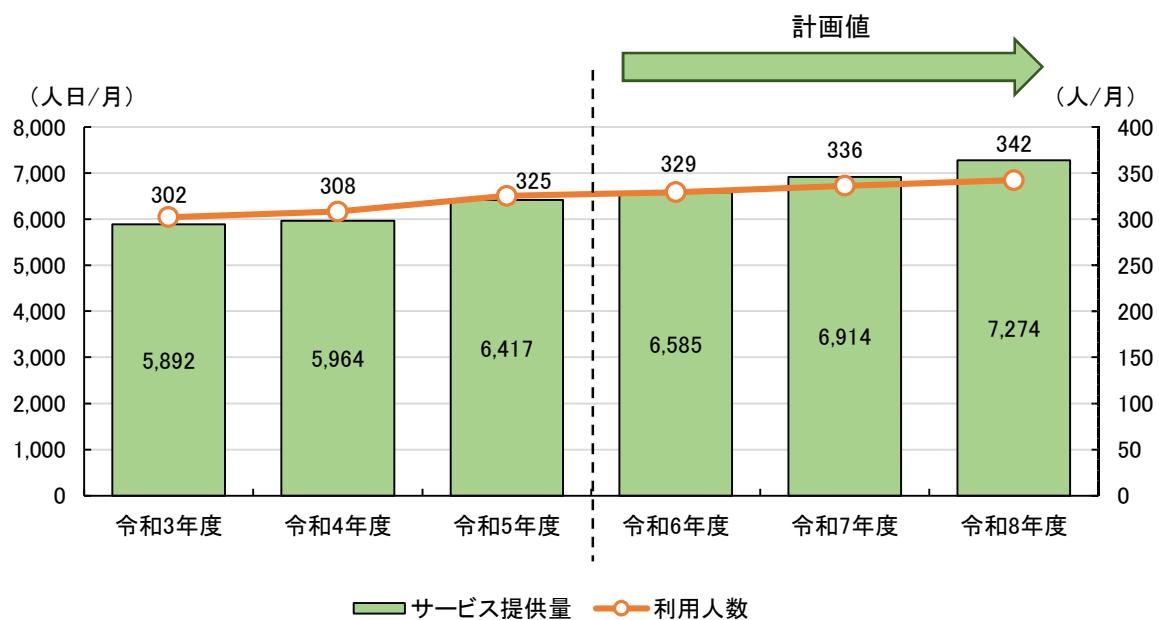
■サービスの内容

常時介護が必要な障がい者に、主として昼間に障害者支援施設などにおいて、入浴、排せつ、食事等の介護などのほか、相談や助言など日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供など身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行う。

■見込量算出の考え方

利用人数及びサービス提供量の見込量については、過去の利用実績を踏まえ、今後も増加するものとして算出しています。

	単位	実績値			見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
計画値	人日/月	5,898	6,206	6,561	6,585	6,914	7,274
	人/月	304	309	314	329	336	342
実績値	人日/月	5,892	5,964	6,417	-	-	-
	人/月	302	308	325	-	-	-
計画比	人日/月	99.9%	96.1%	97.8%	-	-	-
	人/月	99.3%	99.7%	103.5%	-	-	-



時間／月：1か月当たりのサービス提供時間　人日／月：1か月当たりの延べ提供日数　人／月：1か月当たりの実利用人数

②自立訓練（機能訓練）

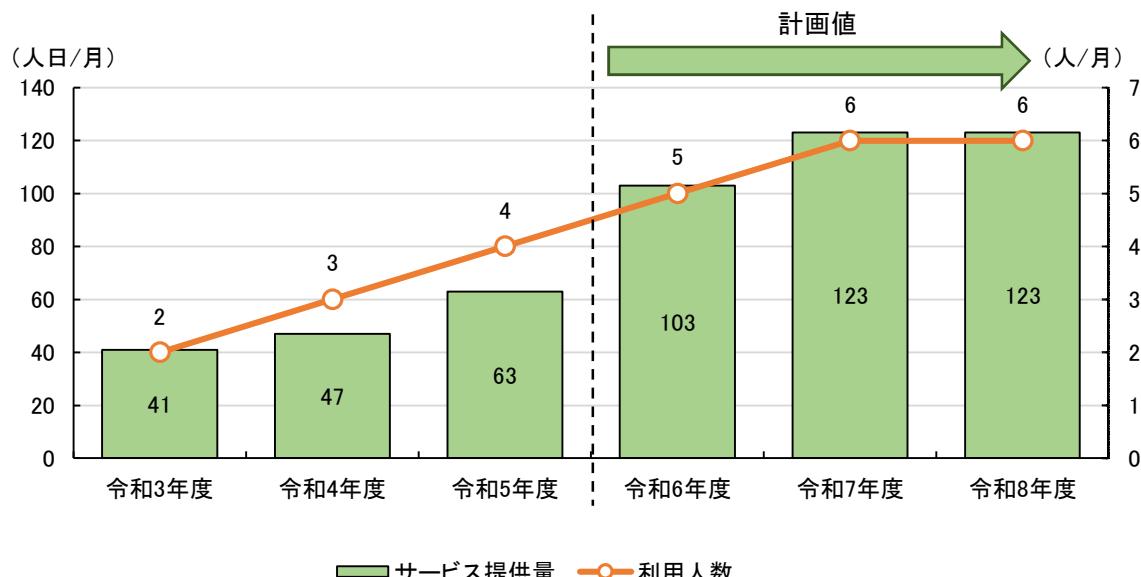
■サービスの内容

地域生活を営む上で、身体機能、生活能力の維持、向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者又は難病等対象者に、施設や居宅において、理学療法、作業療法など必要なリハビリテーションのほか、生活等に関する相談や助言など必要な支援を行う。

■見込量算出の考え方

利用人数及びサービス提供量の見込量については、過去の利用実績を踏まえて、今後も増加するものとして算出しています。

	単位	実績値			見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
計画値	人日/月	72	72	72	103	123	123
	人/月	4	4	4	5	6	6
実績値	人日/月	41	47	63	-	-	-
	人/月	2	3	4	-	-	-
計画比	人日/月	56.9%	65.3%	87.5%	-	-	-
	人/月	50.0%	75.0%	100.0%	-	-	-



時間／月：1か月当たりのサービス提供時間　人日／月：1か月当たりの延べ提供日数　人／月：1か月当たりの実利用人数

③自立訓練（生活訓練）

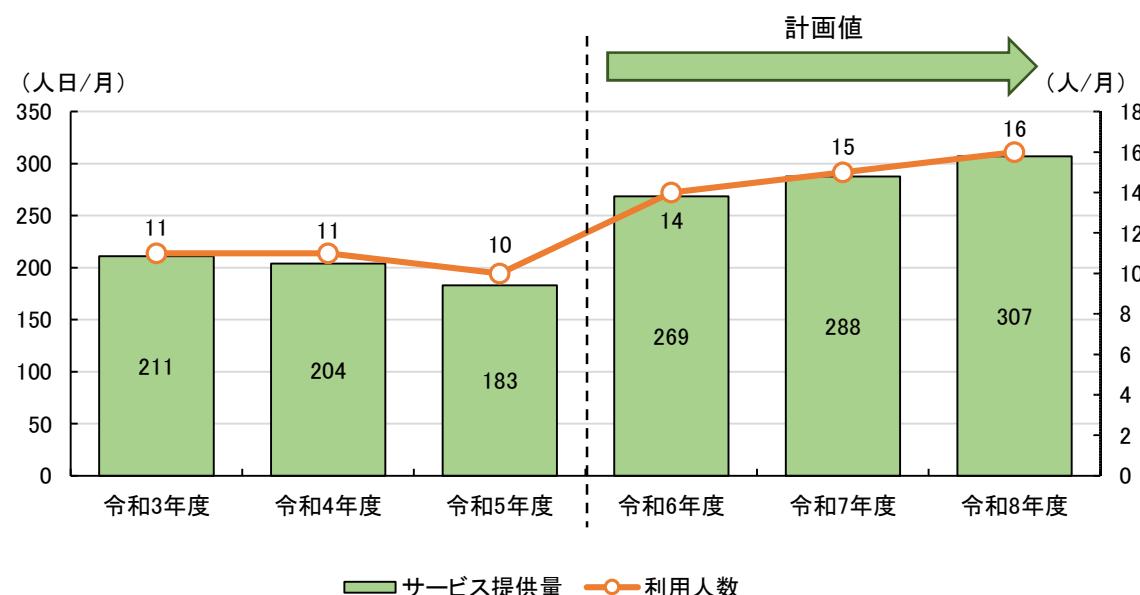
■サービスの内容

地域生活を営む上で生活能力の維持、向上等のため一定の支援が必要な知的障がい者、精神障がい者に、施設や居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練のほか、生活等に関する相談や助言など必要な支援を行う。

■見込量算出の考え方

利用人数及びサービス提供量の見込量については、過去の利用実績を踏まえ、今後も増加するものとして算出しています。

	単位	実績値			見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
計画値	人日/月	198	216	234	269	288	307
	人/月	11	12	13	14	15	16
実績値	人日/月	211	204	183	-	-	-
	人/月	11	11	10	-	-	-
計画比	人日/月	106.6%	94.4%	78.2%	-	-	-
	人/月	100.0%	91.7%	76.9%	-	-	-



時間／月：1か月当たりのサービス提供時間　人日／月：1か月当たりの延べ提供日数　人／月：1か月当たりの実利用人数

④就労選択支援

■サービスの内容

障がい者の希望や能力、適正に応じて、就労先の選択への支援（就労アセスメント）を行うとともに、就労後に必要な配慮等を整理し、障がい者の就労を支援する。

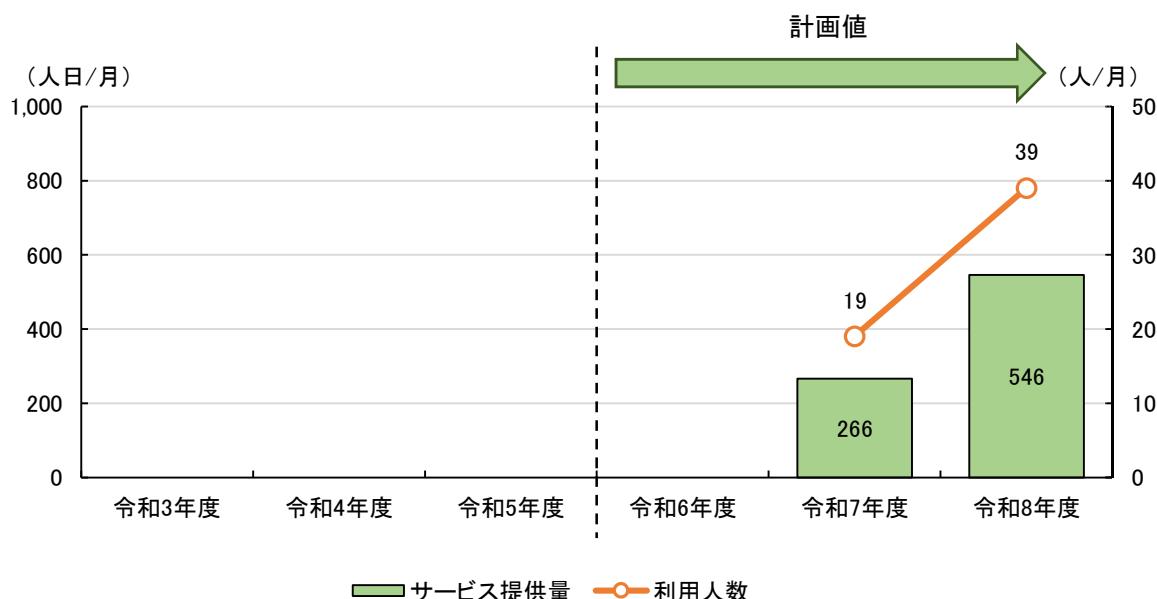
■見込量算出の考え方

利用人数及びサービス提供量の見込量については、就労移行支援及び就労継続支援を新たに利用する意向のある人が、就労選択支援を利用するものとして算出しています。

なお、就労選択支援の創設は、現在令和7（2025）年10月1日から省令にて施行される予定です。

（R5.6.23 第136回社会保障審議会障害者部会資料より）

	単位	実績値			見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
計画値	人日/月	-	-	-	-	266	546
	人/月	-	-	-	-	19	39
実績値	人日/月	-	-	-	-	-	-
	人/月	-	-	-	-	-	-
計画比	人日/月	-	-	-	-	-	-
	人/月	-	-	-	-	-	-



時間／月：1か月当たりのサービス提供時間　人日／月：1か月当たりの延べ提供日数　人／月：1か月当たりの実利用人数

⑤就労移行支援

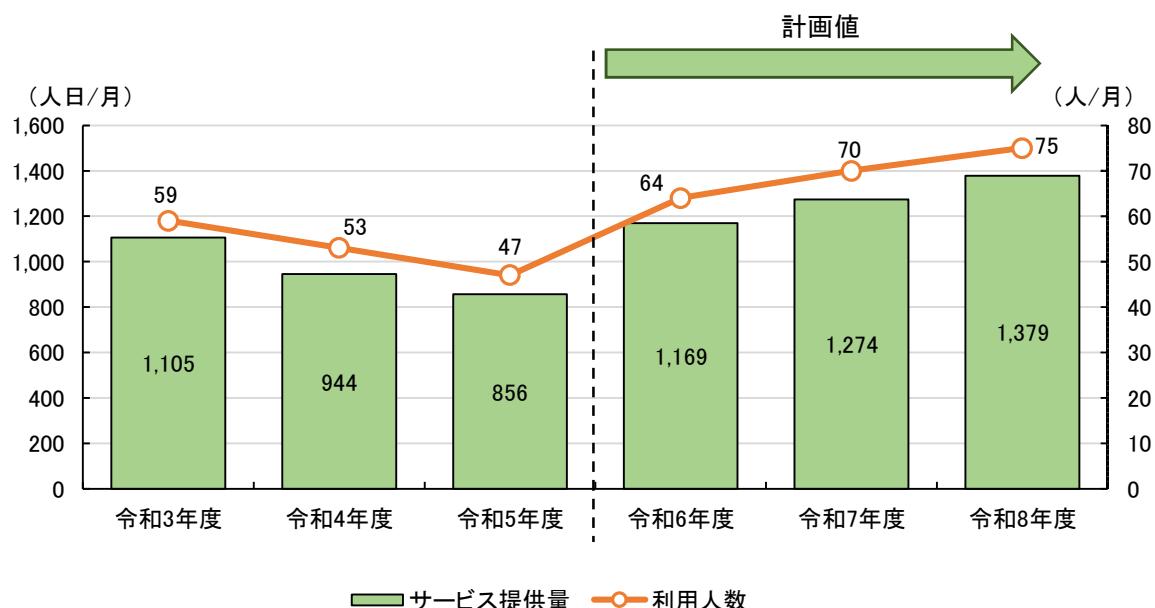
■サービスの内容

就労を希望する 65 歳未満の障がい者で一般就労が可能と見込まれる人に、一定の期間、生産活動や職場体験などの機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上に必要な訓練、求職活動に関する支援、就職後における職場定着のための相談など必要な支援を行う。

■見込量算出の考え方

利用人数及びサービス提供量の見込量については、一般就労が進んだことから利用実績は計画値より減少していますが、過去の利用実績や第7期計画における成果目標の達成を踏まえた上で算出しています。

	単位	実績値			見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
計画値	人日/月	950	1,206	1,532	1,169	1,274	1,379
	人/月	53	67	84	64	70	75
実績値	人日/月	1,105	944	856	-	-	-
	人/月	59	53	47	-	-	-
計画比	人日/月	116.3%	78.3%	55.9%	-	-	-
	人/月	111.3%	79.1%	56.0%	-	-	-



時間／月：1か月当たりのサービス提供時間　人日／月：1か月当たりの延べ提供日数　人／月：1か月当たりの実利用人数

⑥就労継続支援（A型）

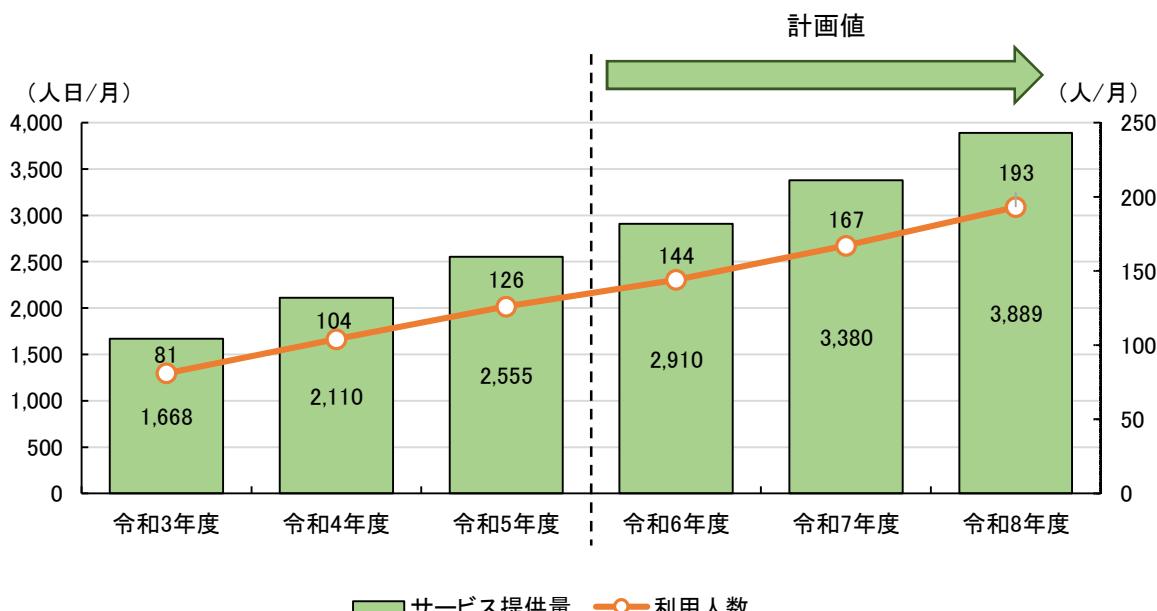
■サービスの内容

一般就労が困難な障がい者に、生産活動の機会の提供など就労に必要な知識や能力の向上のための訓練など必要な支援を行う（雇用契約あり）。

■見込量算出の考え方

利用人数及びサービス提供量の見込量については、過去の利用実績や第7期計画における成果目標の達成を踏まえた上で算出しています。

	単位	実績値			見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
計画値	人日/月	1,432	1,596	1,760	2,910	3,380	3,889
	人/月	70	78	86	144	167	193
実績値	人日/月	1,668	2,110	2,555	-	-	-
	人/月	81	104	126	-	-	-
計画比	人日/月	116.5%	132.2%	145.2%	-	-	-
	人/月	115.7%	133.3%	146.5%	-	-	-



時間／月：1か月当たりのサービス提供時間　人日／月：1か月当たりの延べ提供日数　人／月：1か月当たりの実利用人数

⑦就労継続支援（B型）

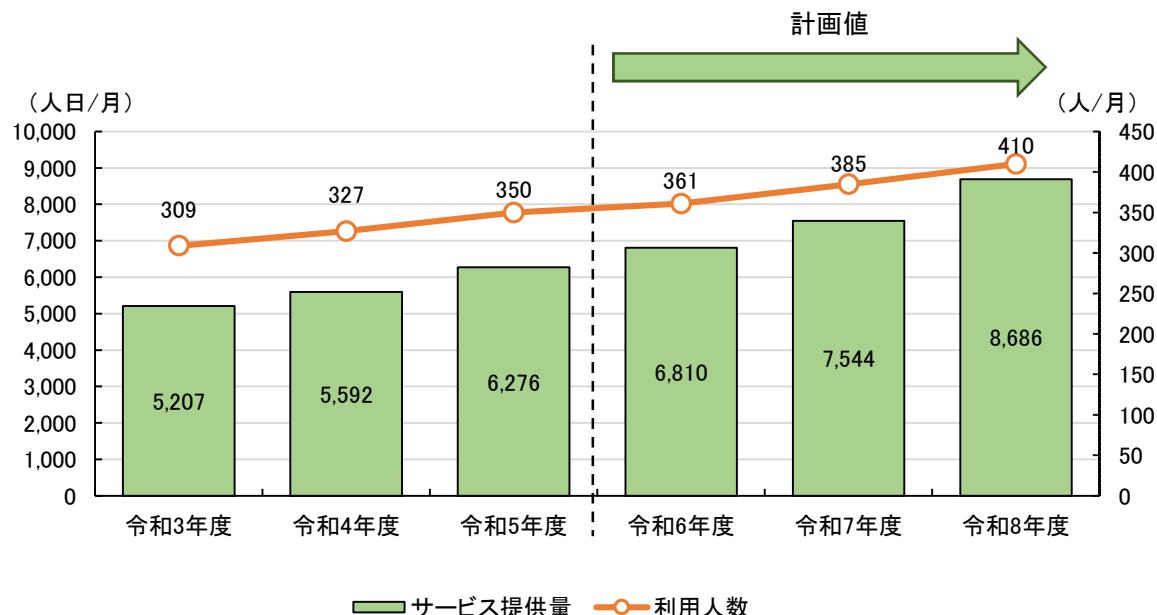
■サービスの内容

一般就労していたが、心身の状態等により引き続き雇用されることが困難になったり、就労移行支援によっても一般就労に至らなかったりした障がい者に、生産活動の機会の提供など就労に必要な知識や能力の向上のための訓練など必要な支援を行う（雇用契約なし）。

■見込量算出の考え方

利用人数及びサービス提供量の見込量については、市内に新規事業所が増えたことにより増加を見込んでおり、また、第7期計画における成果目標の達成を踏まえた上で算出しています。

	単位	実績値			見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
計画値	人日/月	4,719	4,890	5,062	6,810	7,544	8,686
	人/月	275	285	295	361	385	410
実績値	人日/月	5,207	5,592	6,276	-	-	-
	人/月	309	327	350	-	-	-
計画比	人日/月	110.3%	114.4%	124.0%	-	-	-
	人/月	112.4%	114.7%	118.6%	-	-	-



時間／月：1か月当たりのサービス提供時間　人日／月：1か月当たりの延べ提供日数　人／月：1か月当たりの実利用人数

⑧就労定着支援

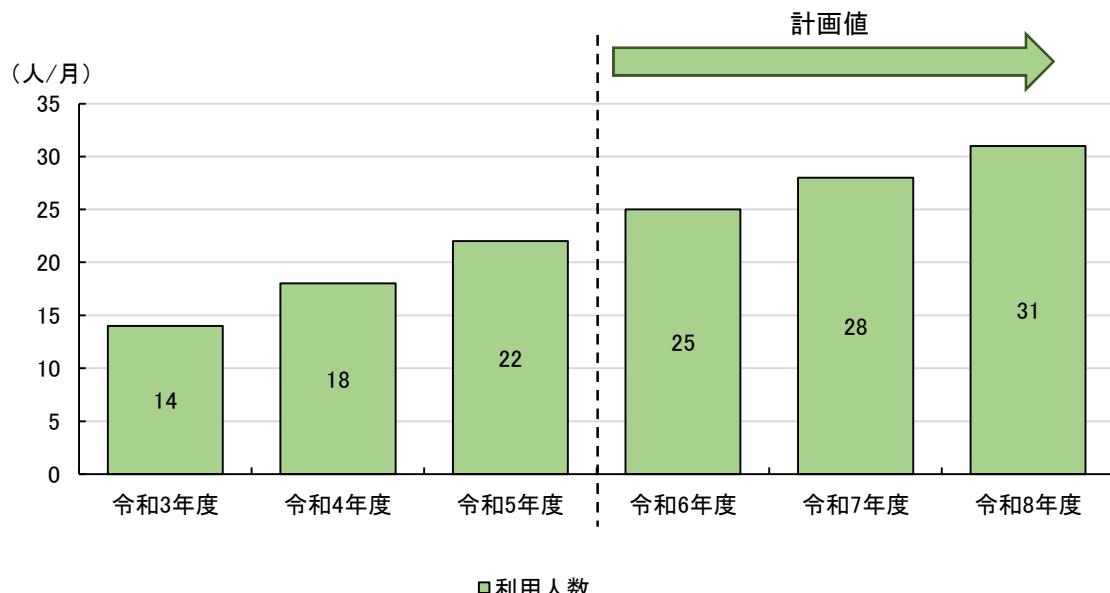
■サービスの内容

就労移行支援などを利用して一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう支援する。

■見込量算出の考え方

利用人数及びサービス提供量の見込量については、第6期計画期間中の利用実績を踏まえて、今後も増加するものとして算出しています。

単位		実績値			見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
計画値	人/月	14	16	18	25	28	31
実績値	人/月	14	18	22	-	-	-
計画比	人/月	100.0%	112.5%	122.2%	-	-	-



時間／月：1か月当たりのサービス提供時間　人日／月：1か月当たりの延べ提供日数　人／月：1か月当たりの実利用人数

⑨療養介護

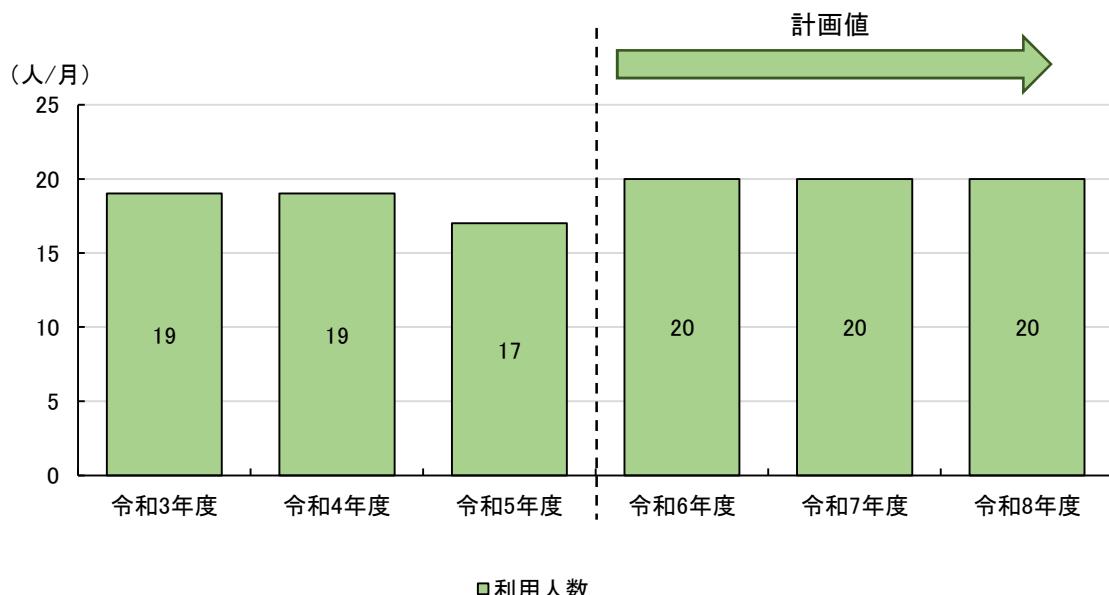
■サービスの内容

病院等への長期の入院による医療的ケアや常時介護が必要な障がい者に、主として昼間に、病院などの施設において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行う。

■見込量算出の考え方

利用人数の見込量については、第6期計画期間中の利用実績を踏まえ、今後も大きな変動はないものとして算出しています。

単位		実績値			見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
計画値	人/月	20	20	20	20	20	20
実績値	人/月	19	19	17	-	-	-
計画比	人/月	95.0%	95.0%	85.0%	-	-	-



時間／月：1か月当たりのサービス提供時間　人日／月：1か月当たりの延べ提供日数　人／月：1か月当たりの実利用人数

⑩短期入所（福祉型）

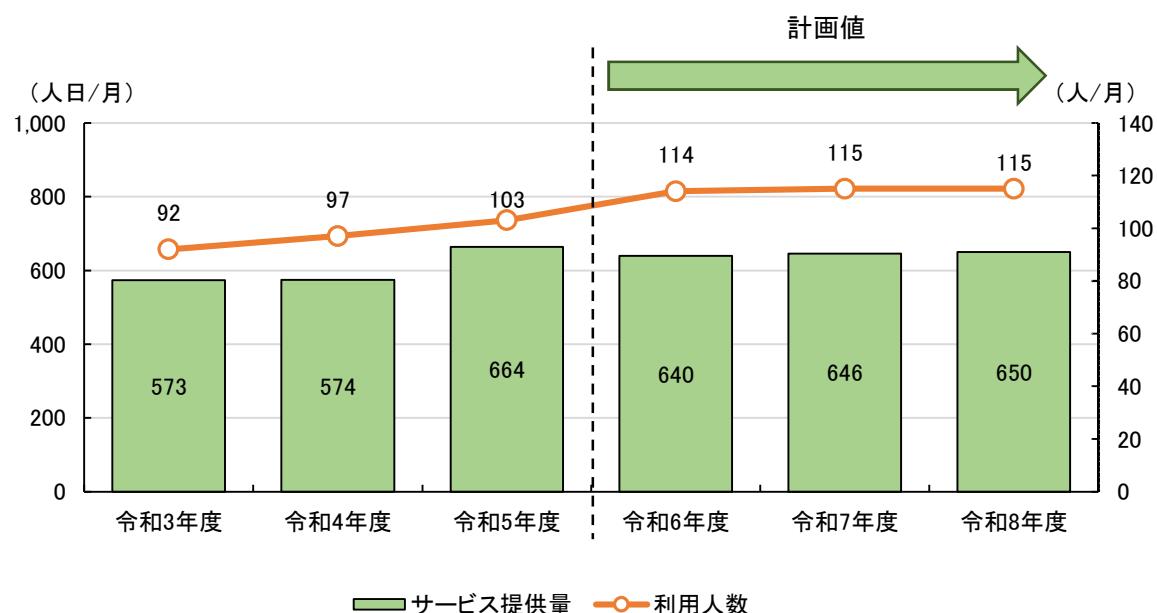
■サービスの内容

居宅で介護を行う人の疾病などの理由により、必要な介護を受けることができないため、障害者支援施設に短期間入所する必要がある障がい者に、入浴、排せつ、食事の介護など必要な支援を行う。

■見込量算出の考え方

利用人数及びサービス提供量の見込量については、第6期計画期間中において、市内のグループホームの整備が進み、また、施設入所待機者が入所できしたことから、利用実績は計画値より大幅に減少していますが、介護者の高齢化、親の就労支援、地域移行を踏まえ、見込み量を算出しています。

	単位	実績値			見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
計画値	人日/月	681	715	748	640	646	650
	人/月	139	142	146	114	115	115
実績値	人日/月	573	574	664	-	-	-
	人/月	92	97	103	-	-	-
計画比	人日/月	84.1%	80.3%	88.8%	-	-	-
	人/月	66.2%	68.3%	70.5%	-	-	-



時間／月：1か月当たりのサービス提供時間　　人日／月：1か月当たりの延べ提供日数　　人／月：1か月当たりの実利用人数

⑪短期入所（医療型）

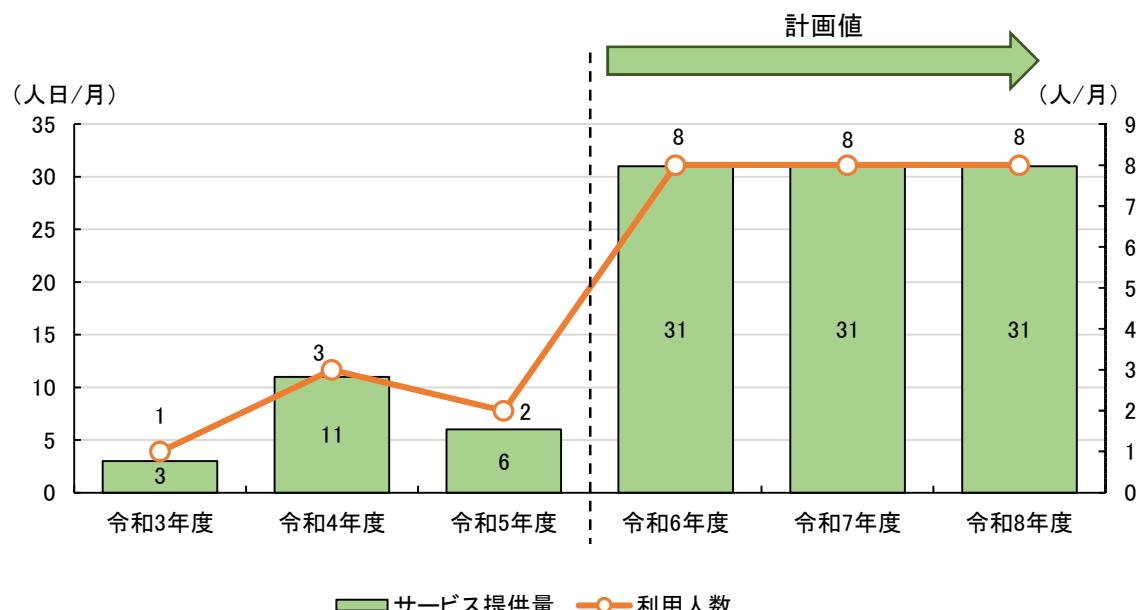
■サービスの内容

居宅で介護を行う人の疾病などの理由により、必要な介護を受けることができないため、病院、診療所、介護老人保健施設に短期間入所する必要がある障がい者に、入浴、排せつ、食事の介護など必要な支援を行う。

■見込量算出の考え方

利用人数及びサービス提供量の見込量については、第6期計画期間中の利用実績を踏まえ、コロナ禍で利用控えもあり、減少していた利用は、徐々に回復していくと想定し、令和5（2023）年度の計画値と同水準で算出しています。

単位		実績値			見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
計画値	人日/月	24	28	32	31	31	31
	人/月	6	7	8	8	8	8
実績値	人日/月	3	11	6	-	-	-
	人/月	1	3	2	-	-	-
計画比	人日/月	12.5%	39.3%	18.8%	-	-	-
	人/月	16.7%	42.9%	25.0%	-	-	-



時間／月：1か月当たりのサービス提供時間　人日／月：1か月当たりの延べ提供日数　人／月：1か月当たりの実利用人数

≪見込量確保の方策≫

- ・計画相談支援により、必要な人に必要なサービスが提供されるように努めます。
- ・障がい者の働きたいという希望や親なき後の自立を支援するため、就労に関する相談から企業への開拓など総合的に取り組む「障がい者の雇用・就労支援拠点」を創設し、障がい者の就労促進を進めていきます。
- ・強度行動障がい者を対応できる体制づくりを進めます。
- ・介護者の高齢化や親なき後を見据え、緊急時の受入れができる短期入所事業所（ショートステイ）の確保に努めます。

(4) 居住系サービスの見込量と確保方策

①自立生活援助

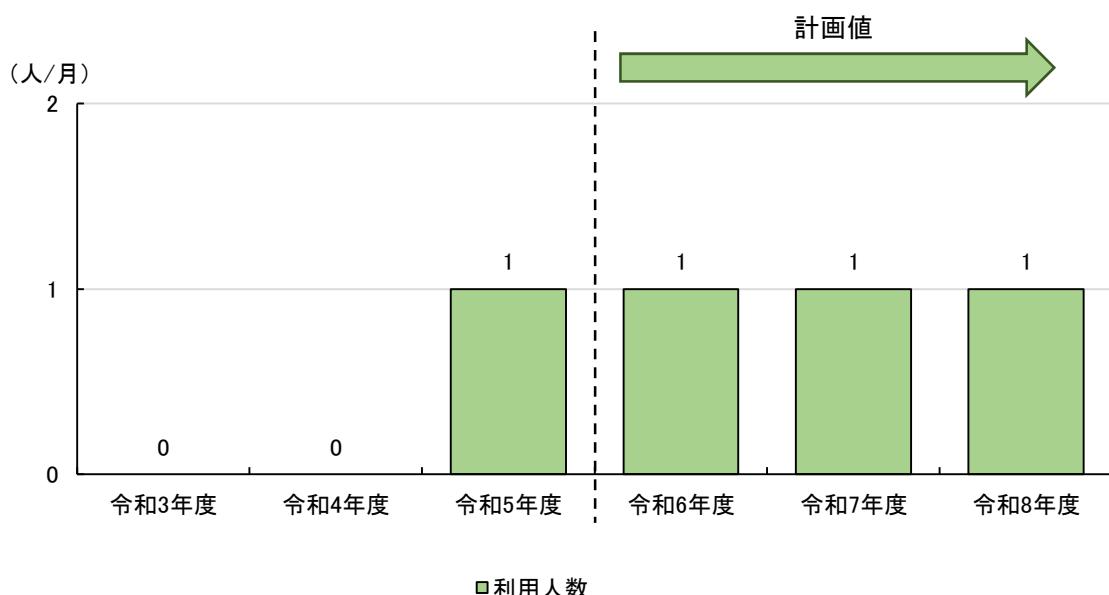
■サービスの内容

障害者支援施設やグループホームなどから一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行う。

■見込量算出の考え方

利用人数の見込量については、これまで利用実績はありませんでしたが、今後の施策展開に伴う地域移行の促進を踏まえ、以下のとおり設定しています。

単位		実績値			見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
計画値	人/月	1	1	1	1	1	1
実績値	人/月	0	0	0	-	-	-
計画比	人/月	0%	0%	0%	-	-	-



時間／月：1か月当たりのサービス提供時間　人日／月：1か月当たりの延べ提供日数　人／月：1か月当たりの実利用人数

②共同生活援助

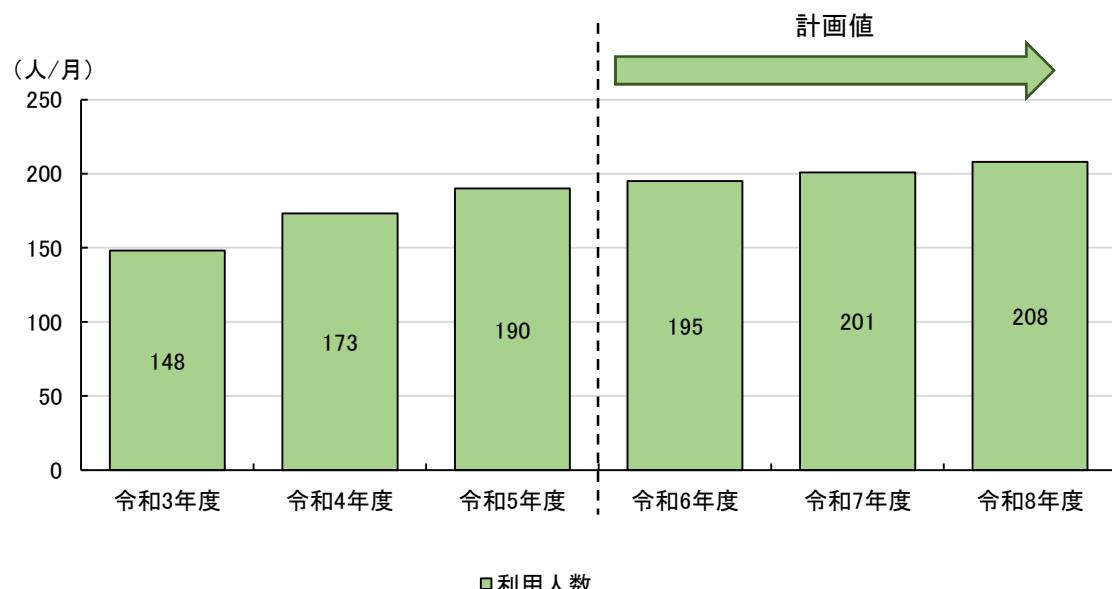
■サービスの内容

共同生活を営む住居で、主として夜間に相談、入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の援助を行う。

■見込量算出の考え方

利用人数の見込量については、グループホームの整備が進んだことにより、利用が大幅に増加したことを踏まえ、今後も増加するものとして算出しています。

単位	実績値	見込量					
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
計画値	人/月	136	159	190	195	201	208
実績値	人/月	148	173	190	-	-	-
計画比	人/月	108.8%	108.8%	100.0%	-	-	-



時間／月：1か月当たりのサービス提供時間　人日／月：1か月当たりの延べ提供日数　人／月：1か月当たりの実利用人数

③施設入所支援

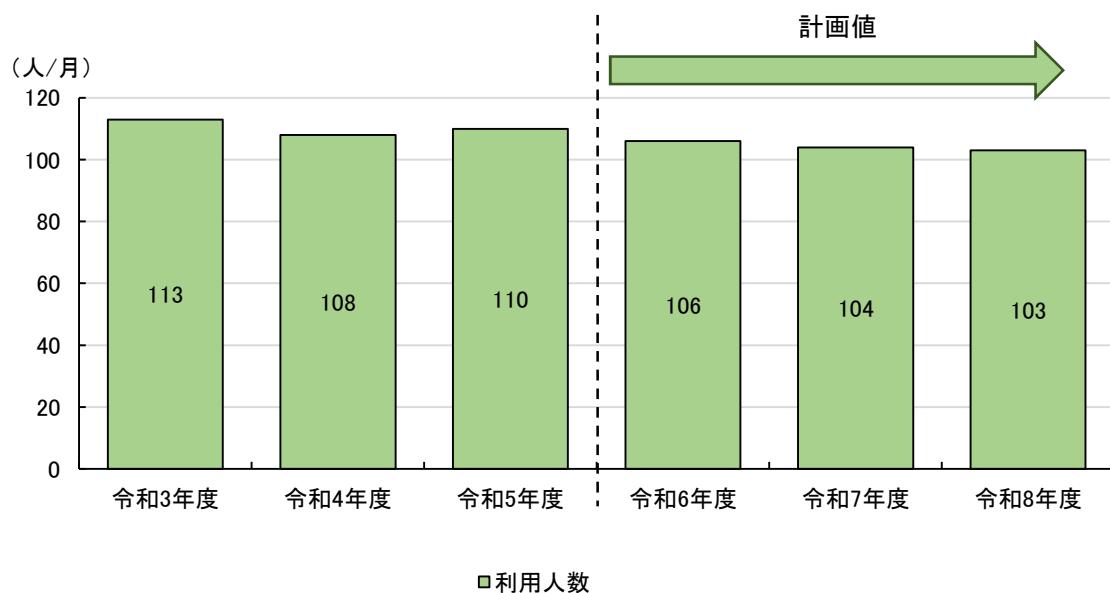
■サービスの内容

施設に入所する障がい者に、主として夜間に、入浴、排せつ、食事等の介護のほか、生活等に関する相談や助言など必要な日常生活上の支援を行う。

■見込量算出の考え方

利用人数の見込量については、第6期における成果目標の達成を踏まえた上で算出しています。

単位		実績値			見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
計画値	人/月	104	103	102	106	104	103
実績値	人/月	113	108	110	-	-	-
計画比	人/月	108.7%	104.9%	107.8%	-	-	-



時間／月：1か月当たりのサービス提供時間　人日／月：1か月当たりの延べ提供日数　人／月：1か月当たりの実利用人数

«見込量確保の方策»

- ・グループホームについては、障がい者の地域での自立した生活を支援するため、また、親なき後を見据えた支援を進めるにあたり、引き続き新規開設時に必要となる初期費用や初年度備品に対する補助を実施するほか、基準以上の支援員の配置における報酬の助成や利用者定員の欠員分の家賃補助を支援することにより、グループホームの供給拡大に努めます。
- ・施設入所支援については、グループホームを利用することが困難な障がい者の暮らしの場として重要な役割を持つことから、真に施設入所の利用が必要な障がい者が安心して入所できるよう、関係機関と連携しつつ、一定の定員の確保に努めます。
- ・障がい者がグループホーム等から一人暮らしへ移行するとき、安心して地域生活ができるよう、定期的に巡回する自立生活援助事業所の開設を促進していきます。

(5) 相談支援の見込量と確保方策

①計画相談支援

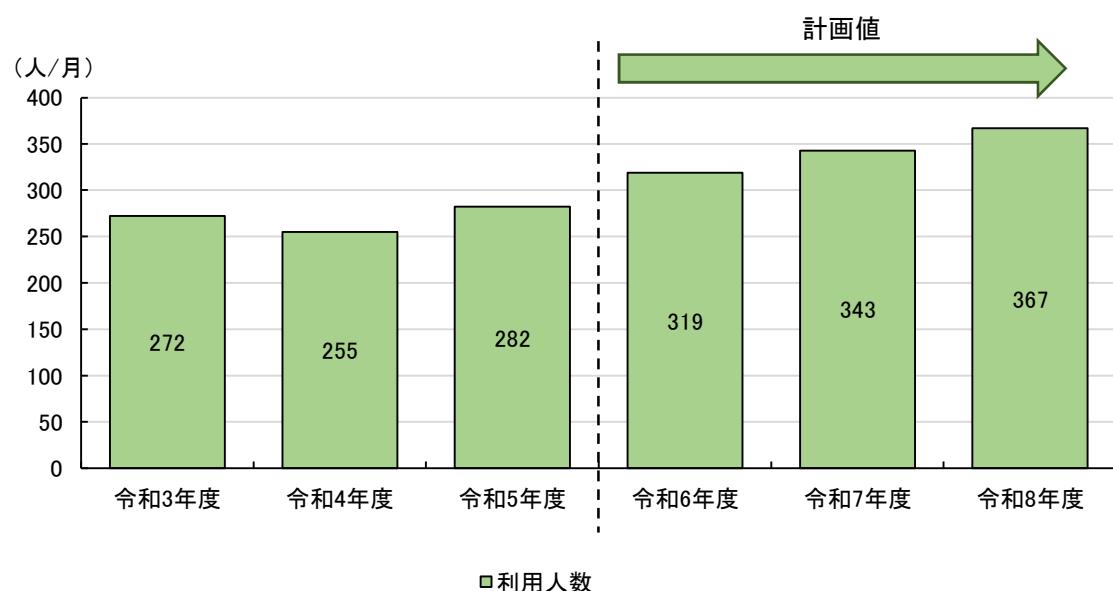
■サービスの内容

障害福祉サービスの申請等を行おうとする障がい者について、心身の状況やサービスの利用意向などの事情を考慮し、サービス等利用計画の作成を行うとともに、障害福祉サービス事業者等との連絡調整やサービスの利用状況を検証の上、計画の見直しを行うなどの便宜を供与する。

■見込量算出の考え方

利用人数の見込量については、過去の利用実績を踏まえ、今後は増加するものとして算出しています。

単位		実績値			見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
計画値	人/月	301	366	445	319	343	367
実績値	人/月	272	255	282	-	-	-
計画比	人/月	90.4%	69.7%	63.4%	-	-	-



時間／月：1か月当たりのサービス提供時間　　人日／月：1か月当たりの延べ提供日数　　人／月：1か月当たりの実利用人数

②地域移行支援

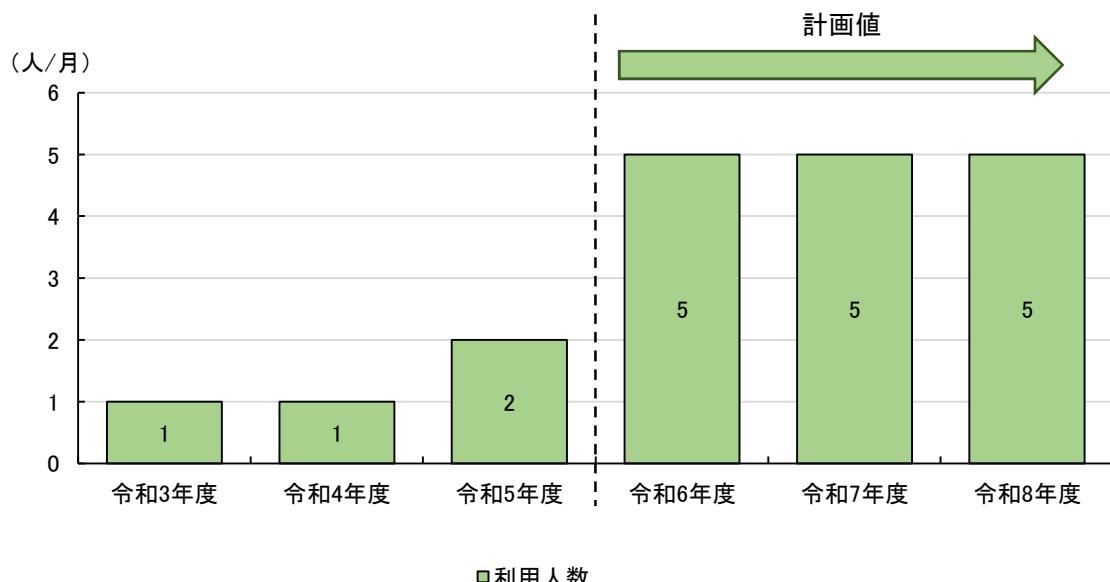
■サービスの内容

障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者など、地域での生活に移行するために重点的な支援が必要な人に、住居の確保など地域での生活に移行するための活動に関する相談など必要な支援を行う。

■見込量算出の考え方

利用人数の見込量については、第5期計画期間中に地域移行支援事業所が開設され、第7期計画における成果目標の達成を踏まえた上で算出しています。

単位		実績値			見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
計画値	人／月	1	3	5	5	5	5
実績値	人／月	1	1	2	-	-	-
計画比	人／月	100.0%	33.3%	40.0%	-	-	-



③地域定着支援

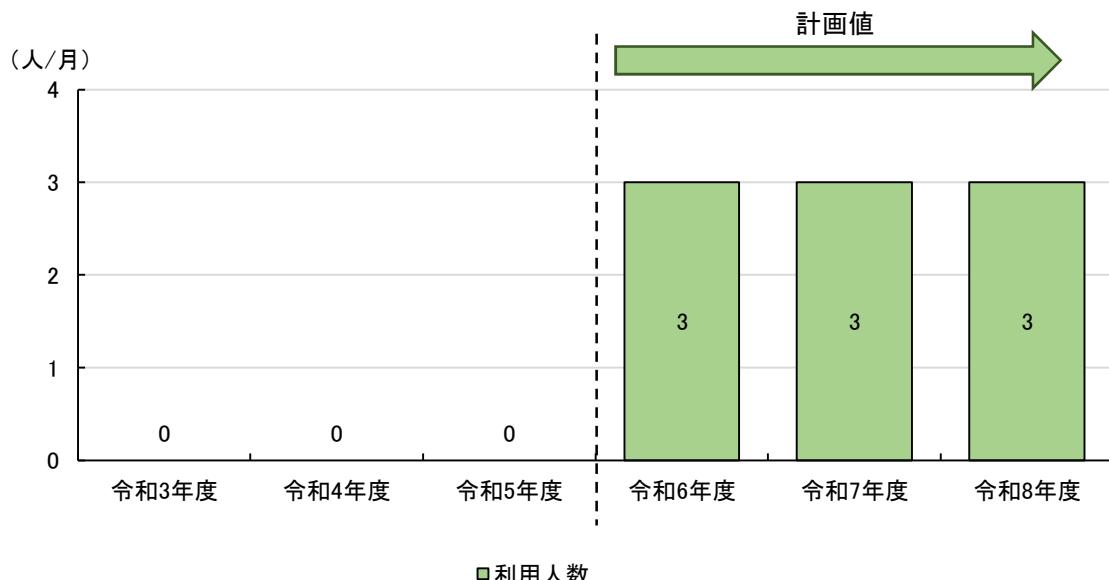
■サービスの内容

居宅において単身で生活する障がい者などに、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性により生じた緊急の事態等に相談など必要な支援を行う。

■見込量算出の考え方

利用人数の見込量については、第6期計画期間中には利用実績はありませんでしたが、今後の施策展開に伴う地域移行の促進を踏まえ、以下のとおり設定しています。

単位	実績値			見込量		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
計画値	人/月	0	1	3	3	3
実績値	人/月	0	0	0	-	-
計画比	人/月	0%	0%	0%	-	-



時間／月：1か月当たりのサービス提供時間　人日／月：1か月当たりの延べ提供日数　人／月：1か月当たりの実利用人数

«見込量確保の方策»

- ・地域における相談支援の中核的な役割を担う市障がい者基幹相談支援センターを中心に、委託相談支援事業所、計画相談支援事業所と密に連携し、地域の相談支援体制の充実を図るとともに、市民にわかりやすい相談窓口づくりを進めます。
- ・障害福祉サービスの利用者が増えており、計画相談支援事業所の開設誘致を図っていきます。
- ・地域移行支援、地域定着支援事業所の開所により長期入院の精神障がい患者等の地域移行を進めていきます。

3. 地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条の規定に基づき実施するもので、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的、効果的に実施することが求められています。地域生活支援事業は、法令で実施が義務付けられている必須事業と、地域の実情に応じて実施することができる任意事業に分かれています。

ここでは、地域生活支援事業に関して、実施する事業の内容、各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み、各年度の見込み量確保の方策を定めます。

(1) 実施する事業

事業の種類		説明
必須事業	理解促進研修、啓発事業	市民等を対象に、障がい者に対する理解を深めるための研修及び啓発を行う。
	自発的活動支援事業	障がい者やその家族又は地域住民等による地域における自発的な取組に対する支援を行う。
	相談支援事業	障がい者やその介護を行う人などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助などを行う。
	成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援する。
	成年後見制度法人後見支援事業	障がい者の権利擁護を図るため、法人後見を実施するための体制整備や後見等の業務を行う法人に対する支援を行う。
	意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障がある障がい者（児）に、手話通訳者や要約筆記者等の派遣などを行う。
	日常生活用具給付等事業	障がい者（児）に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付する。
	手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話をを行うために必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成する。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者（児）に対し、社会生活上必要な外出や社会参加のための外出の際の支援を行う。
	地域活動支援センター事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与し、障がい者の地域生活を支援する。

事業の種類		説明
任意事業	訪問入浴サービス事業	訪問によらなければ入浴が困難な身体障がい者（児）に対して、居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行う。
	日中一時支援事業	障がい者（児）に日中における活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練等を行う。
	社会参加支援	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業、点字・声の広報等発行事業等を行う。

（2）必須事業の実施に関する考え方及び量の見込み等

①理解促進研修、啓発事業

障がい者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、多くの市民が参加できるイベントとして、毎年、障がい者週間の時期にあわせ、「障がい者1日サロン」を開催し、障がい者と実際にふれあうことのできる機会を設けています。

また、地域において障がい者の支援に従事する民生委員、児童委員、地区福祉委員を対象とした研修会や市民後見人養成講座において、障がい者福祉に関する内容を実施しているほか、まちづくり出前講座や障がい者と地域住民との交流を促進する取組など、あらゆる機会をとらえ、障がい者に対する理解と認識が深まるよう努めており、計画期間の各年度においても、こうした取組を推進していきます。

②自発的活動支援事業

障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができる共生社会を実現するため、障がい者や障がい者の家族、地域住民等による地域における自発的な取組として、障がい者と地域の様々な人たちが集い、交流できる場所（以下、「交流スペース」という。）を設置、運営する団体等に対して、その経費の一部を補助しています。

現在、市内南部の2団体に補助を実施していますが、親なき後を見据え、交流スペースの開設のあり方を検討しつつ、市内中部又は北部に1か所開設する見込み量を設定します。

	単位	実績値			見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
交流スペース の設置箇所数	か所	2	2	3	3	3	3

③相談支援事業

本市では、令和2（2020）年度に「市障がい者基幹相談支援センター」を設置しました。市障がい者基幹相談支援センターでは、社会福祉士や精神保健福祉士など専門的な資格を持つ職員を配置し、より専門性が高い相談や、市内の相談支援事業所へのバックアップ、人材の育成、就労の促進など、地域の中核的な役割を担います。また、障がい者が自立した生活を送るために、福祉施設などの利用や病院から地域生活へ移行を進め、障がい者の親なき後を見据えた支援を実施します。このほか、引き続き、障がい者虐待に関する相談や通報を受け付け、市と連携し、助言や援助など必要な対応を行っていきます。

相談支援事業については、ハピネス川西相談支援事業所、川西さくら園、アソシア・ソーシャルサポート川西、プラスワンケアサポート株式会社の4か所において、障がい者などの相談に応じ、福祉サービスの利用援助、就労支援、専門機関の紹介や連絡調整などを行っていますが、今後、北部における相談支援事業所の設置について、その設置方法等を含めて検討していきます。

川西さくら園では、児童発達支援センターとしての専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族からの相談に応じ、助言や援助などを行っています。障がい児に関する相談は、保健、医療、福祉、保育、教育など、様々な分野におよぶことから、第7次障がい者計画期間中に障がい児に関する総合相談窓口を川西さくら園に設置しており、今後は、児童発達支援センターを中心とした重層的な地域支援体制の構築をめざし、障がい児の地域社会への参加、包容（インクルージョン）を推進していきます。

単位		実績値			見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
相談支援事業 の実施箇所数	か所	5	5	5	5	5	6

④成年後見制度利用支援事業

費用の補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難な知的障がい者又は精神障がい者に対し、後見等開始の審判請求に必要な費用や後見人等の業務に対する報酬の全部又は一部を助成する制度を実施しています。

引き続き、川西市社会福祉協議会内に設置している川西市成年後見支援センター“かけはし”などを通じ、成年後見制度の周知に努めます。

単位		実績値			見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実利用人数	人/年	6	10	11	15	15	15

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度の利用を促進するためには、市民後見人の養成などとあわせ、市内で法人後見を適正に行うことができる法人を確保することが望ましいと考えられます。

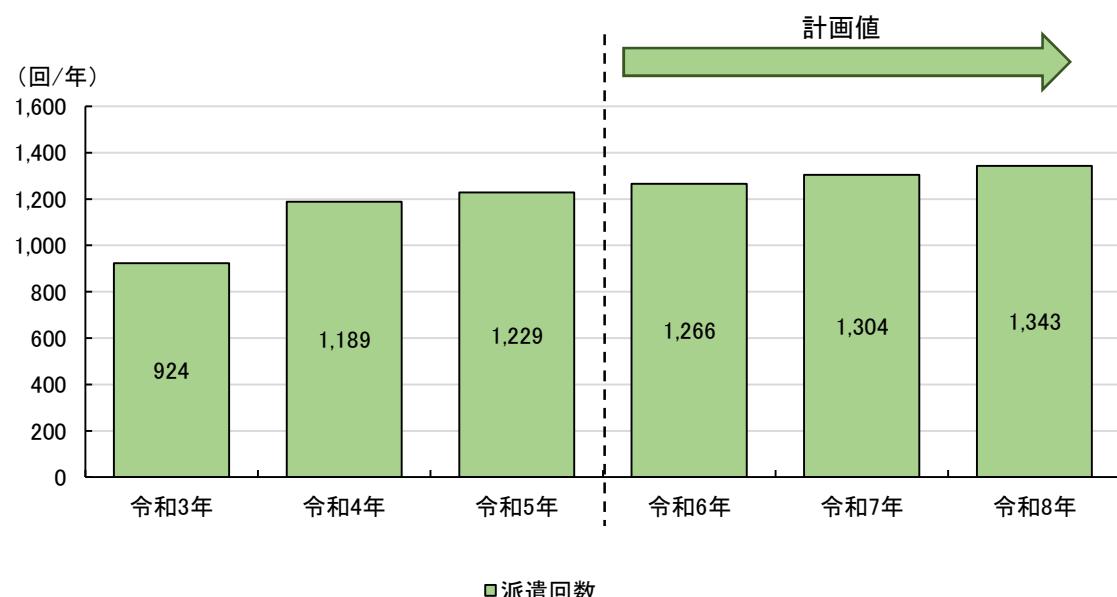
引き続き、関係機関と連携し、法人後見実施のための研修や、法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の適正な活動のための支援のあり方について検討を進めています。

⑥意思疎通支援事業

本市では、意思疎通支援事業として、手話通訳者及び要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を市庁舎内に配置する事業を実施しています。

これらの事業は、障害者差別解消法の施行により、合理的配慮の一端を担うものとして、その役割は今後ますます大きくなると考えられることから、引き続き、関係機関との連携の下、手話通訳者や要約筆記者の養成等に関する各種研修の受講を促進するなど、人材の確保に努めています。

単位	実績値	見込量					
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
手話通訳者 要約筆記者 派遣事業の 派遣回数	回/年	924	1,189	1,229	1,266	1,304	1,343
手話通訳者 の配置人数	人	1.2	1.2	1.6	1.6	1.6	1.6

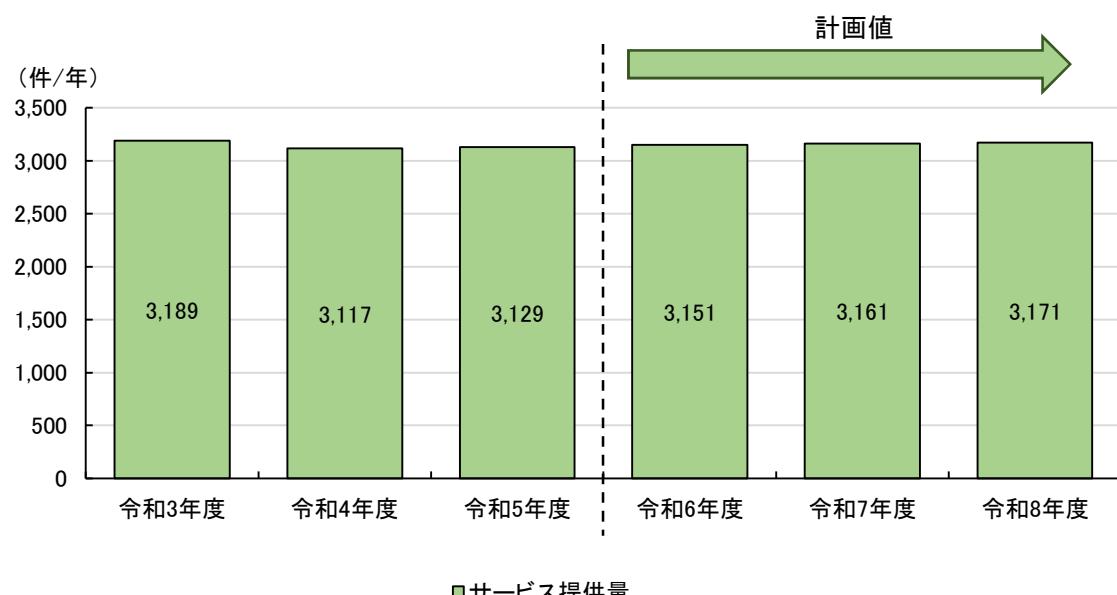


⑦日常生活用具給付等事業

障がい者（児）の日常生活の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与しています。障がいの特性に合わせた適切な用具を給付するとともに、必要に応じて、対象品目等の見直しを行います。過去の実績を踏まえ、微増するものとして算出しています。

単位		実績値			見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
介護・訓練 支援用具	件/年	5	3	6	6	6	6
自立生活 支援用具	件/年	12	15	21	21	21	21
在宅療養等 支援用具	件/年	33	30	28	35	35	35
情報・意思疎通 支援用具	件/年	26	22	21	26	26	26
排泄管理 支援用具	件/年	3,112	3,047	3,050	3,060	3,070	3,080
居宅生活動作 補助用具	件/年	1	0	3	3	3	3

■日常生活用具給付等事業（合計）



⑧手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修は、川西市身体障害者福祉協会への委託により実施しています。社会福祉協議会が実施している入門講座の修了者がスムーズに本研修に移行できるよう、同講座との連続性に配慮するとともに、手話通訳者の養成に係るカリキュラムを加えるなど、段階的に研修内容を充実させています。

本研修は、手話通訳者派遣事業の派遣登録者確保の面でも重要性が増していることから、研修修了者のうち派遣登録を行う人数について、計画期間中の見込み量を設定します。

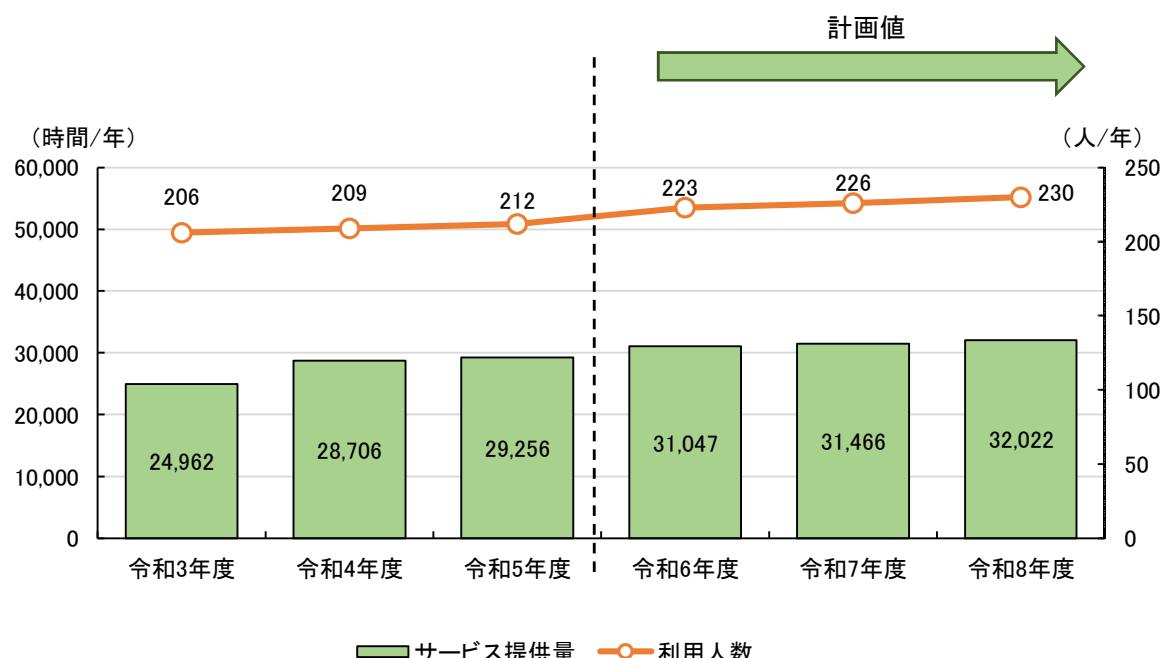
単位		実績値			見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
研修修了者 のうち、派遣 登録を行う人数	人/年	0	0	1	1	1	1

⑨移動支援事業

移動支援事業は、地域における自立した生活や社会参加を促すため、屋外での移動が困難な障がい者（児）に対し、社会生活上必要な外出や余暇活動等社会参加のための外出の際の支援を行っています。

令和元（2019）年度に事業の見直しを行い、令和2（2020）年度より現在の個別支援型に加え、グループ支援型の実施など、多様なニーズに応じることのできるサービス体系を整備しました。コロナ禍で利用控えもあり、減少していた利用は、徐々に回復していくと想定し算出しています。また、今後も必要に応じて、事業所の追加指定を行い、必要なサービス提供量の確保に努めます。

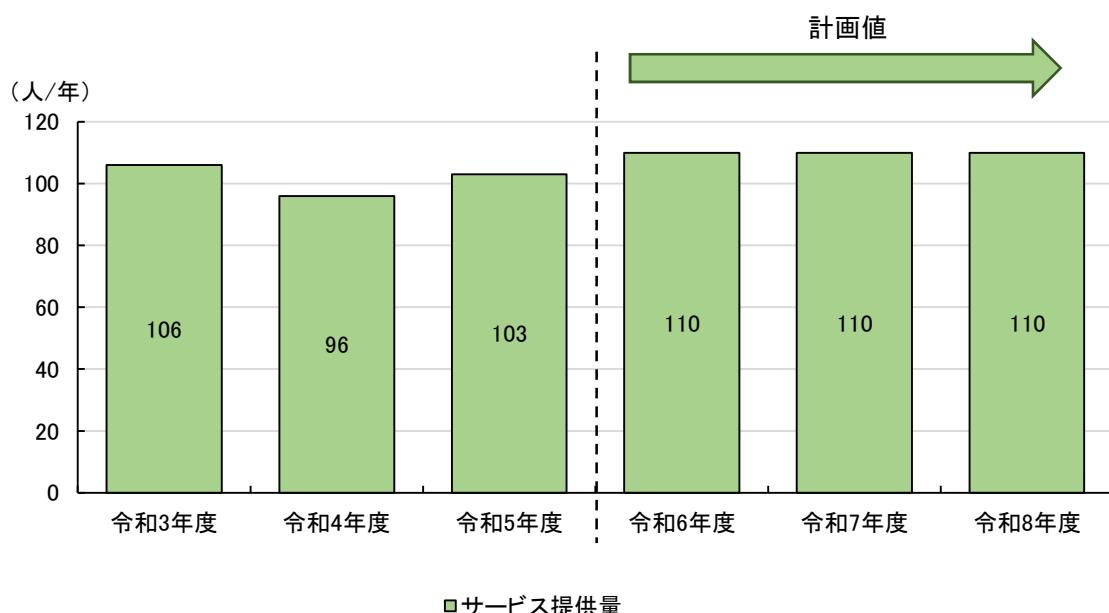
単位		実績値			見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実利用人数	人/年	206	209	212	223	226	230
延べ利用時間数	時間/年	24,962	28,706	29,256	31,047	31,466	32,022



⑩地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業は、センターを運営する法人に対して委託又は補助を行うことにより実施しています。各センターでは、それぞれの障がいの特性に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供のほか、社会との交流促進等の支援が様々な形で行われており、障がい者の身近な社会参加の場として重要であることから、引き続き、その運営を支援していきます。

単位		実績値			見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実利用人数	人/年	106	96	103	110	110	110



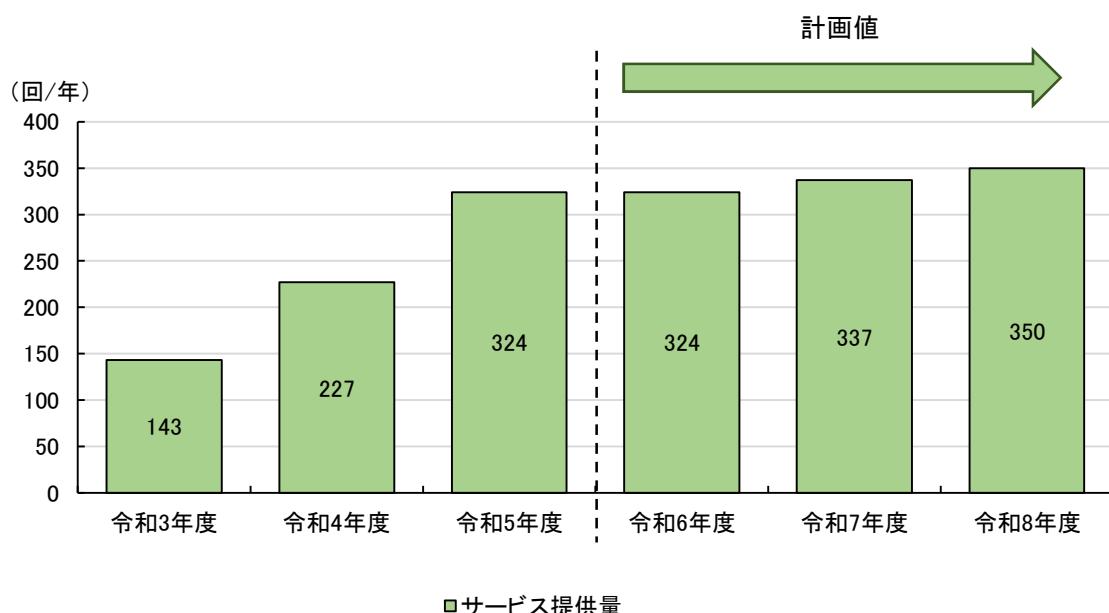
(3) 任意事業の実施に関する考え方及び量の見込み等

①訪問入浴サービス事業

訪問入浴サービス事業は、訪問によらなければ入浴が困難な重度身体障がい者（児）を対象に、居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うサービスを提供することにより、身体の清潔の保持や心身機能の維持等を図り、地域における障がい者（児）の生活を支援することを目的として実施しています。

引き続き、必要な人に必要なサービスが提供されるよう、見込み量の確保に努めます。

	単位	実績値			見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
延べ利用回数	回/年	143	227	324	324	337	350

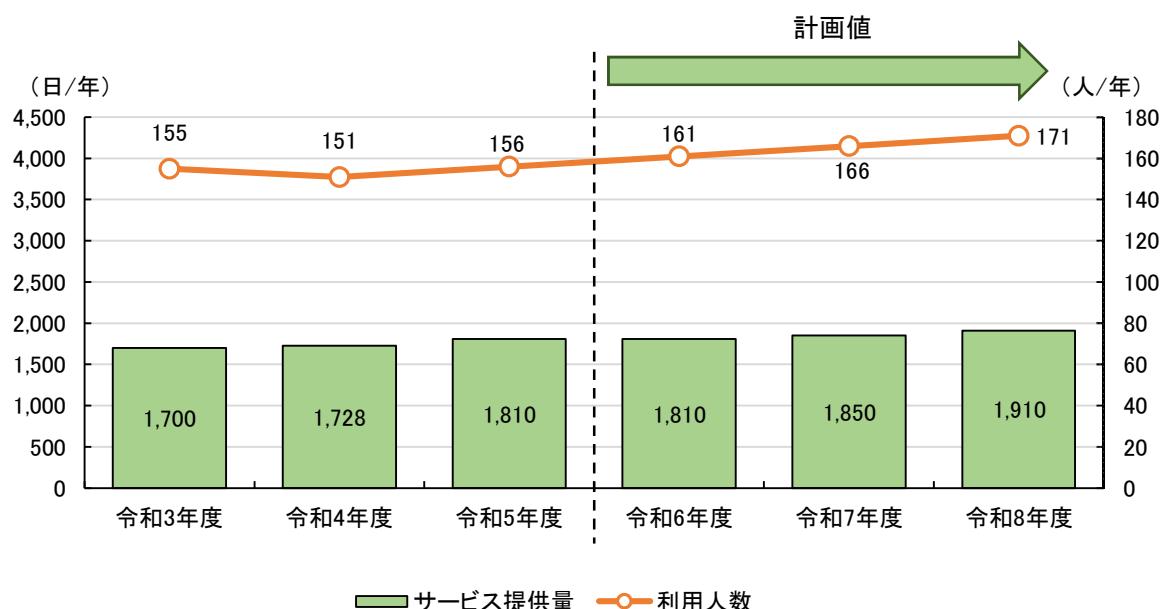


②日中一時支援事業

日中一時支援事業は、障がい者（児）の家族の就労支援や障がい者（児）を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障害者支援施設等で障がい者（児）に活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練などを行うものです。

障がい児については、障害児通所支援の体制充実により法定サービスへの利用転換に伴い、本事業の利用は減少していますが、障がい者については、代替可能なサービスがないことから、必要性の高い人に、必要なサービスが提供されるよう、事業所の安定的な運営にも配意しつつ、引き続き、見込み量の確保に努めます。

	単位	実績値			見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実利用人数	人/年	155	151	156	161	166	171
延べ利用日数	日/年	1,700	1,728	1,810	1,810	1,850	1,910



③その他の任意事業

スポーツ・レクリエーション教室開催等事業として、車いすテニスや体操等の教室を川西市身体障害者福祉協会及び川西市手をつなぐ育成会への委託により実施しているほか、点字・声の広報等発行事業として「広報かわにし」等の点訳、音訳を行っています。

第6章 第3期障がい児福祉計画

1. 成果目標の設定

第3期障がい児福祉計画では、国の基本指針を踏まえ、障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築や医療ニーズへの対応について成果目標を設定します。

(1) 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築

障害児通所支援等における障がい児及びその家族に対する支援について、障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域に点在する地域資源を重ね合わせた重層的な地域支援体制を構築するよう取り組みます。

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none">●児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所設置●障がい児の地域社会への参加、包容（インクルージョン）の推進体制の構築
--------	---

①児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターは地域の障がい児の健全な発達について中核的な役割を果たす機関です。障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、障害児通所支援の体制整備に重要な役割を担います。

本市ではすでに1か所設置済みです。

	説明	成果目標
目標値	児童発達支援センターの設置箇所数	1か所

②障がい児の地域社会への参加、包容（インクルージョン）の推進体制の構築

地域共生社会の実現、推進の観点から、年少期から障がいの有無にかかわらず、様々な遊び等を通じてともに過ごし、それぞれの子どもが互いに学び合う経験を持つようにしていく必要があります。普段生活している保育所等で集団生活が営めるよう、児童発達支援センター等が保育所等訪問支援を実施するとともに、教職員等への事業の周知を図り、保育所等の育ちの場において連携、協力しながら支援を行う体制を構築していくことが必要です。また、訪問員の質を含め、マンパワーの確保が必要です。

本市ではすでに5事業所が事業実施しています。

	説明	成果目標
目標値	保育所等訪問支援事業の実施	月15人

(2) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

重症心身障がい児及び医療的ケア児のほか、強度行動障がいや高次脳機能障がい、虐待を受けた障がい児など、特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備が求められます。

障がい児が生まれ育った地域で安心、安全に暮らすことができるよう、県の実施するサービスと連携しながら、人材育成、地域資源の開発に取り組みます。

国の基本指針	●主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所確保
--------	---

①重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、児童発達支援と放課後等デイサービスの多機能型事業所として、2か所整備しています。

	説明	成果目標
目標値	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の数	各2か所

②医療的ケア児等コーディネーターの配置

医療的ケア児等が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、関係機関の協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児等に対する支援のための地域づくりを推進するコーディネーターを複数配置することを目標とします。

本市では、児童発達支援センターにおいて1名配置済みです。今後、教育保育現場や福祉事業所等への配置をめざします。

	説明	成果目標
目標値	医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	3人

(3) 障害児通所支援事業所等のサービスの質を向上させる取組

障害児通所支援の利用者は前計画期間に急増しており、今後も増加することが見込まれる中、求められるサービスは多様化しており、障害児通所支援事業所においては、質の高いサービスを提供することが重要です。

適正なサービス提供のため各種研修の実施や、児童発達支援センターの支援機能の一つである「地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能」の活用により、サービスの質を向上させる取組を進めます。

また、障害児通所支援事業所の指定権者である県との合同実地指導や、市が単独実施する実地指導により、適正な障害児通所支援を提供できているか検証するとともに、適切に事業所を指導できる体制を検討します。

国の基本指針	●サービスの質の向上のための体制を構築
--------	---------------------

	説 明	成果目標
目標値	障害児通所支援事業所に対する研修回数	年3回

(4) 発達障がい児等及び家族等への支援体制の確保

発達障がい児等の早期支援には、発達障がい児等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレント・トレーニング等、フォローアップも含めて発達障がい児等及びその家族等に対する支援体制を構築することが重要です。

本市では令和5（2023）年度よりペアレント・トレーニングを実施しており、今後必要性の高い人が漏れなく受講できる体制づくりに努めます。

	説 明	成果目標
目標値	ペアレント・トレーニングの参加人数	年20人

2. 障害児通所支援等の見込量及び確保の方策

障がい児が、身近な地域でニーズに応じたサービスを安心して利用することができるよう、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの各年度における指定障害児通所支援又は指定障害児相談支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量を確保するための方策を定めます。

（1）見込量算定の考え方

障害児通所支援等の見込量の算定にあたっては、過去のサービス提供量や利用人員の実績を基本とし、その分析結果に基づき、サービス等の種類ごとに、令和8（2026）年度までの各年度における見込量を推計しました。

見込量は、各年度における1か月当たりのサービス提供量及び利用人数を示しており、その単位は次のとおりです。

人日／月：1か月当たりの延べ提供日数

人／月：1か月当たりの実利用人数

(2) 障害児通所支援、障害児相談支援等の見込量と確保方策

①児童発達支援

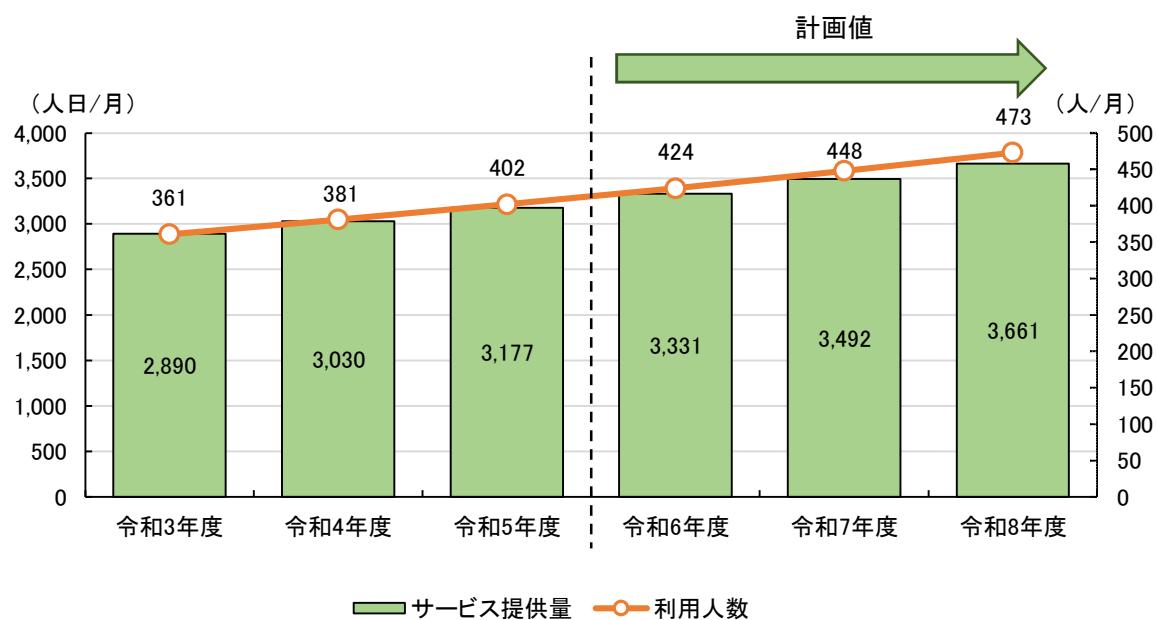
■サービス内容

療育の観点から、集団療育及び個別療育を行う必要がある未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練など必要な支援を行う。

■見込量算出の考え方

利用人数の見込量については、過去の利用実績を踏まえ、今後も増加するものとして算出しています。

	単位	実績値			見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
計画値	人日/月	2,357	2,571	2,782	3,331	3,492	3,661
	人/月	343	373	405	424	448	473
実績値	人日/月	2,890	3,030	3,177	-	-	-
	人/月	361	381	402	-	-	-
計画比	人日/月	122.6%	117.9%	114.2%	-	-	-
	人/月	105.2%	102.1%	99.3%	-	-	-



時間／月：1か月当たりのサービス提供時間　人日／月：1か月当たりの延べ提供日数　人／月：1か月当たりの実利用人数

②放課後等デイサービス

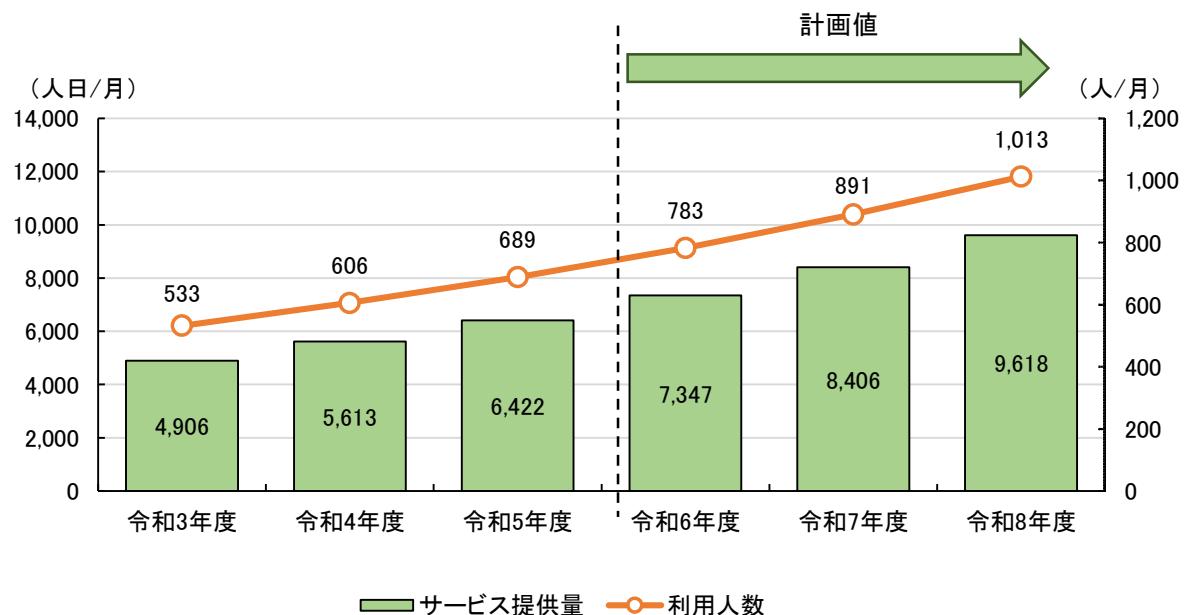
■サービス内容

学校の授業終了後や休業日に支援が必要な障がい児に、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進など必要な支援を行う。

■見込量算出の考え方

利用人数の見込量については、過去の利用実績を踏まえ、今後も増加するものとして算出しています。

	単位	実績値			見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
計画値	人日/月	5,875	7,222	8,878	7,347	8,406	9,618
	人/月	539	592	645	783	891	1,013
実績値	人日/月	4,906	5,613	6,422	-	-	-
	人/月	533	606	689	-	-	-
計画比	人日/月	83.5%	77.7%	72.3%	-	-	-
	人/月	98.9%	102.4%	106.8%	-	-	-



時間／月：1か月当たりのサービス提供時間　人日／月：1か月当たりの延べ提供日数　人／月：1か月当たりの実利用人数

③保育所等訪問支援

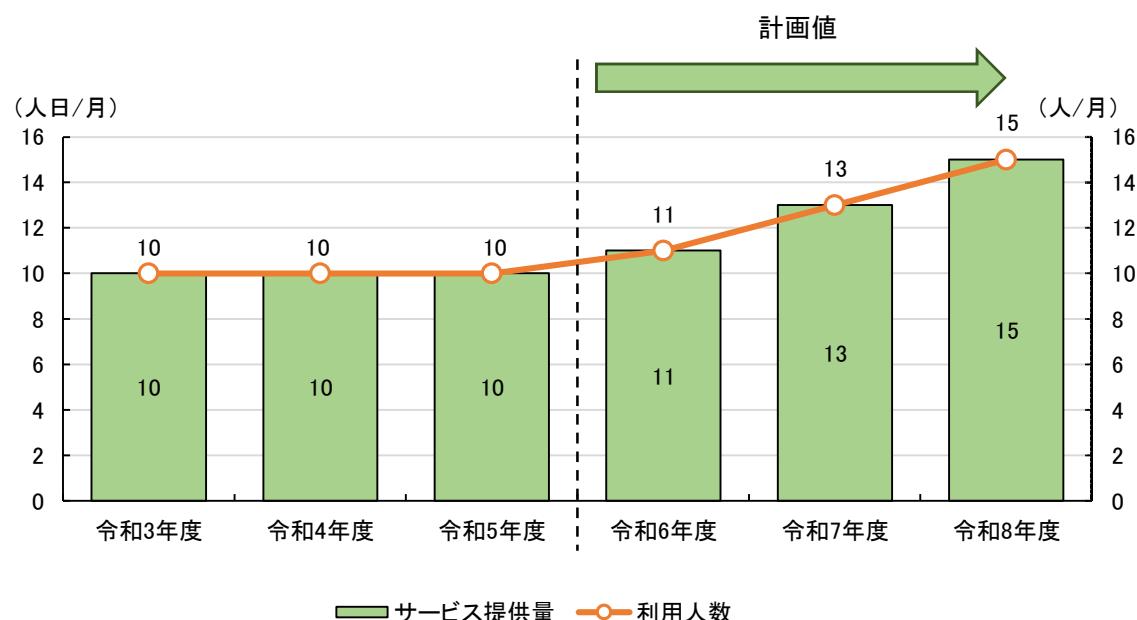
■サービス内容

保育所など集団生活を営む施設を訪問し専門的な支援が必要な障がい児に、集団生活への適応のために必要な支援を行う。

■見込量算出の考え方

利用人数の見込量については、障がい児の地域社会への参加、包容（インクルージョン）の推進体制の構築を進めていく中で、今後は増加するものとして算出しています。

	単位	実績値			見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
計画値	人日/月	8	9	10	11	13	15
	人/月	8	9	10	11	13	15
実績値	人日/月	10	10	10	-	-	-
	人/月	10	10	10	-	-	-
計画比	人日/月	125.0%	111.1%	100.0%	-	-	-
	人/月	125.0%	111.1%	100.0%	-	-	-



時間／月：1か月当たりのサービス提供時間　人日／月：1か月当たりの延べ提供日数　人／月：1か月当たりの実利用人数

④居宅訪問型児童発達支援

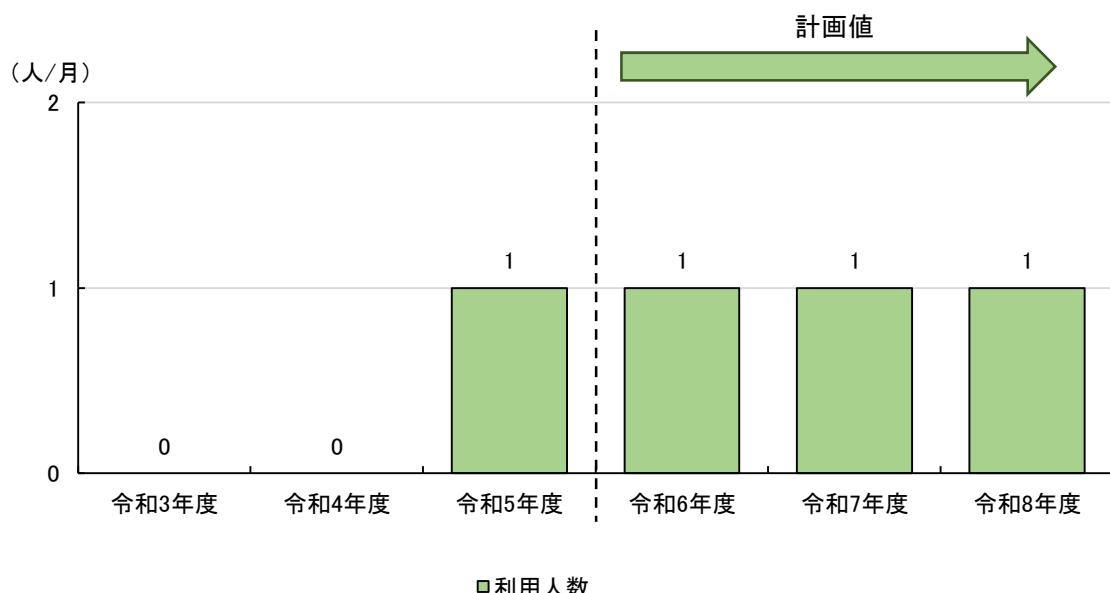
■サービス内容

人工呼吸器を装着しているなどの重度の障がいがあり、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施する。

■見込量算出の考え方

利用人数及びサービス提供量については、サービスの対象となる方が限定的であることを踏まえ、見込量を1としていますが、利用ニーズを把握し、市内での提供体制の整備について検討していきます。

単位		実績値			見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
計画値	人/月	1	1	1	1	1	1
実績値	人/月	0	0	1	-	-	-
計画比	人/月	0%	0%	100.0%	-	-	-



時間／月：1か月当たりのサービス提供時間　人日／月：1か月当たりの延べ提供日数　人／月：1か月当たりの実利用人数

⑤障害児相談支援

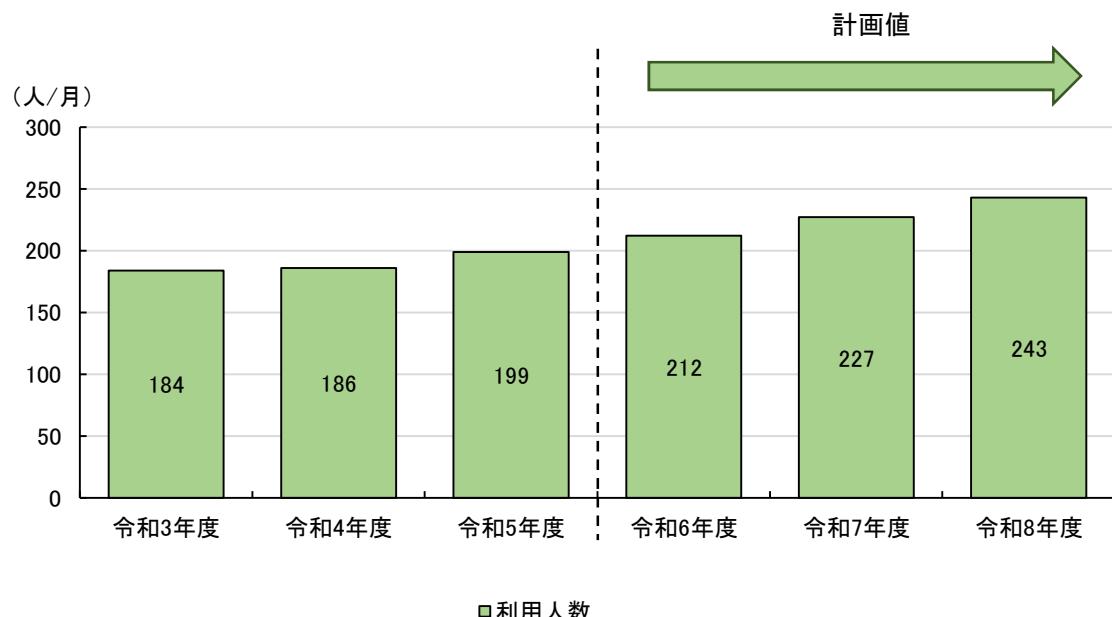
■サービス内容

障害児通所支援の申請等を行おうとする障がい児について、心身の状況やサービスの利用意向などの事情を考慮し、障害児支援利用計画の作成を行うとともに、障害児通所支援事業者等との連絡調整や障害児通所支援の利用状況を検証の上、計画の見直しを行うなどの便宜を供与する。

■見込量算出の考え方

利用人数の見込量については、サービス利用人数の増加を見込んでいることから、今後も増加するものとして算出しています。

単位		実績値			見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
計画値	人/月	194	213	234	212	227	243
実績値	人/月	184	186	199	-	-	-
計画比	人/月	94.8%	87.3%	85.0%	-	-	-



時間／月：1か月当たりのサービス提供時間　人日／月：1か月当たりの延べ提供日数　人／月：1か月当たりの実利用人数

⑥医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

■サービス内容

医療技術の進歩等を背景として増加する医療的ケアが必要な障がい児（医療的ケア児）が必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉等の関連分野間の連絡調整を行うための体制を整備する。

■見込量算出の考え方

配置人数の見込量については、教育保育現場や福祉事業所等への配置をめざし、人数を設定しています。

単位	実績値	見込量					
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
計画値	人	1	1	1	1	1	3
実績値	人	1	1	1	-	-	-
計画比	人	100.0%	100.0%	100.0%	-	-	-

《見込量確保の方策》

- ・児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、見込量に対して供給量が不足とならないよう、県の実施する総量規制にあわせ、供給量の調和を図るよう努めています。
- ・重症心身障がい児や医療的ケアを必要とする障がい児など、特別な支援が必要な児童に対する支援体制について、本市のサービス提供状況を把握し、不足するサービスを提供できる障害児通所支援事業所の確保に努めます。
- ・保育所等訪問支援については、保育所や学校などと連携を図りながら、障がい児に集団生活への適応に必要な支援を行っていきます。
- ・関係機関による連携、協議の場で、継続して見込み量確保の方策、社会資源の検討を進めています。
- ・障がい児相談支援については、利用者の利便性を考慮し、設置が少ない北部地域での障害児相談支援事業所確保の取組を進めます。

第7章 計画の推進体制

(1) 各主体の役割

本計画の推進にあたっては、障がい者をはじめ、市民、障がい者団体や障害福祉サービス等事業者、企業等、そして行政を、障がい者施策を推進していく主体として位置づけます。それぞれが自らの役割を果たしながらお互いに連携し、一体となって障がい者福祉の向上に取り組んでいくことが重要です。

①障がい者

障がい者は自分が人生の主役であり、一人の人間としてかけがえのない存在であることに気づき、自分の生き方を自分で決めていくことが重要です。

また、地域社会の一員として主体的に社会活動に参加するとともに、必要な支援を受けながら、自らの持つ能力を発揮して自立をめざし、能力に応じて社会に貢献することが望されます。

②市民

障がいの特性に関する正しい知識を取得し、障がい者への理解を深めるとともに、障がい者が自立した社会生活を送るための支援を行い、必要な情報を届けるほか、災害時の支援や、誰もが参加できるような地域行事等を企画するなど、お互いに助け合う地域づくりに努めていくことが求められます。

③障がい者団体・障害福祉サービス等事業者

障がい者団体は、障がいに対する理解の促進や障がい者やその家族等との交流の場づくり、社会参加の支援等を行っています。今後も、各団体間での連携や調整を図りながら、市民の障がいに対する理解促進、障がい者の生活の向上に向けた行政等に対する働きかけなど、様々な取組を行っていくことが重要となります。

また、障害福祉サービス等事業者は、障がいの特性を踏まえた個々の状況に合った適切なサービスの提供を行うとともに、サービスの質の向上や事業運営の情報公開など公正な運営が求められます。

① 企業等

障がい者が社会的に自立した生活を営むためには、経済的自立を果たすとともに、就労を通じた自己実現、社会参加を果たすことが重要となります。そのため、企業等においては、障がい者雇用を積極的に進めるとともに、障がい者に配慮した職場環境づくりや雇用条件の整備、従事できる職種の確保に取り組む必要があります。

また、障害者差別解消法の施行により、障がいを理由とした不当な差別的取扱いが禁止され、障がい者から合理的配慮の求めがあった場合には、柔軟に対応することが望されます。

⑤市

障がい者やその家族等のニーズの把握に努め、必要な人に必要なサービスを提供するとともに、関係機関などとの連携のもと、各種施策を一体的に推進し総合的な福祉の向上をめざします。

また、地域における支え合いの環境を構築し、障がい者のまちづくりへの参加を促進するとともに、市民や企業などに対して、障がいや障がい者についての正しい理解の促進に努めます。

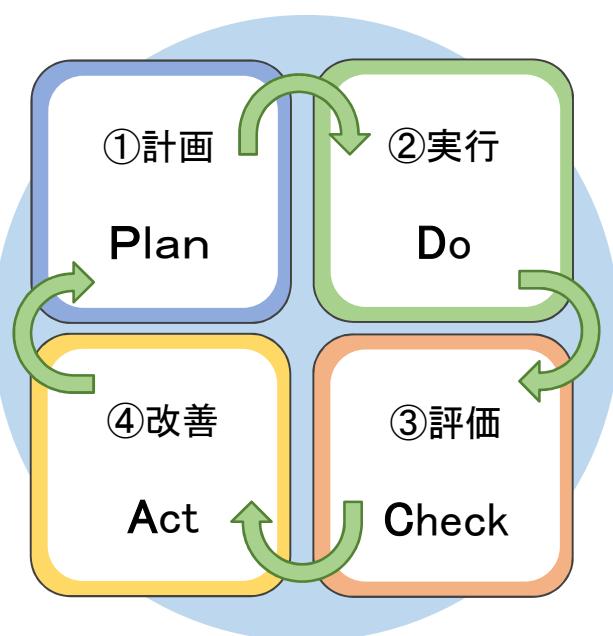
(2) 計画の進捗状況の管理、評価

本計画の推進にあたっては、PDCAサイクルに沿って施策を実施し、進捗状況及び成果指標の達成状況などについて点検、評価を行い、必要に応じて計画を見直し、施策に反映します。

〈PDCAサイクルとは〉

さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画(Plan)」、「実行(Do)」、「評価(Check)」、「改善(Act)」のプロセスを順に実施していくものです。

■PDCAサイクルのイメージ



■ P D C Aの具体的内容

	内容
計画 (Plan)	<p>■計画の策定</p> <p>各種調査等を通じて市の課題を把握し、必要と思われる施策を設定するとともに、成果目標やサービス見込量を定めます。</p>
実行 (Do)	<p>■計画の実行</p> <p>策定した計画に基づいて施策を進めていきます。</p>
評価 (Check)	<p>■検証シートを活用した施策の進捗評価</p> <p>検証シートを活用して、成果目標の達成状況やサービス提供実績の進捗状況を評価の上、施策実行における課題や今後の方向性などを把握します。この評価は毎年度実施します。</p>
	<p>■障害者施策推進協議会での評価報告並びに内容の検討</p> <p>評価結果については、障害者施策推進協議会で報告し、検証や分析を行います。</p>
改善 (Act)	<p>■評価に基づく施策内容の修正</p> <p>一連の評価を通じて把握した課題等を踏まえ、対応方法の検討や新規事業の立案を行います。</p>
	<p>■全体評価に基づく第8次計画の見直し</p> <p>全体評価の結果を踏まえ、必要な場合は計画の方向性の検討などを行います。</p>

資料編

1. 市内の障害福祉サービス事業所等一覧(令和5(2023)年6月)

(1) 訪問系サービス

事業所名	所在地	居宅 介護	重度 訪問 介護	同行 援護	行動 援護
さわやか北摂	水明台1-2-49	○	○	○	
川西市社会福祉協議会すこやか サービスセンター	火打1-12-16 キセラ川西ブ ラザ福祉棟1階	○	○	○	
プラスワンケアサポート株式会 社	栄町25-1 アステ川西5階	○	○	○	○
有限会社たお	栄根2-24-7	○	○		
ニチイケアセンター川西	中央町3-2 川西北ビル5F	○	○	○	
ほっとあんしんケアセンター	美園町1-26	○			
カインドひばりケア	花屋敷2-5-16	○	○	○	
おたふく訪問介護サービス	小戸2-12-4	○	○		
マザーケアヘルパーステーショ ン川西	中央町13-8-303	○	○		
ひかり介護	湯山台1-83-10	○	○	○	
ヘルパーステーションすまいる	見野2-36-11 YKビル304	○	○		
アイヘルパーステーション	鼓が滝1-2-9	○	○	○	
ケアサポートシリアルスプラン	萩原1-15-3 横田文化3-20号室	○	○		
あきホームケア川西	中央町13-10	○	○		
ヘルパーステーション歩	下加茂1-5-23-202	○	○		○
ニチイケアセンターただ桜木	多田桜木2-10-37 来田ビル2階8号室	○	○		
サポートつなぐ	滝山町7-7	○	○		
青空ケアサービス	南花屋敷4-20-9	○	○		
ウッドヴィレッジ訪問介護ステ ーション	加茂4-5-15	○	○		

事業所名	所在地	居宅 介護	重度 訪問 介護	同行 援護	行動 援護
茶碗と箸	東畠野1－9－7－301	○	○	○	
おひさま川西	鼓が滝1－2－25－302	○		○	
ぽじなじケア	鳶の森町4－14 グリーンハイツ8号	○	○	○	
訪問介護事業所スマイルパワー ピース	東畠野5－14－8	○	○		
スーパー・コート川西加茂訪問介 護事業所	南花屋敷1－5－11－101	○	○		
ふあみりあ訪問介護センター	東多田2－30－32	○	○	○	
訪問介護月うさぎ	大和西3－8－10	○	○		
訪問介護あんしんのお手伝いつ なぐ	南花屋敷4－26－16－201	○	○		
ニチイライフケア畠野訪問介護 事業所	見野3－11－4－203	○			
アップルケアステーション川西 池田	栄町9－1－103	○			

(2) 日中活動系サービス

事業所名	所在地	生活 介護	就労 継続 支援 A型	就労 継続 支援 B型	就労 移行 支援
小戸作業所	小戸3－12－10	○		○	
ハピネス川西デイサービス	加茂3－13－26	○			
ひまわり荘	湯山台2－46	○			
福祉作業所りんどう	美園町12－11	○		○	
ハピネス川西作業所	加茂3－13－26	○		○	
あつたかほーむ	清和台東5－2－7	○			
地域生活支援かわにし生活介護 事業所	滝山町7－7	○			
畠野作業所	東畠野4－9－8	○		○	

事業所名	所在地	生活 介護	就労 継続 支援 A型	就労 継続 支援 B型	就労 移行 支援
わくわくわ～く生活川西	萩原2-12-14-3	○			
クローバー	火打2-10-8		○		
アソシア・ジョブ川西	久代3-16-30		○	○	○
ハニービー川西	中央町3-6 川西太陽ビル305号		○		
就労継続支援A型B型事業所 Lightup	美園町1-1-3 宝泉ビル101		○		
クチーナ マンマ	東畦野3-1-6-102		○		
トリプルビー	中央町3-2 川西北ビル3F		○		
川西作業所	小戸3-12-10			○	
川西市障害者共働作業所あかね	火打1-12-16			○	
むぎのめ作業所	火打1-12-16			○	
ドリーム甲子園 川西事業所	栄根2-20-2			○	
ヒル・フィールド	栄町9-1-G104			○	
ふおーふーむ	東多田2-5-19			○	
MIX CAFE	火打2-8-18 センターヒルズビル101号			○	
ほなやろか	西畦野2-20-19			○	
就労継続支援B型事業所 With Heart	美園町1-1-3 宝泉ビル101			○	
笑顔の木	中央町2-1-403			○	
いろどり	花屋敷1-6-3			○	
ランドホーム	中央町20-3			○	
優-you-	小花2-7-1			○	
ファイヤーフェニックス	南花屋敷1-4-26 南花屋敷マンション2階			○	
就労継続支援B型事業所むく	清和台東3-1-8 トナリ工清和台2階			○	

事業所名	所在地	生活 介護	就労 継続 支援 A型	就労 継続 支援 B型	就労 移行 支援
Nagu 川西	中央町 18-21 道田ビル 2階				○

(3) 短期入所

事業所名	所在地
美園ホーム	美園町 12-11
特定非営利活動法人ぴあの	清和台東 2-3-46
ショートステイむーのおうち川西	滝山町 9-4
ハーモニー	清和台東 5-2-7
あかねホーム	東多田 1-5-1
久代ホーム	久代 3-30-11-20
ショートステイ大和西	大和西 1-50-5
地域生活支援かわにしホームたきやま ショートステイ	滝山町 7-7
ショートステイ第2大和西	大和西 5-10-7
ライフエール	久代 4-5-34
あいあい	平野 1-25-10
ショートステイ陽明第1	向陽台 3-11-61 1階
ショートステイ陽明第2	向陽台 3-11-61 2階
社会福祉法人円勝会ドリーム甲子園川西 ショートステイ事業	緑台 6-3-7
ミューズ川西	大和東 1-15-7
グループホーム R A S I E L 加茂	加茂 3-11-1
短期入所川西鼓が滝	鼓が滝 2-14-36
久代ハウスショートステイ	久代 2-5-40

(4) 共同生活援助（グループホーム）

事業所名	所在地	定員
NPO法人みちホーム	鳶台1-23-7	10人
社会福祉法人円勝会ドリーム甲子園川西 ホーム事業	緑台6-3-7	8人
あかねホーム	東多田1-5-1	8人
大和西ホーム	大和西1-50-5	12人
久代ハウス	久代2-5-40	10人
地域生活支援かわにしホームたきやま	滝山町7-7	15人
ライフエール	寺畠2-3-6-101	20人
ミューズ川西	大和東1-15-7	11人
サントリーニ	萩原台西1-235-4	10人
アニフルメゾン矢間	矢間2-5-20	12人
グループホームR A S I E L 加茂	加茂3-11-1	20人
ソーシャルインクルーホーム川西鼓が滝	鼓が滝2-14-36	20人

(5) 障害児通所支援

事業所名	所在地	児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援
Coccoleto川西校	花屋敷1-5-18 インペリアル花屋敷 105	○		
SMA SPO川西校	栄根2-20-1	○		
アートチャイルドケアS E Dスクール イオンタウン川西	多田桜木1-4-1 イオンタウン川西 2階 208	○		
おひさまde k i r u K i n d e r / S t u d y	清和台東2-2-67	○	○	
オルゴールK i d s' 川西駅前	栄根2-7-68 SOGABEビル2F	○	○	
カルティボ キッズ	西多田1-16-28 ポンデルージュ 101号	○	○	

事業所名	所在地	児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援
きしゃぽっぽ 愛	鳶台1-14-2	○	○	
きしゃぽっぽ川西	出在家町9-2	○	○	
こどもプラス川西	小花1-9-1	○	○	
さくらんぼ	小戸3-12-10	○	○	
たっち	鼓が滝1-2-23-2F	○	○	
にゃんぶキッズ	東多田1-3-17 東多田マンション2階	○	○	○
ハーティワン	けやき坂2-6-8	○	○	
ハーティワン クローバー	けやき坂2-20-9	○	○	
はあとのきゃんばす	萩原2-12-15	○	○	
ピッコロ・パッソ	中央町6-11	○	○	
ふじらぶホーム	湯山台1-34-9	○	○	
ぶるーベリー川西	清和台西3-1-6	○		
ゆうるごー	東畦野3-1-6-105	○	○	○
児童デイサービス やっぽ	緑台3-3-39	○	○	
児童デイサービスきらら。	水明台4-2-6	○	○	○
児童デイサービスぴのっきお	東多田1-25-1	○	○	
児童デイサービスゆに	加茂2-8-8	○	○	
児童発達支援 すぴーる	出在家町4-4	○		
川西さくら園	小戸3-12-10	○		○
放ディおやこ支援 Mo ana	長尾町8-23	○	○	
Team りあん	栄根2-14-2 シャンドウグリー1F		○	
Teamきずな	久代2-9-1-2F		○	

事業所名	所在地	児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援
whale	南花屋敷4-1-8		○	
オルゴール	久代2-9-5		○	
カリヨン	久代2-6-14		○	
カルティボネクスト	大和西2-1-17 畠野ビル2F		○	
ぐり'z	滝山町5-11 2号室		○	○
くるみ	加茂1-15-19-4		○	
すまいる・きっず	清和台東2-2-83		○	
ぶるーべりー緑台	緑台4-9-5 グリーンステージ川西 2F		○	
みつばのきゃんぱす	萩原2-12-16-1		○	
児童デイサービス・アニマートかわにし	萩原台西3-1-2 萩原一番館102号室・103号室		○	
児童デイサービス未来花	東畠野1-1-1		○	
特定非営利活動法人ぴあの	清和台東2-3-46		○	
未来花平野	緑台3-3-22		○	
夢ポケット 笑心nico	大和西2-23-9		○	
夢ポケットティンクル	大和西2-23-8		○	

(6) 計画相談支援と障害児相談支援

事業所名	所在地
障がい者基幹相談支援センター	火打1-12-16 キセラ川西プラザ福祉棟1階
川西さくら園	小戸3-12-10
ハピネス川西相談支援事業所	加茂3-13-26
プラスワンケアサポート株式会社	栄町25-1 アステ川西5階

事業所名	所在地
地域生活支援かわにし相談事業所	滝山町7-7
アソシア・ソーシャルサポート川西	久代3-16-30
居宅介護支援事業所フルライフケア川西	久代4-5-3
相談支援幸真会	大和西1丁目50-5
みやびの杜 相談支援室	美園町1-3
相談支援事業所 Mo ana	長尾町8-23 一の鳥居ハイツ2階

(7) 地域生活支援事業

①地域活動支援センター

事業所名	所在地
裸足の楽園	中央町6-11
ふれんど	小戸1-7-9
あいらんど	小花2-7-1 シャンテ川西1号棟107号
地域活動支援センター ジョイントハート	平野1-4-5
プレイす 晴々	出在家町7-24

②移動支援

事業所名	所在地
さわやか北摂	水明台1-2-49
プラスワンケアサポート株式会社	栄町25-1 アステ川西5階
すこやかサービスセンター	火打1-12-16 キセラ川西プラザ福祉棟1階
有限会社たお	栄根2-24-7
サポート・ハピネス	加茂3-13-26
あかねっと	火打1-12-16
ニチイケアセンター川西	中央町3-2 川西北ビル5階

事業所名	所在地
マザーケアヘルパーステーション川西	中央町 13-8-303
アイヘルパーステーション	鼓が滝 1-2-9
ヘルパーステーション歩	出在家町 18-2
ニチイケアセンターただ桜木	多田桜木 2-10-37 来田ビル2階8号室

③日中一時支援

事業所名	所在地
なな☆てんとう想作館	滝山町 9-4
美園ホーム	美園町 12-11
特定非営利活動法人ぴあの	清和台東 2-3-46
ひだまり	清和台東 5-2-7
みらいばな	緑台 3-5-10
夢ポケット キャンディ	大和西 2-23-9
あいあい	平野 1-25-10

④訪問入浴サービス

事業所名	所在地
りんどう訪問入浴介護サービス	多田桜木 2-10-38
ニチイケアセンター川西	中央町 3-2 川西北ビル5階

2. 計画の策定経過

日程	会議名等	内容
令和5年3月29日	障害者施策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・「障がい者プラン2029」策定について（策定スケジュール） ・アンケート調査の結果について
令和5年6月27日	障がい者自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・「障がい者プラン2029」策定について（国の障害者計画の概要、策定スケジュール）
令和5年7月5日	障害者施策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・「障がい者プラン2023」の進捗状況について ・「障がい者プラン2029」策定について（国の障害者計画の概要、骨子案）
令和5年10月18日	障害者施策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・「障がい者プラン2029」（素案）について
令和5年10月19日	障がい者自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・「障がい者プラン2029」（素案）について
令和5年11月29日 ～令和5年12月28日	意見提出手続 (パブリックコメント)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民等を対象に計画案に対する意見を募集
令和6年2月14日	障がい者自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・「川西市障がい者プラン2029」に係る市民意見及び市議会意見に対する検討結果について
令和6年3月18日	障害者施策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・「川西市障がい者プラン2029」に係る市民意見及び市議会意見に対する検討結果について

3. 川西市障害者施策推進協議会委員名簿

区分	氏名	所属する団体等	備考
学識経験者	下司 実奈	神戸女子大学健康福祉学部社会福祉学科准教授	会長
//	前田 拓也	神戸学院大学現代社会学部現代社会学科教授	
//	福島 健太	兵庫県弁護士会 弁護士	
//	井村 明子	市立川西養護学校 校長	
社会福祉団体の代表者	小田 秀平	川西市社会福祉協議会 会長	副会長
//	秋山 博	川西市身体障害者福祉協会 会長	
//	篠木 玲子	川西市身体障害児者父母の会 会長	
//	森寺美由紀	特定非営利活動法人川西市手をつなぐ育成会 理事長	
//	名塚かがり	むぎのめ家族会 会長	
市議会議員	松隈 紀文	川西市議会議員	令和5年10月25日まで
障がい当事者	名木田絢子	公募委員	
一般市民	鈴木まり子	公募委員	
障害者の福祉に関する事業に従事している者	渡邊 真司	川西市障がい者基幹相談支援センター所長	
//	大西 僅	特定非営利活動法人百生一輝 理事	
市長が必要と認めた者	田 寛一	川西市医師会	
//	今村 瞽子	川西市歯科医師会	
//	野原 和憲	川西市商工会 副会長	
//	西垣 通豊	川西市人権教育協議会 会長	
//	今谷 敦子	伊丹公共職業安定所 専門援助部門統括職業指導官	

4. 川西市障害者施策推進協議会規則

昭和52年4月1日
川西市規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、川西市付属機関に関する条例(昭和52年川西市条例第3号)第3条の規定に基づき、川西市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する市町村障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成28年法律第65号)による改正後の児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画の策定又は変更に関する事項
- (2) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第17条及び第18条に規定する障害者差別解消支援地域協議会が協議すべき事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、川西市の障害者に関する施策の実施状況の調査その他障害者に関する施策に関する重要事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 市長は、障害者施策に関する重要な事項を専門的に調査及び研究をする必要があると認めたときは、専門委員を置くことができる。
(委員及び専門委員の任免)

第4条 委員及び専門委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 社会福祉団体の代表者
 - (3) 障害者
 - (4) 障害者の福祉に関する事業に従事している者
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者
- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員及び専門委員は、再任されることができる。
 - 4 専門委員は、当該事項に関する調査及び研究が終了したときは、解任されるものとする。
(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によつて定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第7条 協議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、市の職員のうちから、市長が任命する。
- 3 幹事は、会長の命をうけて、所掌事務について、委員を助ける。

(部会)

第8条 協議会は、障害者に関する施策に関する重要事項を協議するため、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員及び専門委員のうちから会長が指名する者をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する部会員がその職務を代理する。
- 7 部会の議決は、協議会に報告し、協議会において承認を受けなければならない。
- 8 第6条の規定は、部会において準用する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(公印)

第10条 公印は、次のとおりとする。

名称	寸法(センチメートル)	用途	個数	管守者
川西市障害者施策 推進協議会長之印	方 2.1	会長名をもつてす る文書	1	福祉部障害 福祉課長

- 2 公印の取扱いについては、川西市公印規則(昭和39年川西市規則第13号)の規定を準用する。

(補則)

第11条 この規則に定めるものほか必要な事項は、協議会が定める。

5. 川西市障がい者自立支援協議会設置要綱

平成25年3月1日
川西市告示第18号

(設置及び目的)

第1条 障害者及び障害児が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、住み慣れた地域で安心して自立した生活を営むことができるよう、中立かつ公平な相談事業の実施、地域の関係機関の連携強化及び社会資源の開発、改善等を推進するため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、川西市障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 相談支援事業の運営に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワークに関すること。
- (4) 地域に必要な社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、地域の障害者福祉に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、川西市職員並びに別表に掲げる団体及び機関等から選出された者（以下、「構成員」という。）をもって構成する。

- 2 市長は、構成員のうち必要と認める者を、任期を定め、常任委員として委嘱又は任命することができる。
- 3 協議会が必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、構成員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 協議会は、必要に応じて会長が招集するものとする。

(運営会議)

第6条 協議会は、協議会を円滑に運営するため、運営会議を置く。

- 2 運営会議は、構成員のうち会長が指名する者をもって構成する。

(部会の設置)

第7条 協議会に、必要に応じて、分野別の部会を設けることができる。

- 2 前項に定める部会の設置その他部会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める

ものとする。

(秘密の保持)

第8条 協議会における個人情報の共有は、障害者及び障がい児への適切な支援等を図るためにものであり、構成員は、正当な理由なく、協議会において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。ただし、市長は、業務の全部又は一部を市長が適切に実施できると認める事業者に委託して実施することができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

別表（第3条関係）

社会福祉法人川西市社会福祉協議会
川西市民生委員児童委員協議会連合会
川西市身体障害者福祉協会
川西市身体障害児者父母の会
特定非営利活動法人川西市手をつなぐ育成会
むぎのめ家族会
伊丹公共職業安定所
兵庫県阪神北県民局伊丹健康福祉事務所
兵庫県立こやの里特別支援学校
阪神北圏域障害者等相談支援コーディネーター
兵庫県介護支援専門員協会川西支部
川西市心身障害者総合福祉センター
川西市成年後見支援センター“かけはし”
川西市障がい者基幹相談支援センター
ハピネス川西相談支援事業所
アソシア・ソーシャルサポート川西
プラスワンケアサポート株式会社
川西さくら園（児童発達支援センター）

6. 用語集

あ行

アプリケーションソフト

特定の用途や目的のためにつくられた、コンピューターのソフトウェアのこと。

医療的ケア児

医学の進歩を背景として、N I C U（新生児集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

インクルーシブ教育

「子どもたちは一人ひとりが多様である」ということを前提に、障がいの有無にかかわらず誰もが、望めば自分に合った配慮を受けながら、地域の通常教育で学べることをめざす教育理念と実践プロセスのこと。

S N S

Social Networking Service の略。個人間のコミュニケーションにより社会的なネットワークを構築するインターネットを利用したサービスのこと。

S D G s

Sustainable Development Goals の略。持続可能な開発目標。2015 年 9 月の国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための 2030 年を年限とする 17 の国際目標とそれらを達成するための具体的な 169 のターゲットのこと。

N P O

様々な社会貢献活動や社会貢献事業を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。

か行

ガイドヘルパー

外出介護員とも呼ばれる。障がいを持ち、外出が困難な人が移動する際に付き添い、手助けする人のこと。

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制の強化の取組及び権利擁護、虐待防止等を行う。

共生型サービス

介護保険か障害福祉のどちらかの指定を受けている事業所が、もう一方のサービスを実施する制度。例えば障害福祉サービスの居宅介護を利用していた方は65歳以降になると介護保険サービスの訪問介護に移行する必要があるが、共生型サービスにより、それまでどおりの障害福祉サービスを利用することができる。

権利擁護

知的障がい、精神障がいや認知症などのため、自らの権利やニーズを表明することが困難な人に代わってその権利やニーズ表明を行うこと。また、弱い立場にある人々の人権侵害（虐待や財産侵害など）が起きないようにすること。

高次脳機能障害

頭部外傷、脳血管障がい等による脳の損傷の後遺症として、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がい等の認知障がいが生じ、日常生活、社会生活への適応が困難となる障がいのこと。

合理的配慮

個別の状況に応じて講じられるべき措置であり、例えば、乗り物への乗車にあたっての手助けや、筆談、読み上げ等の障がい特性に応じたコミュニケーション対応、段差の解消のための渡し板の提供等が考えられる。

心のバリアフリー

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り、支え合うこと。

コンプライアンス

法令遵守。企業が経営、活動を行う上で、法令や各種規則などのルール、更には社会的規範などを守ること。

さ行

作業療法士

手芸、工作、家事等の作業を通じて、障がいのある人の身体運動機能の回復や、精神状態の改善等を図る専門家のことで、

社会的障壁

障がいがある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で妨げとなるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

情報アクセシビリティ

年齢や障がいの有無などに関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方の財産管理や身上監護を代理権等が付与された成年後見人が支援する制度。本人が判断能力のあるうちにあらかじめ後見人を依頼しておく「任意後見制度」と家庭裁判所の審判に基づき後見人を選任する「法定後見制度」がある。「法定後見制度」は、本人の判断能力に応じて、「後見」「補佐」「補助」の3類型に分かれる。

た行

地域共生社会

制度、分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに作っていく社会。

地域生活支援拠点

障がい者の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能を持つ場所や体制のこと。居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としている。

地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、重度な要介護状態となっても可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援、サービス提供体制として、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいが一体的に提供されるケアシステムのこと。

は行

バリアフリー

「障がいのある人が社会生活をしていく上で妨げとなる障壁(バリア Barrier)となるものを除去(フリーFree)する」という意味で、建物や道路などの段差等生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去」という意味でも用いる。

ピアカウンセリング

障がい者同士のグループや患者会の自助グループで用いられ、同じ境遇にある仲間同士でしか理解しえないことを語り、互いに支持し合えるカウンセリングのこと。

ピアサポート

ピア(Peer)とは「仲間」を意味し、障がいのある人の場合は、障がいのある人やその家族が、当事者同士で集まり、お互いの課題や抱えている辛さを共有し、分かち合い、助け合うこと。

避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害発生時又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、円滑で迅速な避難のため、特に支援が必要な人。

福祉的就労

一般企業などでの就労が困難な障がいのある人が、各種就労支援施設等で職業訓練等を受けながら作業を行うこと。

福祉避難所

災害時に高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児、病者等、一般的な避難所では生活に支障を来す人を受け入れてケアする避難所。バリアフリー化され、専門スタッフを配置した介護施設や学校を自治体が指定する。民間施設の場合は事前に協定を結ぶ。

ペアレント・トレーニング

親は自分の子どもに対して最良の治療者になることができるという考えに基づき、親に子どもの養育技術を身につけてもらうトレーニング。

ペアレントプログラム

地域での普及を図るために開発された、ペアレント・トレーニングよりも簡易なプログラム。

や行

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

ら行

ライフステージ

人の一生を幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期などに分けた、それぞれの段階をいう。

リハビリテーション

障がいのある人の身体的、精神的、社会的な自立能力向上をめざし、単なる機能回復ではなく、「自分らしく生きる」ために行われるすべての活動をいう。

療育

障がいのある子どもが、障がいの進行を食い止めるなど社会的に自立することを目的として行われる治療教育の略称。

川西市障がい者プラン2029

令和6年3月策定（令和6年4月発行）

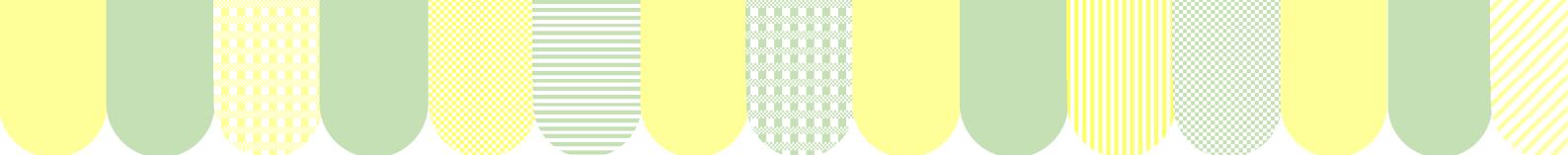
編集・発行／川西市 福祉部 障害福祉課

兵庫県川西市中央町12番1号（〒666-8501）

電話：(072) 740-1178

FAX：(072) 740-1311

E-mail : kawa0149@city.kawanishi.lg.jp



川西市障がい者プラン 2029

自分らしく輝き ともに暮らしあり続ける
共生社会の実現



かわにし 新 時代へ